

特許庁委託
ジェトロ海外工業所有権情報

模倣対策マニュアル

シンガポール編

2001 年 3 月

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的所有権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的所有権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的所有権の保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁からの委託により、「各国工業所有権情報収集等事業」を実施しています。

12 年度は、北京、上海、香港、ハノイ、マニラ、クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、バンコク、ソウル、シンガポールのアジア地域の 11 都市において、現地のジェトロ事務所が特許法律事務所と契約をし、工業所有権の模倣対策に資する情報を収集、同地域における工業所有権の侵害実態を把握、模倣対策の強化に努めようというものです。

また、アジア地域と同様な、悪影響が出始めている中東地域（アラブ 首長国連邦、イラン、トルコ、サウジアラビア）における工業所有権制度の調査を行いました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル シンガポール編」を作成しましたのでお届けいたします。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2001 年 3 月

日本貿易振興会 投資交流部

目 次

第一章．工業所有権の取得	1
A．特許	1
1. 法律、規則、布告および行政上のガイドライン	
2. 特許付与の所轄官庁	
3. 保護の対象	
4. 特許付与の要件	
5. 付与される権利	
6. 権利能力	
7. 出願人の代理人	
8. 出願手続きに関する概要	
9. 出願手続き	
10. 補正と修正	
11. 実体審査	
12. フローチャート	
13. 権利の登録と維持	
14. 譲渡と取り下げ	
15. 異議と登録官の決定を却下させる提訴	
16. 書式と料金の明細表	
B 商標	22
1. 法律、規則、布告および行政上のガイドライン	
2. 商標登録の所轄官庁	
3. 保護の対象	
4. 商標登録認可の要件	
5. 付与される権利	
6. 法定資格	
7. 出願人の代理人	
8. 出願手続きの概要	
9. 出願	
10. 補正と修正	
11. 実体審査	
12. 登録と権利の維持	
13. 譲渡と出願の取り下げ	

14. 登録官の決定を却下させる提訴	
15. 書式と手数料の一覧表	
16. 地理的表示法	
C . 著作権	40
1. 法律、規則、布告および行政上のガイドライン	
2. 所轄官庁	
3. 保護の対象	
4. 保護の対象とならないもの	
5. 付与される権利	
6. 譲渡	
D . 意匠と集積回路	48
1. 法律、規則、布告および行政上のガイドライン	
2. 2000 年登録意匠法	
3. 集積回路配置設計 付属資料	
第二章 . 不正競争	79
1. 序文	
2. 不正な競争に関連する法律、規則、布告および行政的ガイドライン	
3. 所轄官庁	
4. 対象事項	
第三章 . 他の当事者の係属出願および付与された権利に対する対抗手段	90
A . 商標	90
1. 他の当事者の係属出願または付与された権利に関する情報の収集	
2. 対策手段（係属出願） - 異議中立手続き	
3. 対抗手段（付与された権利） - 取消しと無効化	
4. 裁判所への提訴	
B . 特許	99
1. 他の当事者の係属中での出願と付与された権利に関する情報の収集	
2. 対抗措置 - 特許に対する権利の決定	
3. 対抗手段（付与された権利） - 取消し	
C . 意匠	110

1. 他の当事者の係属出願または付与された権利に関する情報の収集
2. 対抗手段

第四章．模倣に対する救済手段の概要 112

1. 手段とそれによって認められる救済措置のリスト
2. 対抗手段の比較
3. 当事者の代理人
4. 模倣に関する情報または証拠の収集

第五章．行政措置等、模倣被害救済措置 121

1. 法律、規則、およびガイドライン
2. 措置の対象となる行為
3. IPR 実施 / 偽造被害救済措置の条件
4. 法的能力
5. 手続きの概要
6. 訴訟手続

第六章．模倣に対する民事訴訟 129

1. 法律、規則、布告、およびガイドライン
2. 侵害、保護制限規定、および救済措置
3. 知的所有権実施の要件
4. 法的能力
5. 民事訴訟手続きの概要
6. 訴訟の提起
7. 弁論、証拠
8. 判決または決定
9. 上訴
10. 仮処分
11. 訴訟手続に基づく和解

付録

第七章．模倣に対する刑事訴訟 165

1. 法律、規則、布告およびガイドライン
2. 法のもと犯罪とみなされる侵害行為
3. 刑罰を科す場合の必要条件
4. 知的所有権者が取ることができる手段
5. 上訴
6. 刑事訴訟手続の概要

第八章．ライセンス及び技術移転 188

1. ライセンス
2. 契約

第一章： 工業所有権の取得

A. 特許権

1. 法律、規則、布告、および行政上のガイドライ ン

適用法

国会の定めた法令	施行日
特許法（Cap 221）1995 年改正版 以下の法律により改正：	1995 年 2 月 23 日
1995 年特許（改正）法 Act 40 of 1995	1996 年 1 月 1 日

補助法	施行日
特許規則（Cap 221, R1）1996 年改正版 以下の規則により改正：	1995 年 2 月 23 日
1996 年特許（改正）規則 No. S224/96	1996 年 6 月 1 日
1997 年特許（改正）規則 No. S132/97	1997 年 4 月 1 日
1996 年特許（改正 No. 2）規則 No. S260/97	1997 年 6 月 1 日
1997 年特許（改正 No. 3）規則 No. S458/97	1997 年 10 月 15 日
1998 年特許（改正）規則 No. S82/98	1998 年 3 月 2 日
1998 年特許（改正 No. 2）規則 No. S116/98	1998 年 6 月 1 日
1999 年特許（改正）規則 No. S286/99	1999 年 6 月 1 日
1999 年特許（改正 No. 2）規則 No. S286/99	1999 年 7 月 1 日
1999 年特許（改正 No. 3）規則 No. S510/99	1999 年 12 月 20 日
2000 年特許（改正）規則 No. S300/00	2000 年 7 月 3 日
2001 年特許（改正）規則 No. S60/01	2001 年 2 月 15 日
1998 年特許（除外日）No. S39/98	1998 年 1 月 26 日
2000 年特許（除外日）No. S561/00	2000 年 12 月 8 日

国際条約

条約	批准日
工業所有権の保護に関するパリ条約	1995 年 2 月 23 日
特許協力条約	1995 年 2 月 23 日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs)	1996 年 1 月 1 日

2. 特許付与の所轄官庁

シンガポール知的所有権庁 (IPOS = Intellectual Property Office of Singapore) の一部門である特許登録局 (ROP) が、特許法 (Cap 221) に基づく特許登録および特許出願の処理を管轄する。また、IPOS は特許の更新、回復を含む特許付与後の行政上の処分も取り扱う。これらの職務に加え、IPOS は特許協力条約 (PCT) に基づく特許の国際出願も受理する。

IPOS の所在地は下記の通り。通信連絡または照会は全て登録官宛てとしなければならない。

シンガポール知的所有権庁
 bras・バス (Bras Basah) 街 51 番
 #04-01
 プラザ・バイ・ザ・パーク (Plaza By The Park)
 シンガポール 189554

電話 : (65) 339 8616
ファックス : (65) 339 9230

IPOS の通常業務時間は次の通り。

週日 (月曜日 ~ 金曜日)	08:30 ~ 12:30	グリニッジ標準時 + 8 時間
	13:30 ~ 17:30	グリニッジ標準時 + 8 時間
土曜日	08:30 ~ 13:00	グリニッジ標準時 + 8 時間
日曜日・祝祭日	休み	

IPOS の所在地に関する地図は添付書類 I で示す。

3. 保護の対象

特許取得可能な発明

製品および製法は、1995 年特許法 (Cap 221) 第 III 部の要件に適合するものであり、かつ同特許法中で特許取得不可能な発明として除外されるものでなければ、特許を取得できる。特許登録の要件は、「特許付与の要件」(下記) で詳述する。

特許取得不可能な発明

公衆の使用に供する場合、不快、不道德、または反社会的な振舞いを助長する発明は、特許付与の対象とならない。但し、ある特定の振舞いが、シンガポールで何らかの法律によって禁止されているというだけでは、その振舞いが不快、不道德、または反社会的である

ということにはならない。

4. 特許付与の要件

一般的に、ある発明が特許付与の対象となるためには、三つの基準に適合しなければならない。発明は、次のものでなければならない。

(i) 新規性を持つこと

発明は、その出願日より前に、または、優先日を主張する場合はその優先日より前に、世界の何れかの場所で公開されたものであってはならない。すなわち、従来技術の範疇に存在するものとは異なるものでなければならない。従来技術には、優先日の前に、シンガポールまたは他の場所で、明細書もしくは口頭明細説明によるかまたは先行する実物説明によるかを問わず、公衆の利用可能なものとなるか、または公衆に開示された全ての事項が含まれる。また、従来技術には、公開は当該発明の優先日以降ではあるが、先行する優先日を持つ他の発明の出願に含まれる全ての事項も含まれる。

特許出願を考える者は、自らの発明を公衆に開示しないように保護しなければならない。

出願前に開示すれば、その発明の新規性を損なう可能性がある。発明を他の者に開示することがどうしても必要な場合は、極秘事項として開示するよう注意しなければならない。

また、開示の相手には、守秘義務を明示的に課すことが肝要である。

(ii) 進歩性を含むこと

発明は、ある特定の技術分野に練達した者にとっても新規のものでなければならず、また自明のものであってはならない。発明は、創意に富んだもの、すなわち創造的な発想の成果でなければならない。また、従来技術と当該特許請求の範囲の発明との間に明白な違いがなければならない。この進歩性も、発明にとって重要かつ不可欠なものである。

(iii) 産業上の利用性を持つこと

発明は、実地に利用できるもの、すなわち何らかの分野の産業で製造可能、または利用可能なものでなければならない。発明は、製品、手段、または製品の製法もしくは具体的最終成果の達成方法でなければならない。

自明性の根拠とならない従来技術

発明を構成する事項の開示は、出願日の直前 12 ヶ月以内に起こったものであり、かつ、次のようなものである場合には、特許もしくは特許出願においては無視され、かつ開示された事項は、従来技術とは見なされない。

(a) その開示が、非合法にまたは守秘義務に違反して得た事項に関するものである場合、

- (b) その開示が、発明者が万国博覧会で当該発明を展示したことによるか、もしくは、その結果としてのものである場合。但し、出願人は、当該発明の特許出願時に、発明がそのように展示されたことがある旨を申告するものとする。出願人は、所定の条件に従って、かかる申告の裏付けとなる証拠書類の提出を求められる。または
- (c) その開示が、何れかの学会で発明者自らもしくは発明者の同意を得た他の者が読み上げたかまたは何れかの学会の法律行為によって発明者の同意を得て公表した研究論文の中で、発明者がその発明を記述したことによるか、または、その結果としてのものである場合。「学会」とは、シンガポールまたは他の場所で設立された学問と科学の振興を主目的とする何らかのクラブまたは協会を意味する。

更に、人体もしくは動物の身体に対する外科術もしくは何らかの療法による治療処置法で使用する物質もしくは組成物で構成される何らかの発明、または人体もしくは動物の身体に施す診断で構成される何らかの発明に関しては、その物質もしくは組成物が従来技術を構成するとしても、かかる方法におけるその物質もしくは組成物の使用が従来技術を構成しないのであれば、新規の発明としての扱いを妨げられない。

5. 付与される権利

権利の内容

特許によって、発明者は、自らの発明の製造、使用、販売、または市場性開発に関わる独占的権利を与えられる。特許発明の所有権者は、自らの発明の商業的市場性開発が自らの同意無しに行われることを阻止する制定法上の権利を持つ。特許権は人的財産権である。従って、特許に基づくこの権利は、移転し、授与し、付与し、許諾し、譲渡し、および質入れすることができる。これらの権利はシンガポール全土に及ぶ。

権利の侵害となる行為

発明が製品である場合、シンガポール内の何れかの者が、特許権者の同意を得ずに、

- (i) その製品を製造し、
- (ii) 処分し、
- (iii) 処分の申し出を行い、
- (iv) 使用し、
- (v) 輸入し、また
- (vi) 処分もしくは他の目的でその製品を保持すると、特許権の侵害となる。

発明が製法である場合、何れかの者が、

- (i) 所有権者の同意を得ずに使用すれば特許権の侵害になることを現実に知っていながら、

- または知っているとは推定されるにもかかわらず、シンガポール内でその製法を使用するか、もしくは使用の申し出を行い、または
- (ii) その製法を用いて直接得た製品を処分し、処分の申し出を行い、使用し、もしくは輸入し、または処分もしくはその他の目的でかかる製品を保持する

と、特許権の侵害となる。

付与される権利の制限

特許付与により与えられる権利は絶対的なものではない。特許法には、権利侵害行為ではないとされる一定の例外についての規定がある。例えば、次のものは侵害行為とならない。

- (i) 私的に、かつ非商業的目的で行う行為、
- (ii) 実験の目的で行う行為、
- (iii) 登録開業医もしくは登録歯科医の処方に従って、個人のために薬剤を即席で調合する行為、
- (iv) シンガポールを除く何れかのパリ条約同盟国に登録されているかもしくはその同盟国に属し、シンガポール領内に一時的にもしくは偶発的に入った船舶、航空機もしくは車両の、船体・機体・車体、もしくはその操作に、製品もしくは製法を使用する行為、
- (v) シンガポールに合法的に入国した免除航空機を使用する行為、および
- (vi) 特許製品もしくは特許製法に関連する行為で、特許権者の同意を以て行うか、または特許権者が許諾した行為。

6. 権利能力

出願資格を持つ者

いかなる自然人または法人も特許を出願できる。但し、被雇用者の発明（職務発明）を除き、特許権付与に対する権利は一次的には発明者に属する。

権利の由来

発明者でない出願人も特許を出願できるが、発明者を特定し、かつ自らが特許付与を受け権利を得た経緯を明確に示す供述書を提出しなければならない。例えば、雇用契約または譲渡によって、発明に対する権利を得た旨述べることができる。この供述は、特許書式 8 号を使って、宣言優先日から、または優先日が宣言されない場合には出願日から 16 ヶ月以内に行う。

被雇用者の発明（職務発明）

被雇用者は、特許法では雇用契約に基づき働く者と定義されている。被雇用者の発明は、次の場合には雇用者に帰属すると見なされる。

- (i) その発明が、被雇用者の通常職務の遂行中になされた場合、

- (ii) その発明が、被雇用者の通常職務外ではあるが、特にその被雇用者に命じた職務の遂行中になされたものであり、かつ、かかる発明が、被雇用者の職務遂行の結果として得られると合理的に期待できたもの、または
- (iii) その発明が被雇用者の職務遂行中になされ、かつ、その発明を行った時点で、その被雇用者は、雇用者の事業を増進する特別の義務を負っていた場合。

被雇用者がなすその他の発明は、すべて被雇用者に帰属すると見なされる。

外国人の権利能力

シンガポールでは誰でも特許を出願できるが、シンガポールの居住者でない出願人は、通信物送達宛先としてシンガポール内の住所を ROP に届け出なければならない。

シンガポール外での特許出願

海外での特許出願を希望するシンガポール居住者は、シンガポールの ROP に書面による事前の許可を求めなければならない。かかる許可は、関連書式「特許法 (Cap. 221) 第 34 条に基づいて請求する書面による許可」に必要事項を記入して提出することによって請求できる。公的手数料の納付は不要である。書式の見本は添付書類 PT1 号として添付する。

許可を必要としない唯一の例外は、先ずシンガポールで出願し、続いて、少なくとも 2 カ月後に海外出願をする場合である。但し、登録官が、公開すればシンガポールの防衛もしくは公衆の安全を損ねる可能性のある情報がその出願事項に含まれているとして、その公開を禁止もしくは制限する指示を出すことのない場合に限る。許可が必要であるにもかかわらず、それを求めない者は有罪とされ、S\$5,000 以下の罰金および / または 2 年以下の禁固に処される。

7. 出願人の代理人

出願時に、代理人または代行者の必要はない。通信物送達宛先としてシンガポール内の住所を届け出ることができる限りにおいて、代理人を立てる強制要件はない。しばしば、法律事務所が適切な代行者に指名される。但し、代行者を指名する場合は、特許書式 41 号に手数料 S\$10 を添えて ROP に届け出なければならない。

8. 出願手続きの概要

特許出願手続きの概要を示すフローチャートを添付書類 PT2 号として添付する。

9. 出願手続

シンガポールで発明に対して特許による保護を取得するには、一般的に二つの方法がある。それらは次の通り。

国内出願

シンガポールにおける特許による保護は、特許法に基づく出願をすることによって取得できる。出願人が、自らの発明の市場性開発を他国で行うことを望むのであれば、これを推奨する。

出願書類の提出

特許を出願し、特許出願日を確保するには、次の書類を提出しなければならない。

- 特許書式 1 号および S\$160、
- 代行者を指名する場合は、特許書式 41 号および S\$10、
- 明細書 3 通

明細書には、発明の説明、保護を希望する事項を適切に限定する特許請求の範囲、図面（もしあれば） および要約を含めなければならない。

説明書には、発明に関する必要情報を全て盛り込まなければならない。完全な開示が必要である。一般的な指針として、説明書には次のことがらを盛り込まなければならない。

- 発明の名称、
- 発明の分野、
- 発明の背景、
- 従来技術の簡潔な説明、
- 発明の要旨、
- 図面の参照、
- 好適実施例の説明、および
- 最好適実施例についての明細な説明。

特許請求の範囲では、特許が付与される場合に、特許が与える独占的権利の範囲について、出願人の請求の範囲を定めなければならない。実際には、特許請求の範囲は、保護範囲を最大とするよう出来るだけ広いものとすべきである。但し、特許請求範囲の草案作りに当たっては、従来技術を考慮するのが賢明である。

図面は、発明の説明に役立つ。

出願日

次の要件を満たせば、出願日が認定される。

- ROP に提出する書類に、特許法に基づいて特許を出願する旨の表示が含まれていること。
- 書類の中で、出願人が特定されている、および
- 書類に、明細書と一つもしくは複数の特許請求の範囲が含まれていること。

何れかの条件が満たされないと、出願人はその不備を訂正するため 1 ヶ月の猶予が与えられる。同期間内にその不備を訂正しなければ、出願は放棄されたものとして処理される。

方式審査

登録官は方式審査を行い、形式上の要件が満たされていること、および必要な書式および書類が規定に従って提出されていることを確認する。形式上の要件は「特許規定」の規定 21 から規定 23 で明確に規定されている。それらは添付書類 PT3 として添付する。何らかの不備があれば、登録官は、その不備を特定する書状を出願人宛てに発行する。

出願人は、登録官の書状の日付から 3 ヶ月以内にその不備を訂正して、定められた形式上の要件を満たす。

優先権の主張

シンガポールはパリ条約同盟国である。従って、シンガポールでの特許出願が、パリ条約同盟国の一国で同一特許について先の出願がなされてから 12 ヶ月以内に行われる場合には、シンガポールでの出願において、その他国における先の出願に由来する優先権を主張することができる。

出願において優先権を主張する場合、出願人は次のものを提出するよう求められる。

- 宣言優先日から 16 ヶ月以内に、優先権主張の基となる全ての特許出願のファイル番号（書類番号）および
- 宣言優先日、または特許付与請求の提出日の何れか早い方の日付から 28 ヶ月¹以内に、優先権主張の基となる全ての特許出願書の謄本 1 部（出願先の当局が然るべく認証するか、もしくは登録官が満足するように、真実性の証明がなされたもの）。

発明者に関する供述書

出願人が発明者ではない場合、宣言優先日から、またはそれが宣言されていない場合には出願日から 16 ヶ月以内に、特許書式 8 号を使用して、発明者、ならびに出願人が特許の付与を受ける権利を得た経緯を特定する供述書を提出しなければならない。

外国語出願制度

提出する書類は全て英語で記さなければならない。

翻訳

一般的要件として、外国語で記した何らかの書類もしくは書類の一部を出願関連資料として ROP に提出する場合には、同書類に認証済みもしくは真実性証明済みの翻訳文を添える。この要件は、英語で記されていない優先権書類、引用した書類、および基本書類に対して適用される。英語以外の言語で記される優先権書類については、原本に対応しているとし

¹ この期間は最近延長されて、1999 年 12 月 20 日以降 22 ヶ月から 28 ヶ月となった。但し、最先の宣言優先日、または優先日が宣言されない場合には出願日が 1998 年 2 月 20 日より前の日付の出願には適用されない。最先の宣言優先日が 1998 年 2 月 20 日より前の出願については、旧期間の 22 ヶ月が引き続き適用される。

て登録官が満足する真実性証明済み英語翻訳文を、宣言優先日または特許付与請求の提出日の何れか早い日から 28 ヶ月²以内に提出する。

PCT 国際出願
(シンガポール国内手続への移行)

シンガポールは 1995 年 2 月 23 日以降、PCT (特許協力条約) 締約国となった。その結果、同日以降シンガポールの ROP (特許登録局) は、シンガポール市民または居住者、および指定国が行う国際出願の受理官庁となった。従って、出願人は、シンガポールを指定して PCT に基づく国際出願をすることによって、自らの発明に対しシンガポールでの保護を求めることができる。PCT に基づく出願は、シンガポールを指定国とすれば、シンガポール特許法に基づく出願として扱われる。シンガポールは PCT の第 I 章および第 II 章の両方に加盟している。

従って、PCT 出願でシンガポールを指定する出願人は、シンガポールにおいて PCT 第 I 章に基づいて国内手続に移行するか、または第 II 章に基づいて国内手続に移行するかの選択権を持つ。第 I 章に基づく国内手続への移行は、最先の宣言優先日から、または優先日が宣言されない場合は国際出願日から 20 ヶ月以内に行わなければならない。第 II 章に基づく国内手続への移行は、最先の宣言優先日から、または優先日が宣言されない場合は国際出願日から 30 ヶ月以内に行わなければならない。

国内手続への移行 - 第 I 章および第 II 章の両方に適用する要件

シンガポールで国内手続に移行するには、次の情報を特許書式 37 号に記入して提出しなければならない。また手数料として S\$160 の納付が必要である。

- i) 国際出願番号、
- ii) 国際出願日、
- iii) 最先の宣言優先日
- iv) 出願人の完全な住所
- v) 国際公開番号 (わかっている場合)
- vi) 国内手続移行を次の何れに従って行うか。
 - (a) PCT 第 I 章 (シンガポールを指定)
 - (b) 第 86 条 (3) (b) に基づく先の国内手続移行 [PCT 第 I 章] (シンガポールを指定)
 - (c) PCT 第 II 章 (シンガポールを指定)
 - (d) 第 86 条に基づく先の国内手続移行 [PCT 第 II 章] (シンガポールを選択)

また、国際手続中に行う英語によらない補正についても、英語翻訳文を ROP に提出しなければならない。この翻訳から、願書および要約書は除外できるが、PCT 規則の規定 49.5 (d) に適合する形式の図面にある本文部分は含めるものとする。明細書の一部を構成する続き表 (sequence listing) に含まれる本文部分は、PCT に基づく規則の規定 12.1 (d) に適合しており、かつ同明細書がそれらの規則の規定 5.2 (b) に適合している場合は、翻訳から除外することが出来る。

² 前掲に同じ。

PCT 国際出願が英語で行われない場合、ROP に英語翻訳文を提出しなければならない。
PCT 国際出願の真実性証明済み英語翻訳文は、国内手続移行期限から 2 ヶ月以内に提出することができる。

国際手続段階で発明者の明細が提出されなかった場合、国内手続移行期限から 2 ヶ月以内に特許書式 8 によって提出しなければならない。

国内手続移行期限から 8 ヶ月³以内に、次の書類の真実性証明済み英語翻訳文を提出しなければならない。

- a) 英語で記されていない全ての優先権書類、
- b) 提出した全ての書類もしくは書類の一部、
- c) 国内手続移行前に提出した全ての書類もしくは書類の一部、および
- d) ROP に提出した国際調査報告もしくは国際予備審査報告に関連する書類（英語で記されていない場合）。

第 I 章に基づく国内手続移行の追加要件

国内手続移行期限から 8 ヶ月⁴以内に、審査請求を、特許書式 12 号を使用し手数料 S\$800 を添えて、かつ次の書類とともに提出しなければならない。

- 国際調査報告書の謄本 1 部、
- 同国際調査報告書で参照されている全ての書類、
- 国際調査報告書で引用されている非英語書類の各々に対応する特許部類（patent family members）の参照リスト。

登録官は、調査報告で参照されている全ての書類について真実性証明済みの英語翻訳文の提出を要求する裁量権を有することに留意が必要である。

出願が国内手続に移行すると、特許証の発行まで国内出願と同一の方法で扱われる。

第 II 章に基づく国内手続移行

第 II 章に基づき国内手続に移行すれば、所定の特許付与請求期限の前であれば、出願人はいつでも特許付与請求の手続をとることができる。

³ この期間は最近延長されて、従来、国内手続移行期限から 2 ヶ月であったものが、1999 年 12 月 20 日以降は 8 ヶ月となった。但し、この規定は、最先の宣言優先日が 1998 年 2 月 20 日より前である特許出願に対しては、または、シンガポールが PCT 第 II 章に基づく選択国である場合には宣言優先日が 1997 年 4 月 20 日より前である特許出願に対しては適用されない。上述の状況においては、真実性証明済み翻訳文の提出期限は、国内手続移行期限から 2 ヶ月である。

⁴ 前掲に同じ。

特殊出願制度

ある特許出願がなされた後、特許が付与される前に、その特許出願に含まれる事項の何れかの部分につき、原出願人が新たな出願を行う場合で、その新たな出願で先の出願に含まれるものを超える追加的事項が一切開示されない場合には、その新たな出願は、先の出願と同じ出願日を持つものとして扱われる。

10. 補正および訂正

特許出願の補正

出願人は、自らの自由意志で特許出願の補正を選択することができる。但し、結果として追加事項を含めることとなる場合、特許または特許出願に対する補正は一切許可されない。

特許出願を補正するには、出願人は次のものを提出しなければならない。

- 特許書式第 13 号、および
- 補正希望箇所を、消すことの出来ない赤いマークで明瞭に示した書類。

補正は、次の場合を除いて、特許付与手数料の納付前であれば、いつでも提出することが出来る。

- (i) 調査の請求を行った後、その報告書を受け取るまで、
- (ii) 調査および審査の請求を行った後、その報告書を受け取るまで、または
- (iii) 審査の請求を行った後、その報告書を受け取るまで。

特許付与後の補正

登録官の許可があれば、特許付与後でも明細書を補正することができる。登録官に対する補正許可の請求は、特許書式 17 号を使い、公定手数料 S\$100 を納付して行うことができる。登録官は、特許公報に当該補正請求および補正請求の理由を公告するよう命じることができる。

訂正

特許出願に対する訂正は、特許出願における錯誤が明白であって、特許出願で意図したところは訂正書で明示することがら以外ではあり得なかったことが直ちに判断できる場合にのみ、許可される。

出願人は、自らの特許、特許出願、または図面も含め特許出願に関連する全ての書類に対し次の変更および訂正をすることができる。

- 氏名（名称）または通信物送達宛先の変更
- 登録簿もしくは関連書類における誤りの訂正、または
- 特許明細書、特許出願書、もしくはかかる出願書に関連して提出した書類における翻訳もしくは転記の誤り、または事務上の誤記の訂正。

上記の変更または訂正を行うには、出願人は特許書式 23 号を提出する。変更手数料は、電子オンライン・システムを使う場合は変更 1 件につき S\$12、他の手段を使う場合は変更 1 件につき S\$25 である。

11. 実体審査

登録官による方式審査が終われば、出願者に三つの選択肢が与えられる。

調査および審査

選択肢 A - 先ず調査を請求し、次に審査を請求する。

最先の宣言優先日から、または、優先日の宣言がない場合には出願日から 16 ヶ月以内に、

- ROP に調査の請求を行い（特許書式 10 号）かつ
- 公定手数料 S\$1,370 を納付する。

ROP は、調査の請求を受けて、通常特許文献である従来技術の調査を行う。調査報告は、作成の後、その中で引用されている文献とともに出願人に送付する。この段階で、出願人は調査報告と上記の文献とを調べて、審査請求の進むべきか否かを判断する。調査報告により出願人の発明に新規性が欠けているか、または先行特許が存在することが明らかになれば、出願人はその特許出願の打ち切りを決定できる。出願人が出願手続の続行を希望する場合には、

最先の宣言優先日から、または優先日の宣言がない場合には出願日から 28 ヶ月⁵以内に、

- ROP に対して審査請求を行い（特許書式 12 号）かつ
- 公定手数料 S\$800 を納付する。

選択肢 B - 調査と審査を併せて請求する。

最先の宣言優先日から、または、優先日が宣言されていない場合には出願日から 28 ヶ月⁶以内に、

- 調査と審査を併せて請求し（特許書式 11 号）かつ
- 公定手数料 S\$1,940 を納付する。

選択肢 C - 対応する出願または対応する国際出願に依存する。

出願人は、シンガポールで調査および / または審査を請求する代わりに、所定の特許庁に

⁵ この期間は最近延長されて、1999 年 12 月 20 日以降、22 ヶ月から 28 ヶ月となった。但し、この規定は、最先の宣言優先日が、または優先日の宣言がない場合には出願日が 1998 年 2 月 20 日より前の日付である特許出願に対しては適用されない。最先の宣言優先日が 1998 年 2 月 20 日より前の日付である特許出願には、旧期間の 22 ヶ月が引き続き適用される。

⁶ 前掲に同じ。

提出したシンガポールを指定国としない対応する国際出願、または対応する特許出願に関連して行われる調査、または調査と審査の結果に依存することができる。「所定の特許庁」とは、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、米国および欧州（英語で提出される欧州特許の出願に関連して）の特許庁を指す。

最先の宣言優先日から、または優先日の宣言がない場合には出願日から 16 ヶ月以内に、

- 全ての対応する国際出願および対応する出願の詳細（関係諸国でかかる出願に対して与えられた番号に関するもの）ならびにそれら諸国における出願日を届け出る。

最先の宣言優先日から、または優先日の宣言がない場合には出願日から 28 ヶ月⁷以内に、次の選択肢のうち何れかを選択する。

- (i) 既に詳細を届出済みの対応する国際出願または出願の一つにつき、その結果に関する情報を提出する。かかる情報は、当該出願について付与された特許証の認証謄本か、または当該出願に関わる実体調査および実体審査の最終結果の形で提出しなければならない。

- (ii) 審査請求を行い、次のものを提出する。

- 特許書式 12 号、
- 公定手数料 S\$800、
- 詳細を届出済みである特許出願の何れか一つに関して取得した調査報告の謄本 1 通、および
- 調査報告で参照されている全ての書類の謄本、および、それらが英語で記されていない場合には、真実性証明済み翻訳文。

- (iii) 調査と審査を併せて請求する。

- 特許書式 11 号を提出し、
- 公定手数料 S\$1,940 を納付する。

要求される書式	書式の明細	該当する 手数料 (S\$)	提出期限
特許書式 10 号	調査報告の請求	1370	出願日から 16 ヶ月、または宣言優先日（もしあれば）から 16 ヶ月。 請求が、審査報告の請求と併せて提出される場合は、宣言優先日（もしあれば）から 28 ヶ月もしくは 22 ヶ月、または出願日から 28 ヶ月もしくは 22 ヶ月。
特許書式 11 号	調査・審査の請求	1940	宣言優先日（もしあれば）から 28 ヶ月もしくは 22 ヶ月、または出願日から 28 ヶ月もしくは 22 ヶ月。

⁷ 前掲に同じ。

特許書式 12 号	審査の請求	800	宣言優先日(もしあれば)から 28 ヶ月もしくは 22 ヶ月、あるいは出願日から 28 ヶ月もしくは 22 ヶ月。
-----------	-------	-----	---

調査および審査の請求はオーストラリア特許庁 (the Australian Patent Office) またはオーストラリア工業所有権庁 (the Australian Industrial Property Office) に送付される。これらの庁が調査および / または審査を実施する。

審査

ROP に審査を請求すると、出願案件は審査官に送られる。審査官は、出願案件の審査期間中に当該案件を審査して、明細書、請求の範囲、または図面等が明瞭であるか否か、請求の範囲が明細書によって適切に裏付けられているか否か、請求の範囲で規定する発明が新規性を持ち、進歩性を含み、かつ産業上の利用性を持ったものであるか否かを確認、請求の範囲が事前の調査を行わなかった発明に関わるものではないこと、また、保護対象とはならない内容には関わっていないことを確認する。

かかる要件の何れかが満たされない場合、審査官は登録官に書面で自らの意見を通知し、かつかかる意見の理由を明示する。

登録官は、かかる意見書を受け取ると、意見書に回答をするようにとのコメントをつけて出願人に送る。出願人は、審査官の意見書を同封した登録官の書状の日付から 5 ヶ月以内に、登録官宛てに、審査官の意見に同意しない旨、または明細書を補正する旨、書面で回答することができる。この期間は延長できない。

審査官は、自らの判断で、登録官に対して更なる意見書を発行することができる。登録官はそれを再び出願人に送付して更なる回答を書面で提出するよう伝える。更なる回答は、当該意見書を同封した登録官の書状の日付から 5 ヶ月以内に提出しなければならない。またこの期限は延長できない。

その後、審査官は、調査報告書および審査報告、または場合によって、審査報告を、宣言優先日から、またはかかる優先日が主張されない場合には出願日から 51 ヶ月⁸が満了する前に登録官に送付する。

公開

特許出願は、ROP が発行する特許公報 B (Patents Journal B) で公衆閲覧のため公開する。公開は、通常、宣言優先日から、または、優先日の宣言がない場合は出願日から 18 ヶ月経過後に行われる。但し、出願の公開は、調査報告または対応する外国特許出願の結果が入手可能の場合に限って行うことができる。この公開は、当該出願の引用文献の詳細、引用された従来技術、および図面 (もしあれば) を付けた要約書に関して行われるものである。

⁸ この期間は最近延長されて、1999 年 12 月 20 日以降、39 ヶ月から 51 ヶ月となった。但し、この規定は、最先の宣言優先日、または優先日が宣言されない場合は出願日が 1996 年 9 月 20 日より前の出願に対しては適用されない。最先の宣言優先日が 1996 年 9 月 20 日より前の出願に対しては、旧期間の 39 ヶ月が適用される。

特許の付与

特許出願が特許付与の段階に入ると、出願人は次のように特許付与の請求をする。

- 特許書式 14 号を提出し、かつ
- 公定手数料 S\$150 を納付する。

特許付与の請求は、宣言優先日、または、優先日が宣言されない場合には出願日から所定の期間の 54 ヶ月⁹以内に行わなければならない。特許証は ROP が発行する。特許付与の事実およびその年月日は特許公報 A (Patents Journal A) で公告される。

自己査定制度

シンガポールの特許登録制度は、概して言えば自己査定制度である。一定の形式的要件を満たし、調査・審査報告書または対応する特許出願に関する所定の情報を登録官に提出し、かつ特許付与に関する手数料を含む関連手数料を全て納付すれば、登録官は特許証を発行する。出願人は、審査官の報告書および意見書からその特許の強さを評価することができる一方で、特許出願の範囲を補正する措置をとるかまたは手続を進めて特許付与のため手数料を納付するか、これを決めるのは出願人である。出願人は、審査報告書が自らにとって不利なものであっても、特許付与を求めて手数料を納付することを妨げられない。かかるケースでは、付与された特許が弱いものであって、異議申立や無効の訴えに対して防御力が無い可能性があることを意味するに過ぎない。

12. フローチャート

特許出願プロセスを要約したフローチャートを添付書類 PT2 として添付する。

出願から登録までの推定期間

特許出願日から特許付与の登録までの期間は、当該特許出願の複雑性の程度や、登録しようとする発明に対して異議申立または反対があるか否かによって異なるが、一般的には 3 年から 5 年である。

13. 権利の登録と維持

権利の発生時期と有効期間

特許の付与はその出願日に遡って効力を発する。特許の有効期間は更新手数料の納付を条件として 20 年間である。第 1 回目の更新手数料の納付時期は出願日から 4 年目の終わりであり、その後毎年、更新手数料の納付が必要である。更新手続は、第 4 年目の終わりの前 3 ヶ月以内に、またはその後は各年の特許出願応答日の前 3 ヶ月以内に、当該年の規定の更新手数料を添えて、必要事項を記入した特許書式 15 号を提出することにより行うことができる。年間手数料は添付書類 PT4 で説明する。

⁹ この期間は最近延長されて、1999 年 12 月 20 日以降、42 ヶ月から 54 ヶ月となった。但し、この規定は、最先の宣言優先日、または優先日が宣言されない場合には出願日が 1996 年 6 月 20 日より前の日付である出願には適用されない。最先の宣言優先日が 1996 年 6 月 20 日より前の出願に対しては、旧期間の 42 ヶ月が適用される。

特許法のもと、特許の期間満了の 3 ヶ月以内に手数料を納付しない場合には、更に 6 ヶ月の猶予期間が与えられる。但し、追加手数料の納付が必要となる。追加手数料は下表の通りである。

所定の納付期日を超える 月数	要納付手数料 (S\$)	
	電子オンライン・システム による納付	他の方法による納付
1	50	60
2	150	180
3	250	300
4	350	420
5	450	540
6	550	660

所定の追加手数料を 6 ヶ月の猶予期間中に納付すれば、特許は失効しなかったものとして扱われる。

期限後の更新

特許が出願日後 45 ヶ月より遅く付与される場合、更新の請求は、実際の特許付与日に続く 3 ヶ月間の何れかの時点において行うことができる。

失効特許の回復

特許が失効した場合、出願人は特許回復を失効日から 30 ヶ月以内に申請することができる。次のものを提出しなければならない。

- 特許書式 19 号、
- 司法手続外誓約として提出した特許回復請求を補強する、特許書式 19 号で行った供述の証拠、
- 公定手数料 S\$500。

登録官が特許回復の請求を認める場合、登録官はその旨を出願人に通知する。登録官にかかる通知の日付から 2 ヶ月以内に、出願人は次のものを提出し、また納付しなければならない。

- 特許書式 20 号
- 公定手数料 S\$300、ならびに
- 特許書式 15 号および当該年の該当する更新手数料。

上記のものが受理された時点で特許は回復する。また回復の事実は特許公報で然るべく公告される。

出願日後の年	要納付手数料（S\$）	
	電子オンライン・システム による納付	その他の方法による納付
5 年目、6 年目、7 年目の各年	150	170
8 年目、9 年目、10 年目の各年	250	270
11 年目、12 年目、13 年目の各年	350	370
14 年目、15 年目、16 年目の各年	450	470
17 年目、18 年目、19 年目の各年	550	570
特許の 20 年目	650	670

14. 譲渡および取下げ

譲渡

譲渡は当事者双方が署名する書面によって行わなければならない。また、特許法は、特許または特許出願の譲渡を登録するよう定めている。譲渡の登録は強制的ではないが、特許法が次のようにも定めているので、登録するのが望ましい。すなわち、ある法律行為（すなわち、譲渡）によって特許の所有権を取得したと主張する者は、先の法律行為が登録されなかった場合、または後の法律行為に基づいて権利を主張する者が先の法律行為について知らない場合には、先の法律行為によって所有権を取得したと主張する他の者に対抗して、その権利を擁護する資格を持つ。

譲渡または所有権の変更は、特許書式 24 号に必要事項を記入の上、公定手数料 S\$70 を添えて提出すれば、登録することができる。譲渡書類の謄本の提出は、登録官がそう要求する場合を除き必要ない。

取下げ

出願人は、特許付与の前であればいつでも、出願を取り下げることができる。この取下げは、明瞭に、かつ判然としない言葉を使わずに出願の取下げを希望する旨を述べた書状を提出することによって行うことができる。

15. 異議および登録官の決定を却下させる提訴

口頭審理

特許法のもと、登録官は、同法に基づく手続の当事者に対して不利となる形で自らの裁量権を行使する場合には、その前に、かかる当事者に口頭審理の機会を与えなければならない。従って、出願人は、特許または特許出願に関して登録官が提起したが、書簡往復による議論では解決しなかった事柄について論争することを希望する場合、出願に対する登録官の異議通告（拒絶通知）の日から 1 ヶ月以内に、特許書式 40 号に公定手数料 S\$100 を添えて提出することにより、登録官の裁量権の行使を請求することができる。これにより、出願人は口頭審理を受ける機会を得る。かかる請求を受理して、登録官は口頭審理の日を定め、出願人に通知する。

かかる口頭審理では、出願人は、本人自らが登録官の面前に出頭するか、または、弁護士

および事務弁護士（ソリシタ）または登録特許弁理士を代理に立てることができる。

かかる口頭審理は、ROP において登録官または他の ROP 上席事務官の面前で行われる。

裁判所への提訴

登録官の決定を不服とする者は、一定の状況に関する場合を除き、ほとんどの状況においては、高等法院に提訴する権利を有する。次が、提訴の権利を与えられない登録官の決定の例である。

- 要約書が技術情報を適切に記述しているか否かについての登録官の決定、
- 公開された出願の明細書から何らかの事項を削除する決定であって、かかる事項が他の者の名誉を傷つけるか、もしくはその者に損害を引き起こす可能性がある場合、またはかかる事項を公開すれば、不快、不道德的、もしくは反社会的な振舞いを助長する恐れのある場合、または
- 公衆の安全に対して、またはシンガポールの防衛に対して有害であると考えられる出願に関して指図を与える決定。

高等法院の判決に対しては、控訴院に更なる上訴を行うことができるが、その上訴は、特許法で特に規定する一定の事項に関する場合、または高等法院の判決が法律の適用上間違っていることを上訴理由とする場合のみに限られる。但し、上訴は、高等法院または控訴院が上訴の許可を与える場合にのみ行うことができる。

16. 書式と手数料の明細表

書式と手数料の明細表は、添付書類 PT4 に掲げる。

B. 商標

1. 法律、規則、布告、および行政上のガイドライン

適用法と施行日

国会の定めた法令	施行日
1999 年商標法 以下の法律により改正：	1999 年 1 月 15 日
同法（商標法）の改訂版 2000 年（改訂）命令 No. S2/00	-
2000 年制定法（雑改正・破棄）法 No. 28/00	2000 年 11 月 1 日
1999 年地理的表示法	1999 年 1 月 15 日

補助法	施行日
2000 年商標規則 以下の規則により改正：	2000 年 1 月 31 日
2000 年商標（改正）規則 S491/2000	2000 年 10 月 31 日
2000 年商標（改正）規則正誤表 S507/2000	-
1998 年商標（除外日）規則 No. S43/98	1998 年 1 月 26 日
2000 年商標（除外日）規則 No. S563/2000	2000 年 12 月 8 日

国際条約

条約	批准日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）	1996 年 1 月 1 日
工業所有権の保護に関するパリ条約	1995 年 2 月 23 日
マドリッド・プロトコール	2000 年 10 月 31 日

2. 商標登録の所轄官庁

シンガポール知的所有権庁（IPOS）の一部門である商標登録局（ROT = Registry of Trade Marks）が商標法に基づく商標登録と登録出願の処理を管轄する。また、ROT は商標権付与後の行政上の処分も取り扱う。

ROT の住所は次の通り。

商標登録官

商標登録局
シンガポール知的所有権庁
ブラス・バサ (Bras Basah) 街 51 番
#04-01
プラザ・バイ・ザ・パーク (Plaza By The Park)
シンガポール 189554
電話: (65) 339 8616

IPOS の通常業務時間は次の通り。

週日 (月曜日 ~ 金曜日)	08:30 ~ 12:30	グリニッジ標準時 + 8 時間
	13:30 ~ 17:30	グリニッジ標準時 + 8 時間
土曜日	08:30 ~ 13:00	グリニッジ標準時 + 8 時間
日曜日・祝祭日	休み	

IPOS 所在地を示す地図は添付書類 I に掲げる。

3. 保護の対象

商標の登録はしなくても、してもよい。未登録の商標であっても、コモンロー上の不法行為である詐称通用 (本件は、課題「不正競争」で詳しく扱う) から保護されるが、商標を登録することにより、コモンロー上の保護よりはるかに大きな制定法上の保護が与えられる。

商標登録の利点を下表で概説する。

登録商標	未登録商標
侵害行為に対する訴訟を提起するに当たって、所有権者の商品およびサービスが当該商標の使用および名声によって排他的に特定されていることを立証する必要がない。	詐称通用の不法行為に対する訴訟を提起するに当たって、まず、原告は当該商標とそのシンガポールでの使用には営業権 (グッドウィル) が発生していることを立証できることが不可欠である。これは、詐称通用に関わるコモンロー上の訴訟において、満足させなければならない要素である。
登録所有権者による当該商標の排他的使用の主張を公衆に知らしめる。	公衆は公的ルートでは知らされない。
登録商標の侵害は刑事犯罪であり、犯罪者を訴追することができる。	侵害に対して提起できるのは民事訴訟のみである。
まだ当国で商取引をしていない外国商取引業者に、事前の保護を提供することができる。	当裁判管轄区域内で営業権 (グッドウィル) に関する要件が満たされないと、事前の保護は与えられない。
登録により、登録所有権者は当該商標の排他的使用権を与えられる。登録商標は人的財産権と見なされ、使用許諾、譲渡、および移転をすることができる。登録商標に対して担保権を設定できる。	未登録商標の所有権は、公的に登録されない。

保護の対象

商標として登録するには、その商標は「図形的に表現でき、かつ商品もしくはサービスの弁別を可能とする、視覚的に認知できる標章 (sign) . . . 」として適格でなければならない。

「標章 (sign) 」には、全ての「文字、語、名称、署名、数字、図案、ブランド、見出し、ラベル、切符、形状、色彩、包装の外観、またはそれらの全ての組合せ」が含まれる。但し、このリストが全てを包含しているわけではない。

商標法に基づいて登録するには、商標は「標章 (sign) 」として適格でなければならない。また、商標法で規定する絶対的もしくは相対的拒絶理由の何れにも抵触してはならない。

保護の対象とならないもの

商標法で規定する絶対的もしくは相対的拒絶理由のいずれかに抵触する商標は、登録できない。登録官は、商標の審査に当たって、それらの理由のいずれかに抵触すると判断すれば、その商標登録を拒絶することができる。

絶対的拒絶理由

次のいずれかの場合には、商標の登録はできない。

- (a) 自他識別を可能とする特徴を欠く場合、
- (b) 商品もしくはサービスの種類、品質、意図する目的、価値、原産地、製造・提供時期、または製品もしくはサービスの、他の特定の特質を明示するのに使われる標章 (sign) もしくは表示のみによって構成されている場合、または
- (c) 言語または商慣習上、慣例的なものとなっている場合。

上記の禁止事由に拘らず、シンガポールでの使用を通じて自他識別を可能とする特徴を持つに至った商標は登録できる。

商標は、次のカテゴリーの一つに該当すれば、登録できない。

- (a) その商標の使用がシンガポールで禁止されている場合、
- (b) 商品もしくはサービスの性質、品質もしくは原産地について人を欺きやすいものである場合、
- (c) 公序良俗に反するものである場合、または
- (d) 登録出願が悪意をもってなされる場合。

形状

商標法のもと、形状は登録可能である。但し、その形状が、商品そのものの性質に由来するものである場合、または、技術的成果を得るために必要なものである場合、または、その商品に実質的な価値を与えるようなものである場合には登録できない。

ワインおよび蒸留酒

商標法のもと、ワインまたは蒸留酒に関する「地理的表示」を含む商標は、その商標が真実の産地を示す表示を伴っていると否とを問わず、その使用もしくは意図する使用が、地理的表示で示す場所を産地とするワインまたは蒸留酒に関するものではない場合には、一切登録することができない。従って、この禁止事由は、製品の原産地に関する詐欺の意図がなくとも適用される。この唯一の例外は、

- 登録出願が善意でなされる場合、または、その商標を出願人が善意で (i) 商標法施行より前か、もしくは (ii) 当該地理的表示が原産国で保護される前のいずれかに、継続的に使用していた場合、または
- 当該地理的表示が、その原産国で保護されなくなったか、もしくは使用されなくなった場合。

相対的拒絶理由

登録は、相対的拒絶理由のいずれかに抵触する場合にも拒絶される。これらの理由は、登録しようとする商標と先に登録された商標もしくは権利との間の利害衝突に関わるものであり、特に次のような商標の場合である。

- (a) 他の所有権者に帰属し、かつ同一種類の商品もしくはサービスに関して既に登録されているか、もしくは登録出願がされている他の商標と同一もしくは酷似している商標、
- (b) 登録しようとする商標を持った商品もしくはサービスと同一もしくは類似の商品もしくはサービスに関して先に登録した商標と同一もしくは類似の商標であって、公衆の側に混同を惹起する恐れのある場合、または
- (c) 類似している商品に関するものであると、類似していない商品に関するものであるとを問わず、「シンガポールで周知の」商標と同一であるか、もしくは類似している商標。

同一もしくは互いに酷似している二つの商標は、同一商品もしくは同一明細の商品、またはその商品もしくはその明細の商品に関連する同一サービスもしくは同一明細のサービスに関して登録することはできないが、それら商標のそれぞれの所有権者が誠実に並行使用する場合には、登録官は、適切な条件と制限を課して、登録を認めることができる。

商標は、次の場合には登録できない。

- (a) 商標が、パリ条約同盟国または WTO 加盟国の国旗で構成されているか、またはそれを含んでいる場合、または
- (b) 商標が、当該国当局の事前の許可を得ずに、条約国紋章、国章、公的標章 (sign) または純分認証極印で構成されているか、またはそれを含んでいる場合。

商標の分類

シンガポールは、商品及びサービスの国際分類 (International Classification of Goods and Services) (添付書類 TM1 で示す) を採用している。商品については 34 類、サービスについては 8 類がある。商標法に従って施行された現行規則のもと、2 区分以上の商品をカバーする出願をすることができるが、これにより、申請者にとっても対官庁手続が更に容易

になった。但し、出願費用は保護を希望する部類の数によって決まる。公定手数料は 1 部類の 1 件の出願につき S\$306 である。

特定の種類の商標

証明商標

一定の組合もしくは商取引業者は、一定の品質、原産地、材料、商品製造法、サービスの性能、正確度、または他の特徴を持つと自らが証明する商品またはサービスに対して使用する商標を登録することができる。これらの商標は、その所有権者と証明対象である商品もしくはサービスとの間の、商取引上の繋がりを一切表示しないものであれば、証明商標として登録ができる。

団体商標

組合構成員の商品またはサービスを非構成員のものから弁別する商標も、その組合を同商標の所有権者として登録できる。

結合商標

商標の何れかの部分について排他的に使用する権利を有すると主張する商標所有権者は、当該商標の部分と全体を別々の商標として別々に登録出願することができる。

周知の商標

パリ条約同盟国もしくは WTO 加盟国（以下、「条約国」）の国民であるか、あるいは条約国に居所を定めるか、または実質的もしくは有効な工業的もしくは商業的営業所を持つ者の商標であるとして、シンガポールで周知となっている商標は、商標法に基づいて保護される。かかる商標の所有権者は、同所有権者の商標と同一もしくは類似する商標を、同一もしくは類似する商品もしくはサービスに関連して、シンガポールで、商取引において、同所有権者の同意を得ずに使用することを、かかる使用が混乱を惹起する恐れがある場合には、差止命令によって抑止する権利を持つ。同所有権者は、シンガポールで事業を行っているか、または営業権（グッドウィル）を持っているかに関わりなく、この権利を使用することができる。周知の商標がシンガポールで登録されていなくても、かかる権利は使用可能であると考えられる。但し、これらの規定は、商標法施行前に始まった善意の商標使用の継続に対しては影響を及ぼさない。

シンガポールで周知となっている登録商標に関しては、結果として混乱を引き起こし所有権者の利益を損なう可能性のある場合には、類似していない商品またはサービスに対して行う同一または類似の商標の使用についても、侵害訴訟の手段を起すことができる。

現在、商標法のもと、商標が「シンガポールで周知である」か否かは、商取引の振興の結果によるか、もしくは他の何れかの理由によって、関係分野の公衆の間で当該商標がどのくらい知られているかの程度によって決まる。「周知の」商標として適格であるか否かの必須基準については、IPOS は確固たるガイドラインを定めていない。

一連の商標

本質的には互いに似ているが、一定の不明瞭な形で相異なる商標は、1回の登録で、一連の商標として登録できる。

4. 商標登録認可の要件

商標を登録するには、「標章 (sign)」の定義を満足させること、および上述の「保護の対象とならないもの」の項で規定した絶対的および相対的拒絶理由の何れにも抵触しないことが必要である。

5. 付与される権利

権利の内容

登録商標の所有権者は、商標を使用すること、および他の者に商標の使用を認めることにつき独占的権利を持つ。加えて、所有権者は、登録商標に対する自らの権利につき、その使用を許諾し、それを譲渡し、またはそれを担保とすることができる。

商標権の侵害を構成する活動

登録商標権の侵害となる行為

次の場合、商標権の侵害となる。

- (i) ある者が、当該商標の登録対象である商品もしくはサービスと同一もしくは類似のものに関して、同一もしくは類似の標章 (sign) を使用する場合、
- (ii) ある者が、類似の商品もしくはサービスに関して、同一もしくは類似の標章 (sign) を使用する場合で、混同を来す可能性がある場合、または
- (iii) 周知の商標に関して、ある者が、何らかの種類の商品もしくはサービスに同一もしくは類似の商標を使用する場合で、混同を来して所有権者の利益に損害を与える可能性がある場合。

但し、次の場合には侵害とはならない。

- (i) 自らの名前 (名称) または自らの事務所の住所を使用する場合、
- (ii) 自らの商品またはサービスの何らかの特質を記述するためにある標章 (sign) を使用する場合、
- (iii) 商品の生産時期、またはサービスの提供時期を示すためにある標章 (sign) を使用する場合、または
- (iv) 商品またはサービスの意図する目的を表示するために商標を使用する場合。

但し、侵害行為とならないためには、その使用は商工業界の誠実な慣習に従ったものでなければならない。

侵害商品

商品またはその包装に、ある登録商標と同一もしくは類似の標章（sign）が付けられ、かつ

- (i) その商品もしくは包装への同標章（sign）の使用が登録商標の侵害であるか、
- (ii) その商品のシンガポールへの輸入が目論まれており、かつ、シンガポールにおいて同標章（sign）をその商品もしくは包装に使用することが登録商標の侵害であるか、または
- (iii) 同標章（sign）が、登録商標を侵害するような方法で商品に関して使用された、

場合には、その商品は侵害商品である。

侵害材料

次の材料に、商標と同一もしくは類似の標章（sign）をつけられ、その材料は侵害材料となる。

- (i) 商品のラベリングまたは包装に使用するか、または使用することを意図する材料、
- (ii) 業務書類として使用するか、または使用することを意図する材料、または
- (iii) 広告用商品もしくはサービスのために使用するか、または使用することを意図する材料。

侵害物品

ある物品は、登録商標と同一もしくは類似の標章（sign）を持つ模造品を作るために主として用いられ、かつ、それら物品を所有、保管もしくは支配する者が、それらが侵害商品もしくは侵害材料を生産するために使用されていることを知っているか、もしくは知っていることと信じる理由がある場合には、侵害物品である。

侵害とならない行為

比較広告

商標法のもと、他の商取引業者の登録商標を含んだ比較広告は、それが商工業界の誠実な慣行に従ったものであり、かつ、正当な過程を経ないでその商標の特徴もしくは名声を不正に利用すること、または結果としてそれに損害を与えることがない限りにおいては、容認される。

並行輸入

並行輸入における商標の使用は、当該商品が同商標の所有権者のもとで、あるいは条件付であると否とを問わず同所有権者の明示的・黙示的同意により市場に出されたものである場合、同商標の侵害とはならない。但し、その商品に関する同登録商標の使用が、同登録商標の特徴的性質または名声に損害を与える場合はこの限りではない。

6. 法定資格

出願資格を持つ者

国内登録の出願

自らを、シンガポールで使用しもしくは使用することを目論む商標の所有権者であると主張する者または国内もしくは外国の法人は、国内出願として同商標の登録を出願できる。

国際登録の出願

商標登録の出願人または登録商標の所有権者は、次の基準の何れかを満足させることができる。IPOS を通じて商標の国際登録を出願できる。

- シンガポールの市民であること、
- シンガポール法に基づき設立、設置された団体または法人であること、
- シンガポールに居所を有する者であること、または
- シンガポールに実質的かつ有効な工業的もしくは商業的営業所を有すること。

国際出願での出願事項は、基本出願、または場合によって基本登録の出願 / 登録事項に対応したものでなければならない。従って、国際登録は基本出願 / 基本登録による裏付けのあるものでなければならない。「基本出願」とは、シンガポールにおける商標登録の出願であって、それに関連して国際登録の出願がなされるものを意味し、また、「基本登録」とは、シンガポールで行った商標登録であって、それに関連して国際登録の出願がなされるものを意味する。シンガポールにおける通信物送達宛先も、書式 MP3 号に記入して国際出願時に提出しなければならない。

7. 出願人の代理人

出願時に、代理人を立てる必要はない。但し、外国人の商標登録出願人は、シンガポールにおける通信物送達宛先を持つことが必要である。従って、かかる出願人は、登録の過程で自らに代わって行為する弁護士のような地元の代行者を指名するのが通例である。シンガポールにおける出願には、いかなる形式の委任状または授權証も要求されない。

8. 出願手続の概要

商標出願手続の概要を示すフローチャートは添付書類 TM2 で示す。

9. 出願

出願手続

商標登録の出願では、出願人またはその代行者は、書式 TM4 号を商品またはサービスの区分毎に、所定の手数料 S\$306（商標 1 件につき）を添えて提出しなければならない。シンガポールで出願するには、次の情報および / または書類が必要である。

- a. 出願人の完全な氏名（名称）および住所、

- b. 出願人が法人の場合には、設立国および州、
- c. 出願人の法的地位：出願人が個人営業であるか、パートナーシップであるか、または法人であるか、
- d. 商標登録の出願対象となる商品またはサービスの完全なリスト。それに当該商標がこれらの商品に対して現在使用されているか否か、もし使用されていない場合には使用する意図があるか否か、についての表示を添える、
- e. 商標が通常の大文字で記された言葉（様式化された形状で出願された言葉、もしくは図案マーク（device mark）を含む）ではない場合、同商標の見本を 10 個、または、その代わりとして複製に適した同商標の明瞭な見本 1 個の提出が必要である。
- f. 商標が図案で構成されている場合、同図案の言葉による記述
- g. 商標が次のいずれかに対して権利を主張する場合には、言葉による特徴の記述が必要である。
 - (i) 3 次元の形状（登録を求める形状についての供述は明瞭でなければならない。）
 - (ii) 包装の外観、または
 - (iii) 商標の特徴としての色彩。
- h. 商標を白黒で出願するのか、または色彩を指定するのか。色彩を指定する場合には、写真または図版を少なくとも 20 部提出することが必要である、
- i. 商標が言葉で構成されている場合には、もしあれば、その商標の由来を。無ければ、創案したものである旨の確認。および
- j. 商標は、明示した商品もしくはサービスに関連して出願人によって、もしくは出願人の同意を以て使用される旨の、または、そうする善意の意図がある旨の確認。

優先権の主張

パリ条約に基づき優先日を主張する場合、優先権主張の基礎となる原出願の出願国および出願年月日、ならびに願書の認証謄本 1 通。願書の認証謄本は、入手可能であれば出願時に提出しなければならない。入手が不可能であれば、入手次第、速やかに提出する。優先権の主張は、加盟国における最初の出願から 6 ヶ月以内に出願する場合にのみ可能である。

外国語出願制度

全ての出願書類は、適切な書式を用いて英語で提出しなければならない。但し、保護を求める商標には、英語以外の言葉を含めることができる。英語ではない言葉が商標に表れる場合、認証済み翻訳文および字訳文を ROT に提出しなければならない。この点に関し、公認法廷翻訳人（certified court translators）または公認商業翻訳人（certified commercial translators）による翻訳のみが受理される。可能な限り、出願時に認証済み翻訳文を提出しなければならない。出願時に、入手が不可能であれば、後で提出することはできるが、その翻訳文または字訳文を ROT に提出することが必要である。

10. 補正と訂正

補正につき、該当する書式および手数料とともに下記の通り説明する。

国内登録

補正	要求される書式	手数料 (S\$)
商標の登録所有者、使用者、譲受人、または出願人の通信物送達宛先の補正、取消し	TM 1	8
単一商標の登録所有者、使用者、譲受人、または出願人の氏名 (名称) および / または住所の変更 (その者の出資者持分または身元に変更がなかった場合)	TM 26	20
商標登録の願書に対する補正 (氏名 (名称) もしくは住所以外のもの)。例えば、指定商品もしくは指定サービスの変更	TM 27	40
登録商標の改変。かかる補正は、商標に所有者の氏名 (名称) もしくは住所が含まれており、かつ、その改変が氏名 (名称) もしくは住所の改変に限定され、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない場合にのみ行うことができる。	TM 35	250

国際登録

補正	国際制度に基づく所定の書式 (マドリッド・プロトコール第 10 条)
所有権の変更登録請求	MM5 (E)
商品およびサービスのリストに対する制限の登録請求	MM6 (E)
保有権者の氏名および / または住所の変更登録請求	MM9 (E)
代理人氏名および / または住所の変更登録請求	MM10 (E)

11. 実体審査

ROT による審査

出願を受けて、ROT は地理的名称、異名、および先願の抵触する商標もしくは係属中の商標について調査を行って、当該商標を審査する。審査および最初の異議通告 (拒絶通知) の平均所要期間は、出願日から 5 ヶ月 ~ 10 ヶ月である。この期間は、単に大まかな推定であって、ROT が処理する出願件数によって変る可能性がある。

異議

登録官が異議を唱え、その異議の理由 (拒絶理由) を知らせる公式書簡が出願人に送られる。出願人は、かかる異議に対処するため 2 ヶ月の猶予を与えられる。

登録官が指摘する一般的な異議 (拒絶) 理由

(a) 商標の自他識別力

- 出願された商標が商標の態をなしていない。
例：衣類について「品質上等の製品」
- 商標が、自他識別を可能とする特徴を欠いている。
例：
食料製品について「最良 (BEST)」、キャンディについて「甘い (SWEET)」
- 商品もしくはサービスの種類、品質、数量、使用目的、価値、原産地、商品製造日もしくはサービス提供日、または他の特徴を示すために商取引で使用する標章 (sign) によって専ら構成されている商標。
例：
海産物に対して「生の (FRESH)」、低アルコール度の飲料に対して「1%」、食料製品に対して「賞味期限 2,001 年 4 月 (BEST BEFORE APRIL 2001)」
- 商標が、現代語で、もしくは、確立された善意の商取引慣習で、慣例的なものとなっている標章 (sign) によって専ら構成されている。
例：「エスカレーター (escalator)」

(b) 抵触する商標

登録官は、特定の出願が既に登録簿に存在する出願 / 登録に抵触する場合、それを拒絶することができる。

(c) 商品 / サービスの指定

登録官は、特に、特定の商品もしくはサービスが「商品およびサービスの国際分類 (International Classification of Goods and Services)」のリストに載っていない場合には、その商品もしくはサービスの分類を拒絶することができる。かかる場合、登録官は、その特定の商品もしくはサービスを支持する先例を要求することができる。

また、登録官は、多様性の大きな商品もしくはサービスに関しては、その商品もしくはサービスの分類に異議を唱え、その出願の受理を拒絶することができる。但し、登録官に対して、その分類が正当なものであること、および、出願対象の全範囲の商品もしくはサービスに対して出願人が実際にその商標を使用していること、または、その商標をそのように使用する真の意図があること、を立証する場合はこの限りではない。

ROT が異議を唱えると、出願者またはシンガポールにおける代行者に、異議の理由 (拒絶理由) を知らせる公式書簡が発行される。出願人は、かかる異議に対処するため 2 ヶ月の猶予を与えられる。必要な場合には、この期限の延長を求めることができる。登録官は、第 1 回目の期限延長要請を受け取ると、通常、延長を認める登録官の書簡の日付から 2 ヶ月または 4 ヶ月の更なる延長を認める。後者の場合には、更なる期限延長は、通常、納得できる理由によって裏付けられたものでなければならない。

出願人が登録官の異議（拒絶）に応答しようとする場合には、具申書を提出して、当該商標の登録が受理されるべきだとする理由を説明しなければならない。一般的に、登録官の異議に応答するため、出願人は出願を支持する適切な具申書もしくは意見書を提出するか、または登録官の指図に従う。

シンガポールを指定国とする国際登録

「2000 年商標（国際登録）規則」の規定 11 から規定 17 は、シンガポールを指定国とする国際登録の審査、公開および異議申立の手続を規定している。シンガポールを指定国とする国際登録の通告を受けると、登録官は、その国際登録を審査して、シンガポールでの登録に対する適格性を確認する。登録官は、特に、シンガポールを指定国とする国際登録がシンガポールにおける登録基準に適合していること、および、商標法で規定する絶対的もしくは相対的拒絶理由のいずれにも抵触していないことを確認する。登録官は、登録基準の何れかが満たされていないか、もしくは部分的にしか満たされていないと考える場合には、シンガポールを指定国とする国際登録の保有権者（「保有権者」）に拒絶通告を出し、併せて保有権者が登録官に対して意見開陳を行うことのできる期間を特定する。

かかる拒絶通告は、シンガポールを指定国とする国際登録の通告が登録官に送られた日から 18 ヶ月が経過した後では出すことはできない。拒絶通告が出される場合のため、保有権者は、シンガポールに於ける通信物送達宛先を連絡するよう求められる。

保有権者は、登録官の拒絶通告に応答するため更なる時間を必要とする場合には、期限の延長を請求することができる。

12. 登録と権利の維持

登録

異議申立が無ければ、登録官は登録証を発行する。これには、公告の日から数ヶ月を要する。登録すれば、出願時に遡って効力が発生する。優先権の主張がなされている場合、登録日は、依拠するパリ条約同盟国もしくは WTO 加盟国における先の出願の日となる。

登録の効果

商標の登録により、所有権者は、自らの商品またはサービスの出所の表示としての商標に対して、排他的使用権を取得する。商標の無許諾使用は、商標の登録所有権者に与えられる排他的権利の侵害と見なされる。商標登録の意図は、その所有権者に対して、商標を、権利の形をとった商品として商業的に取り扱うことを許すことにあるのではない。商標登録は、本来は商標の所有権者が扱う商品およびサービスを特定すること、またはそれらの販売を促進することを目的として使用するためのものである。

権利の発生日および権利の期間

登録商標の有効期間は、その登録日から 10 年間である。その後は、書式 TM19 を提出し、所定の納付をすれば、10 年毎に更新できる。支払うべき手数料は、現在のところ S\$250 である。

更新の遅延

商標が、その更新期限到来日の前の、または更新期限到来日の後の 6 ヶ月以内の何れかの時に登録される場合、その登録の更新は、その実際の登録日から 6 ヶ月以内にすることができる。

失効した商標の回復

更新しないため登録簿から抹消された商標の回復を求める請求は、その登録抹消日から 12 ヶ月以内に、書式 TM21 号を使用して、所定の手数料 S\$150 を納付することにより行うことができる。書式 TM21 号とともに、回復を求める理由を説明する司法手続外誓約を提出しなければならない。この誓約には、書式 TM19 と所定の手数料 S\$250 を添えなければならない。

13. 譲渡と出願の取下げ

譲渡

商標は、事業の営業権（グッドウィル）に関連して、または独立して譲渡することができ、また、同商標の登録対象である商品またはサービスの全てではなく、そのいくつかに関して使用するよう譲渡を限定することもできる。譲渡証書には、譲渡人が、または譲渡人に代わりその人格代表者が署名しなければならない。譲渡は、商標法のもと、「登録可能な法律行為」と見なされる。所有権者の変更を登録するには、所定の手数料 S\$80（商標 1 件当たり）を添えて書式 TM22 号を提出しなければならない。

登録の出願をするまでは、同法律行為は、それを知らずに当該登録商標に対する、もしくはそれに基づく抵触利益を取得した者に対抗できない。

他の商業的法律行為

商標法のもと、次の法律行為も「登録可能な法律行為」と見なされる。

- (i) 商標または商標に関わるまたはそれに基づく権利に対する担保権を譲与すること、
- (ii) 商標もしくは商標に関わるまたはそれに基づく権利に関連して、人格代表者が何らかの同意をすること、
- (iii) 商標もしくは商標に関わるまたはそれに基づく権利の移転に関する裁判所もしくは他の所轄官庁の命令。

登録をしなければ、これらの法律行為は、これらの法律行為を知らずに、当該登録商標に対する、もしくはそれに基づく抵触利益を取得した者に対抗できない。

出願の取下げ

出願人は、登録官に書面で連絡することにより、いつでも出願を取り下げることができる。出願が公告されている場合、その取下げも公告しなければならない。

14. 異議および登録官の決定を却下させる提訴

一般的に、出願および登録の過程における二つの段階で、出願人は登録官の決定に異議を唱え、または提訴することができる。

審査の段階

審査段階で登録官が登録に異議を唱える場合、出願人に公式に通告する。出願人はかかる異議に対処するため 2 ヶ月の猶予を与えられ、その所定の期間内に登録官に意見書を提出する。登録官は、出願の受理を引き続き拒絶する場合には、自らの見解を反復する公式回答を更に 1 通発行する。出願人は、自らの出願を補強する意見書を引き続き登録官に提出することができる。

但し、かかる意見表明が不成功に終わる場合、出願人の事務弁護士は、登録官補佐の面前における口頭審理を手配することができる。出願人は、この審理の結果にも納得しない場合、シンガポール高等法院に提訴することができる。

異議申立の段階

出願人は、異議申立手続での登録官の決定に納得しない場合、申立てを起こすことによって高等法院に提訴することができる。提訴は、登録官の通告から 28 日以内に行わなければならない。

高等法院への提訴は、次の事項に関わる決定に関してのみ許される。

- 商標の登録可能性、
- 登録商標の改変に対する不認可、
- 登録商標の取消しを求める請求、
- 無効力宣言を求める請求、または
- 登録事項の改訂もしくは修正を求める請求。

裁判所への提訴

商標の登録が拒絶された場合、または条件付で受理された場合、出願人は高等法院に提訴することができる。提訴は申立てを起こすことにより、登録官の通告から 28 日以内に行わなければならない。

15. 書式と手数料の一覧表

書式と手数料の一覧表は添付書類 TM3 に掲げる。

16. 地理的表示法

シンガポールでは、地理的表示法 (Geographical Indications Act) (以下「GIA」) は 1999 年 1 月 15 日に施行され、地理的表示が特定する商品の生産業者および商取引業者に制定法上の保護を与えている。この法律により、シンガポールは TRIPs (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) 第 22 条および第 23 条に基づく義務に適合する国となった。

保護の対象

GIA において地理的表示は、商品の一定の品質、名声または他の特徴を本質的にある場所に帰することができる場合、WTO 加盟国もしくはパリ条約同盟国である国または所管大臣が指定する国の場所または地域もしくは地方を産地とする商品を特定するために、商取引で使用する表示を意味すると定義されている。

地理的表示の登録については、手続または要件は一切無い。

付与される権利

かかる表示が特定する商品の生産業者もしくは商取引業者またはかかる者の組合は、地理的表示を次のように使用する第三者に対して、訴訟を提起することができる。

- 地理的表示が示す場所を産地としない商品に関連して、その地理的表示を、商品の産地について公衆に誤解を与える方法で使用する、
- パリ条約第 10 条の 2 が規定する不正競争行為を構成する使用をすること、
- ワインおよび蒸留酒に関して、真実の地理的出所がその地理的表示とともに使用されているか否か、または地理的表示が「タイプ」、「種類」、「スタイル」または「模造」のような言葉を伴っているか否かに関わり無く、地理的表示が示す場所を産地としないワインまたは蒸留酒を特定するためにその地理的表示を使用すること。

付与される権利の制限

次の場合、地理的表示法による保護はない。

- 地理的表示の使用が公序良俗に反する場合、または、地理的表示が使用されなくなったか、その原産地国で保護されていないかもしくは保護が停止された場合、
- その地理的表示がシンガポールでは特定の商品またはサービスの普通名称となっている場合、
- ワインまたは蒸留酒を特定する地理的表示が、シンガポールに関係を持つ者によって、商品もしくはサービスまたは関連する商品もしくはサービスに関して、1994 年 4 月 15 日より前に少なくとも 10 年間、または、善意でその日より前にシンガポールで継続的に使用されてきている場合。
- 地理的表示を商標として使用し、地理的表示法の施行前または当該地理的表示が原産地国もしくは領土で保護される前のいずれかに、善意でその商標の登録出願をしたか、またはその商標を登録した場合。
- その使用がある者自身の名前の使用である場合。但し、公衆に誤解を与える場合を除く。

地理的表示を含むか、またはそれで構成される商標の使用については、その使用がシンガポールで最初に知られた日、またはその商標の登録日の何れか早い方の日から 5 年間の経過すれば、それを使用する者に対して訴訟を提起することはできない。

C. 著作権

1. 法律、規則、布告、および行政上のガイドライン

適用法

国会の定めた法律	施行日
1987 年著作権法 (Cap 63) 以下の法律により改正：	1987 年 4 月 10 日
1994 年著作権 (改正) 法 No. 14/94	1994 年 10 月 1 日
シンガポール放送許可法 No. 15/94	1994 年 10 月 1 日
輸出入規則法 No. 24/95	1995 年 12 月 1 日
1998 年著作権 (改正) 法 No. 6/98	1998 年 4 月 16 日
1999 年集積回路配置設計法 No. 3/99	1999 年 2 月 15 日
1999 年著作権 (改正) 法 No. 38/99	1999 年 12 月 15 日 (第 25 条を除く) 1998 年 4 月 16 日(第 25 条)
2000 年登録意匠法 No. 25/00	2000 年 11 月 13 日

補助法	施行日
著作権 (国際機関) 規則、Cap 63, Reg 1	1987 年 4 月 10 日
著作権 (レコード・ロイヤルティ制度) 規則、Cap 63, Reg 3	1987 年 4 月 10 日
著作権規則、Cap 63, Reg 4 以下の規則により改正：	1987 年 4 月 10 日
1996 年著作権 (改正) 規則 No. 166/96	1996 年 4 月 1 日
1997 年著作権 (改正) 規則 No. 18/97	1995 年 10 月 1 日
1998 年著作権 (改正) 規則 No. 226/98	1998 年 4 月 16 日
1999 年著作権 (改正) 規則 No. 534/99	1998 年 4 月 16 日
著作権法裁判 (手続) 規則 以下の規則により改正：	1989 年 1 月 3 日
1998 年著作権法裁判 (手続) (改正) 規則 No. 226/98	1998 年 4 月 16 日

1999 年著作権（改正）規則 No. 534/99	1999 年 12 月 15 日
1998 年著作権（水際取締措置）規則	1998 年 4 月 16 日

国際条約

条約	批准日
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）	1996 年 1 月 1 日
文学及び美術の著作物の保護に関するベルヌ条約	1998 年 12 月 21 日

2. 所轄官庁

シンガポールには、著作権の登録制度はない。従って、著作権法に基づいて著作権の保護を取得する前に取るべき形式的手続はない。このため、著作権者は、自らの著作物の所有権とその最初の発表地を立証する適切な書類を保管することが必要である。

3. 保護の対象となるもの

著作権が存在するためには、著作物が著作権法に基づく保護対象の著作物でなければならない。次のカテゴリーの著作物および資料に対して著作権を主張することができる。

- (i) 文学の著作物。これにはコンピュータープログラムおよび創造的編集物が含まれる、
- (ii) 音楽の著作物、
- (iii) 美術の著作物、
- (iv) 演劇の著作物、
- (v) 音声の録音、
- (vi) 映画フィルム、
- (vii) 放送、
- (viii) 有線放送番組、
- (ix) 著作物の刊行物、および
- (x) 実演

シンガポールはベルヌ条約加盟国であり、かつ TRIPs 協定締約国であるので、著作権の保護は、ベルヌ条約加盟国および / または TRIPs 協定締約国において、および / または同国の市民または居住者である著作権者によって最初に公表された著作物にも及ぶ。これには日本も含まれる。

著作者の著作物

文学、音楽、美術および演劇の著作物は、一般的には著作者の著作物として知られる。著作者の著作物は、公表されたものでもよいし、公表されないものでもよい。

公表されない著作者の著作物が著作権を享受するには、その著作物は独創性を持った著作物でなければならない。かつ、著作者はその著作物を制作した時点で、またはその著作物を制作した期間の主要部分において、シンガポールの市民または居住者でなければならない。

公表された著作物の著作物が著作権を享受するには、その著作物は独創性を持ち、かつ、次の要件の一つを満足させなければならない。

- (i) その著作物が、シンガポール、WTO 加盟国もしくはベルヌ条約加盟国で最初に公表されたものであること、または
- (ii) 著作者は、その著作物が最初に公表された時点で、シンガポール、WTO 加盟国、もしくはベルヌ条約加盟国の市民もしくは居住者であったこと。または、著作者が、著作物の最初の発表前に死去した場合は、同著作者が、死去の直前において、シンガポール、WTO 加盟国もしくはベルヌ条約加盟国の市民もしくは居住者であったこと。

また、著作権法は、シンガポールにある独創性を持った美術の著作物である建築、または建築に付随するかもしくはその一部を成す独創性を持った美術の著作物にも著作権が存在すると規定している。

音声の録音

音声の録音は、次の場合に保護される。

- 製作者が、録音を行った時点で、シンガポール、WTO 加盟国、もしくはベルヌ条約加盟国の市民もしくは居住者であった場合、
- 録音が、シンガポール、WTO 加盟国、もしくはベルヌ条約加盟国でおこなわれた場合、または
- 録音の最初の公表が、シンガポール、WTO 加盟国、もしくはベルヌ条約加盟国で行なわれた場合。

映画フィルム

映画フィルムは、次の場合に保護される。

- 製作者が、そのフィルムの制作期間の全て、もしくは主要部分において、シンガポール市民もしくは居住者であった場合、
- そのフィルムがシンガポールで制作された場合、または
- そのフィルムがシンガポールで最初に公表された場合。

放送

放送免許保有者がシンガポール国内の場所から行う放送は保護の対象となる。

有線放送番組

シンガポール市民または居住者が提供する有線放送サービスに含まれる有線放送番組は保護の対象となる。

4. 保護の対象とならないもの

工業意匠の著作権

2000 年登録意匠法のもと、登録可能な工業意匠であるが、登録していない場合には、同意匠は 2000 年登録意匠法に基づく意匠の保護を享受できないのみならず、著作権法に基づく著作権の保護も失う。意匠を登録すれば、その登録期間中は、同意匠の著作権の範囲にあるいずれの事項を行っても、著作権の侵害とはならない。登録期間が満了すれば、著作権による保護の除外は、同意匠の登録対象とすることのできた関連するすべての意匠および物品に及ぶ。

5. 付与される権利

権利の内容

著作権者は、著作権によって保護される著作物に関連して、多くの排他的権利を取得する。

文学、演劇および音楽の著作物

著作権者は次の事項につき排他的権利を持つ。

- (i) 著作物を有形の形で複製すること、
- (ii) 著作物を公表すること、
- (iii) 著作物を公衆の前で実演すること、
- (iv) 著作物を放送すること、
- (v) 著作物を有線放送番組に組み入れること、および
- (vi) 著作物を翻案すること。

美術の著作物

著作権者は、次の事項につき排他的権利を持つ。

- (i) 2 次元であると、3 次元であるとを問わず、著作物を有形の形で複製すること、
- (ii) 著作物を公表すること、
- (iii) 著作物を放送すること、および
- (iv) 著作物を有線放送番組に組み入れること。

音声の録音

著作権者は次の事項につき排他的権利を持つ。

- (i) 音声の録音の複製を製作すること、および
- (ii) 当該音声録音に関して、商業的レンタルの取決めを行うこと。

映画フィルム

著作権者は、次の事項につき排他的権利を持つ。

- (i) フィルムの複製を作ること、
- (ii) フィルムを公衆の前で上映すること、
- (iii) フィルムを放送すること、および
- (iv) フィルムを有線放送番組に組み込むこと。

放送

著作権者は、次の事項につき排他的権利を持つ。

- (i) テレビ放送または有線放送番組の場合、その放送の映画フィルムを作ること、もしくはかかるフィルムの複製を作ること、
- (ii) 音声放送もしくはテレビ放送または有線放送の場合、その放送が音声を含む範囲において、その放送の録音をすること、またはかかる録音の複製を作ること、
- (iii) テレビ放送または有線放送番組の場合、
 - 視覚映像を含む範囲において、視聴者に有料で見せること、
 - 音声を含む範囲において、視聴者に有料で聞かせること、
 - それを再放送すること、および
 - それを有線放送番組に組み入れること。

実演家の権利

実演家は、シンガポールにおいて、自らの実演を他の者が無許諾で録音すること、およびかかる無許諾の録音を他の者が複製することを阻止する権利を持つ。加えて、実演家は、自らの実演を他のものが放送し、または公衆に伝達することを阻止する権利も持つ。

但し、次の実演は著作権の保護を享受できない。

- 教育機関の学生が、同機関の活動の一環として行う音楽の著作物の実演、
- ニュース記事および情報記事の朗読、暗誦、または講演、
- スポーツ活動の実演
- 観客の一員として行う、実演への参加、
- シンガポール建国記念日のパレードにおける実演。

さらに、次の事柄のために行う記録は侵害行為とは見なされない。

- 私的使用および家庭内での使用のため、
- 科学研究のため、

- 専ら教育目的のため、
- 試験問題の作成または解答のため、
- 知的障害者を援助するため、
- ニュースもしくは時事の事件を報道するため、
- 評論もしくは論評のため、
- 司法手続のため、または
- 法律上の助言を求め、もしくはそれを与えるため。

権利の侵害

ある者が、著作権者に排他的に許される行為を、著作権者の同意を得ずに行うかまたは行うことを認める場合には、権利の侵害となる。

加えて、著作権で保護される著作物の侵害模造品を、無許諾で商業的に取り引きしても権利の侵害となる。商業的な取引には、ある者が販売し、貸与し、商取引のために提示もしくは陳列し、または販売もしくは商取引を目的として輸入する状況が含まれる。

ある者が、著作物の侵害模造品であると知っているかもしくは当然知っていると判断される物品を、販売、貸与、または頒布の目的で所有する場合も、著作権の侵害となる。侵害物を、5個を超えて所持する場合、その侵害物の所持は、侵害行為を目的とするものであると推定される。

与えられる権利の制限

著作権法のもと、著作物の複写が研究もしくは私的調査のための「公正使用」である場合、その複写は、当該著作物の著作権の侵害とはならない。

著作物の妥当な部分を複写する場合は、公正使用であると見なされる。妥当な部分は次のように定義される。

- 著作物の刊行物の総ページ数、または総バイト数の10パーセント以下、または
- 著作物が章に分かれている場合は、同著作物の1つの章以下、または
- 著作物が定期刊行物の1つの記事を構成する場合、その著作物の全体。

他の全ての状況においては、著作物の使用が公正使用であるか否かは、次のものを含む多くの要素によって決まる。

- 使用が商業的性質のものであるか否か、または非営利の教育目的のものであるか否かを含めた、その使用の目的と特質、
- 著作物または翻案の性質、
- 当該著作物全体もしくは翻案全体との関係における、複写された部分の量と重要性、および
- その使用が、その著作物もしくは翻案の潜在的市場もしくは価値に及ぼす影響。

権利の発生と有効期間

著作権の保護は自動的であるが、保護の期間は保護される著作物の種類によって異なる。

著作者の著作物

著作権の保護は、著作者の死または最初の公表の遅い方から 50 年間である。

著作物の刊行物

著作権の保護は、刊行が行なわれた暦年後 25 年間存続する。

音声の録音、映画フィルム、実演

著作権の保護は、音声の録音もしくはフィルムが最初に公表された暦年の終わり、または実演が最初に行なわれた暦年の終わりから 50 年間である。

有線放送番組および放送

著作権の保護は、著作物を有線放送サービスまたは放送に最初に組み込んだ日から 50 年間である。

6. 譲渡

著作物の著作権は全体として、または部分的に譲渡することができる。譲渡は書面によるものとし、捺印証書を作成することが望ましい。

D. 意匠と集積回路

1. 法律、規則、布告、および行政上のガイドライン

適用法

国会の定めた法令	施行日
2000 年登録意匠法	2000 年 11 月 13 日
集積回路配置設計法	1999 年 2 月 15 日

2000 年登録意匠法 (Registered Designs Act 2000) (以下「RDA」) は、2000 年 8 月 25 日に国会を通過し、2000 年 9 月 2 日に大統領が裁可した。RDA と 2000 年登録意匠規則 (Registered Designs Rules 2000) (以下「RDA 施行規則」) は 2000 年 11 月 13 日に施行された。

RDA の目的は、シンガポールに於ける工業意匠登録制度の確立である。RDA は、概して、香港登録意匠条例 (Hong Kong Registered Designs Ordinance) と英国登録意匠法 (United Kingdom Registered Designs Act) (以下「UK 法」) を下敷きとしたものである。RDA は、UK 法と以下の点において異なる。

- RDA には「人目を引く (eye appeal)」の要件はない。
- 国際的に新規性を持つことが要件となっている。そして
- 保護の期間は 25 年ではなく 15 年である。

RDA の施行前は、シンガポールにおける工業意匠の登録は、英国意匠 (保護) 法 (United Kingdom Designs (Protection) Act) (Cap. 339) (以下「UKDPA」) に従って行われた。従って、シンガポールでの登録は形式的手続のみであった。

UKDPA は、1949 年登録意匠法 (以下「UK 法」) に基づき英国で登録される工業意匠は、UK 法に基づく登録が有効でかつ存続する限り、シンガポールで保護されると規定している。シンガポールで再登録する必要はない。RDA が施行されたことにより、UKDPA は無効となった。

RDA の過渡的規定のもと、UK 法に基づいて登録済みの意匠および RDA 施行前に UK 法に基づいて行った出願は、UK 法に基づく登録が有効でかつ存続する限り、また、登録更新がシンガポールの意匠登録官に対して行われることを条件として、RDA の規定に基づき保護されることになっている。但し、全体の登録期間は、UK 法に基づく登録の日から 25 年を超えることはできない。

国際条約

シンガポールは 1996 年 1 月 1 日に、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs) に加盟した。

2. 2000 年登録意匠法

保護の対象

登録できる意匠

新規性を持つ意匠のみ登録することができる。意匠は、出願前にシンガポールまたは他の場所で公表されていない場合に、新規性を持つと見なされる。

登録できない意匠

次の場合には、意匠を登録できない。

- 同一もしくは他の何れかの物品について、同一もしくは類似の意匠が先願登録されている場合、
- 意匠の公表もしくは使用が公序良俗に反する場合、
- 意匠がコンピュータプログラムまたは配置設計で構成される場合、
- 出願前に、既にシンガポールまたは他の場所で公表された意匠である場合、
- 彫刻の著作物（工業プロセスにより量産するための雛型または原型として使用する、または使用することを意図する鋳型または雛型は除く）
- 壁の飾り板、メダル、メダリオン、
- 文学・芸術上の登場人物の印刷物、本のジャケット、暦、証明書、クーポン券、洋裁用型紙、グリーティングカード、ラベル、ちらし、地図、略図、トランプ、はがき、切手、取引用宣伝、業務用書式および業務用名刺、写し絵、ならびに類似の物品、
- 名前の表示、固有名詞の頭文字、紋章、勲章、騎士勲章、綬、国／政府機関／協会等の旗。但し、出願人が適切な所有者もしくは当局者による登録に対する同意を登録官に提出する場合はこの限りではない。
- 存命中、もしくは死去したばかりの人物の名前または表示。但し、その人物、または死去したばかりの人物の場合はその法定代理人が、登録官に対して、出願に対するその人物もしくは法定代理人の同意を提出する場合は、この限りではない。
- 特許、機能設計（「must fit」および「must match」のカテゴリーに該当するもの）などの建設の方法もしくは原則を含む意匠。

先行公表と見なされない秘密開示

意匠の登録は、秘密開示（信頼に基づく開示）によっては妨げられない。また、次の状況のいずれにおいても、意匠の登録は取り消されない。

- 他の者が開示された意匠を仮に使用もしくは公表するとすれば、それは悪意によるものの以外ではあり得ないという状況において、所有者が意匠にかかる他の者に開示した場合、
- 信義誠実の原則に違反して意匠が開示された場合、

- 織物意匠の場合、その意匠を伴った商品の最初で、かつ内密の注文を受諾した場合、または
- 意匠の所有権者が、その意匠のメリット、または連絡した結果としてなされる何らかの事柄のメリットを考慮して、意匠を政府当局または政府当局の正当に権限を付与された者に対して連絡する場合。

公的万国博覧会における意匠の開示

2000 年登録意匠法の解釈上、次の場合には、意匠の登録出願は拒絶されず、また、意匠の登録は取り消されない。

- 所有権者の同意を得て、意匠の表示物またはその意匠を持った物品が、公的万国博覧会において展示された場合、
- かかる展示の後、および博覧会の期間中に、その意匠の表示物またはその意匠を持った物品を、何れかの者が所有権者の同意を得ずに展示した場合、または
- 意匠の表示物が、公的万国博覧会で開示されたために、公表されてしまった場合で、登録の出願が同博覧会開会后 6 ヶ月以内になされた場合。

「公的万国博覧会」という語句は、2000 年登録意匠法によって、公的、もしくは公式に認知された国際博覧会で、1928 年 11 月 22 日にパリで調印された万国博覧会条約および同条約に付随する全ての議定書（随時行なわれた改定、修正を含む）の条件に該当するものを意味すると定義されている。

工業意匠の著作権

2000 年登録意匠法により登録可能な工業意匠であるにもかかわらず、登録をしない場合には、その意匠は 2000 年登録意匠法に基づく意匠の保護を享受できないのみならず、著作権法に基づく著作権の保護も失う。意匠を登録すれば、登録の存続期間中は当該意匠の著作権の範囲にあるいずれの事柄を行っても、著作権の侵害とならない。登録期限が満了すれば、この著作権保護の除外は、当該デザインの登録対象となった関連意匠および物品の全てに及ぶ。

出願の審査¹⁰

方式審査のみが行なわれる。意匠登録官は、(1) 意匠が登録可能なものであるか否か、(2) 願書で主張している何れかの権利につき、出願人にそれを主張する資格があるか否か、または (3) 意匠が願書で適切に表現されているか否か、を考慮することを求められない。

出願手続の概要

意匠登録出願手続の概要を示すフローチャートを添付書類 RD 1 に掲げる。

¹⁰ RDA 第 16 条および第 19 条、ならびに RDA 施行規則の規則 27 号。

書式および手数料の一覧表

書式および手数料の一覧表を添付書類 RD 2 に掲げる。

付与される権利

権利の内容

意匠の所有権者は、同意匠が使用された物品の製造、輸入、販売、または貸渡しに対し独占的権利を、および、自らの権利が侵害された場合には訴訟によりそれらの権利を保護する独占的権利を持つ。

登録意匠の所有権者は、自らの登録意匠を侵害する者に対して訴訟手続を開始することができる。また、裁判所は、差止命令を出し、所有権者のために損害賠償または不当利得返還を認めることができる。但し、登録意匠の所有権者は、同意匠の登録日までは侵害に対して訴訟手続を開始できない。

一つの意匠に 2 人以上の登録所有権者がいる場合、それら所有権者の各々が意匠の侵害に対して訴訟手続を開始する権利を有する。

登録意匠の専用使用権者も、使用権付与日以降に侵害がなされた場合、意匠の侵害に対して訴訟手続を開始できる。この場合、裁判所は使用権者が被ったか、または被る可能性のある損失のみを認める。

登録意匠の登録所有権者もしくは使用権者が開始する侵害訴訟の被告が、裁判所に対して、侵害の時点で、同意匠が登録されていたことを知らず、かつ知っていたと信じる合理的な根拠がないことを立証する場合には、裁判所は被告に対して損害賠償もしくは不当利得返還を命じない。

裁判所は、登録意匠の登録所有権者もしくは使用権者が開始する侵害訴訟においては、被告に侵害物品を原告に引き渡すよう命じることができる。その後で、原告は裁判所に対して、侵害物品を破壊するか、または裁判所が適切と判断する者に与えるよう請求することができる。

権利の有効期間

2000 年登録意匠法に基づく保護期間は最長 15 年間である（英国の意匠権をシンガポールに及ぼす場合は例外とし、この場合、シンガポールで更新手続きをとれば、登録期間は最長 25 年間となる）。登録は、当初 5 年間について行い、その後は、5 年間ずつ 2 回の更新を行う。RDA 施行規則によれば、意匠登録官は、登録所有権者に対して、登録期間の満了日が近づいたこと、およびその延長方法を書面で通知しなければならない。かかる通知は、登録期間満了の 6 ヶ月前から 1 ヶ月前の間に行わなければならない。

RDA 施行規則によれば、当初の登録時に納付する手数料は S\$220.00 である。5 年毎の更新手数料は、1 回目が S\$200.00、2 回目が S\$300.00 である。

UK 法に基づいて登録された意匠の場合、5 年毎の更新手数料は 1 回目が S\$200.00、2 回目は S\$300.00、3 回目は S\$400.00、そして 4 回目は S\$500.00 である。

登録期間延長の期限後申請は、その時点の登録期間満了日から 6 ヶ月以内に、所定の延長手数料および遅延手数料を添えて延長申請をすれば、受理される。

法的資格

いかなる者も、所定の書式に必要事項を記入し、所定の手数を添えて提出することにより、2000 年登録意匠法の規定に基づいて意匠登録を出願することができる。願書には、新規性の供述およびシンガポールにおける通信物送達宛先を含めなければならない。

優先権

意匠の所有者は、2000 年登録意匠法に基づき意匠登録を出願する際に、同所有者がその意匠を何れかの条約国において登録出願済みであり、かつ同条約国における同一物品についての出願日から 6 ヶ月以内にシンガポールで出願を行う場合には、優先権を主張することができる。この優先権の主張は、優先権を伴う登録意匠の相互保護に関わる条約、協定もしくは取決め、または協約をシンガポールと締結した諸国にも拡大することができる。

「条約国」とは、2000 年登録意匠法第 2 条 (1) で、シンガポールを除くパリ条約同盟国または WTO 加盟国である国または領土を意味すると定義されている。

譲渡

登録意匠は人的財産権である故、それを譲渡し、またはその使用を許諾することができる。譲渡または使用許諾を有効とするには、譲渡人もしくはその代理人が署名する文書によらなければならない。1 つの登録意匠について 2 人以上の登録所有者がいる場合、それら所有者の各々が、当該意匠に対する権利について均等不分割の持分を持つ。

次のものは、登録意匠もしくは係属中の意匠登録出願に対する利害関係についての、登録可能な法律行為である。

- 登録意匠の譲渡、
- 意匠使用の許諾もしくは再許諾、
- 意匠もしくは意匠に関わる何らかの権利に対する担保権の譲与、
- 登録意匠もしくは登録意匠に関わる何らかの権利に関連して人格代表者が同意を与えること、
- 登録意匠もしくは登録意匠に関わる何らかの権利の移転についての裁判所もしくは所管官庁による命令。

上記の登録可能な法律行為は、意匠登録の出願に対しても準用される。

登録可能な法律行為の登録出願を行うまでは、かかる法律行為は、登録意匠に対する抵触利益を知らずに取得した者に対して対抗できない。

3. 集積回路の配置設計

集積回路配置設計法の目的は、集積回路（「IC」）の配置設計の所有者に対して制定法上の保護を与えることにあり、TRIPS 協定が要求する基準を満たすため施行されたものであ

る。

集積回路の配置設計とは、IC を構成する相互連結の設計を言う。

保護の対象

配置設計は、

- (i) 創作者自身による知的努力の独創的成果でなければならない、また
- (ii) IC の設計創作者および製造業者の間で陳腐であるとされるものであってはならない。

保護の対象とならないもの

集積回路配置設計法は、着想、手順、製法、方式、操作方法、概念、発見の原理は一切保護しない。これを記述し、説明し、図解し、または配置設計に具体化する形式は問題とされない。

配置設計の著作権

集積回路配置設計法の施行前に創作した配置設計は保護の対象とならない。但し、かかる配置設計は、美術の著作物として著作権法（Cap 63）による保護を受けられる。

1999 年集積回路配置設計法の施行に続いて、著作権法の改正が行なわれ、新しい配置設計は美術の著作物としては保護されないことが明確化された。

保護を与えるための要件

登録は保護の要件ではなく、配置設計は自動的に保護対象としての資格を得る。従って、配置設計の所有権を証明する適切な書類の保管が必要である。

付与される権利

権利の内容

配置設計の所有権者は次の権利を持つ。

- (i) 集積回路への組込みによるか、もしくは他の方法によるかを問わず、自らの保護配置設計の全てもしくは一部を複製するか、もしくは複製することを認めること、
- (ii) 自らの保護配置設計の商業的市場性開発を行い、かつその商業的市場性開発を認めること。

集積回路配置設計法は、「商業的市場性開発」には、販売、貸渡し、流通、およびそれらの目的のために提示もしくは輸入することを含む、と広く定義している。配置設計、その複製、もしくはその配置設計を組み込んだ IC の商業的市場性開発が行なわれる場合、その配置設計は商業的に市場性開発が行なわれたと見なされる。

これと矛盾する何らかの合意がある場合を除き、配置設計の所有権者は創作者である。但し、配置設計が、委任された任務に従事している時に、もしくは雇用期間中に、被雇用者によって創作されたものである場合、その配置設計を委任した者、または、場合によって、雇用者が所有権者である。

上記の行為を、所有権者の同意を得ずに行えば、侵害行為となる。

付与される権利の制限

同法は、一定の行為は侵害とは見なされないと規定している。それらの行為には次のものが含まれる。

- (i) 独創性を持たない配置設計の何れかの部分を複製すること、
- (ii) 保護配置設計のリバース・エンジニアリングを行うこと、および
- (iii) 並行輸入。

これに加えて、独立して、同一の配置設計を創作するものは、自らの配置設計の商業的市場性開発を行うことができる。

善意の侵害

ある保護配置設計の複製、保護配置設計を組み込んだ IC、もしくはかかる IC を含む物品（場合により）につき、商業的市場性開発を行い、または商業的市場性開発を許可する者は、その時点において、使用しているその製品が無許諾のものであることを知らなかったか、または知っていたとする合理的な根拠がないことを立証すれば、その行為は、侵害行為とはならない。その侵害を知った後でも、当該配置設計の所有権者に妥当な報酬を支払えば、自らの商業的活動を継続することができる。

政府による使用

保護配置設計に関連して、政府または政府が書面により権限を付与した者が行う行為は、その行為が公共の非商業的目的のためになされる場合、所有権者の権利を侵害することにはならない。かかる状況においては、その配置設計の所有権者には、かかる行為の発生を知らせるものとする。但し、知らせを行っても国家の安全が脅かされない場合に限る。所有権者は、妥当な報酬を受け取る権利を持つ。

権利の存続期間

IC の保護存続期間は、次の通りである。

- (i) その創作から 5 暦年以内に商業的市場開発が行なわれた場合には、最初に商業的市場性開発が行なわれた暦年後 10 年間、または
- (ii) 創作された暦年後 15 年間。

譲渡

配置設計に対する権利は動産である。従って譲渡、遺言証書、および法の作用によって移

転することができる。譲渡および移転は、全体として行うこともできるし、部分的に行うこともできる。譲渡および移転は、譲渡人が署名するか、または譲渡人の代理人が署名する書面によって行わなければならない。

添付書類 PT 1

秘密

特許法（CAP. 221）第 34 条に基づき請求する書面による許可

第 I 部（この願書を請求する者が記入のこと）

請求者（発明者 / 出願人 / その他**）の* 氏名・住所		
請求者（発明者 / 出願人 / その他**）の* 氏名・住所		
発明の名称		
保護を請求する国		
シンガポールに於ける通信物送達宛先		
登録官回答書の受領方法についての希望（次の四角の一つに印をつけ、対応する空欄を埋めること。） ☐ ファックスで（ファックス番号..... ） ☐ 手渡しで（受取に来る者の氏名..... ） ☐ 通常・普通国内郵便で		
コンタクト番号	電話	ポケットベル
発明の簡潔明瞭な明細（別紙を使用のこと）		
特許登録局（SG）への提出日		

第 II 部（特許登録局が記入のこと）

当登録所が受理した上記事項に関し、第 I 部で言及する発明のためにシンガポール外で特許を出願することについて、上述の出願人および発明者には、特許法（Cap. 221）第 34 条に基づく書面による許可を付与している / 付与していない**。

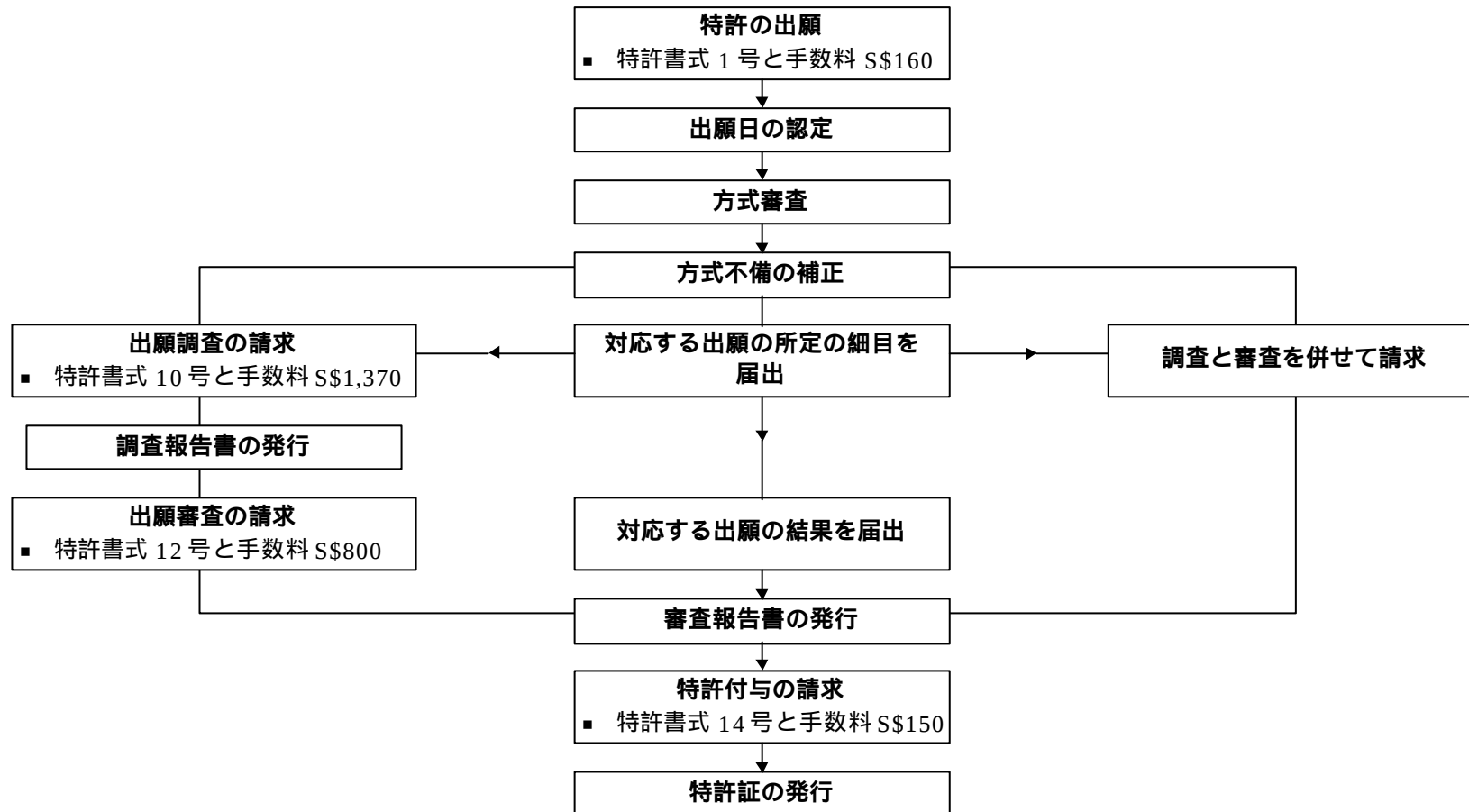
年月日

氏名および署名

* 必要な場合は追加用紙を添付すること。

** 適宜、削除すること。

添付書類 PT 2
特許出願手続の要約



添付書類 PT 3

図面

- (1) 第 25 条に基づく特許出願書類の一部を成す図面には、A4 サイズ (29.7 cm × 21 cm) の用紙を用いる。
- (2) 使用する面の周りに枠のある用紙は使用してはならない。
- (3) 余白は少なくとも次の通りとする。
 - (a) 上方 : 2.5 cm
 - (b) 左方 : 2.5 cm
 - (c) 右方 : 1.5 cm、および
 - (d) 下方 : 1.0 cm。
- (4) 提出時には、余白は完全に空白でなければならない。
- (5) 図面は、次のように作成する。
 - (a) 着色をせず、満足できる複写ができるよう耐久性があり、黒く、十分に濃くて、一様に濃厚でかつ十分に明確な線および斜線で描かれたものでなければならない。
 - (b) 断面図は、参照記号やリーディング・ラインの明瞭な読み取りを妨げない斜線のハッチングで表示する。
 - (c) 図面の縮尺および作図の明瞭さは、図面を写真複製で 3 分の 2 に縮小しても、全ての細部を困難なく識別できるようなものであるとする。例外として、図面に縮尺を付ける場合には、その縮尺は図で示すものとする。
 - (d) 図面に表れる数字、文字および参照線は全て、簡素かつ明瞭なものであるとし、ブラケット、円、インバーテッドコンマは、数字および文字に関して使用してはならない。
 - (e) 各図の各構成要素は、同図の他の構成要素と適切な比例関係を保ったものであるとする。但し、異なった比例関係を使用することが、その図の明瞭さのために不可欠である場合は除く。

- (f) 数字および文字の高さは 0.32 cm を下回ってはならない。また、図面のレタリングには、ラテン文字、および慣習的である場合にはギリシャ文字を使用する。
- (g) 図面の同一紙面にいくつかの図を描くことができる。2 枚以上の用紙に描いた図で全体として一つの図を構成しようとする場合、何枚かの用紙に描いた図は、部分図の何れの部分も隠れないように全体図が組み立てられるように配置する。また、種々の図は、スペースの無駄の無いように、かつ、たがいに明瞭に離して配置するものとし、用紙の番号とは別にアラビア数字で連続番号を付ける。
- (h) 明細書または特許請求の範囲で言及する参照記号は、図面中で使用してはならない（逆も同じ）。また図に参照記号を付す場合には、出願書類を通じて同一の図には終始同一の記号を付さなければならない。
- (i) 図には文章を含めてはならない。但し、図の理解に必要な場合には、「水」、「蒸気」、「開く」、「閉める」、「AA の断面」などの単一の語を、また、電子回路および配線図、または作業工程図 / 図形（ダイアグラム）の場合には、数個の短いキャッチワードを含めることができる。
- (j) 図面の用紙には規則 23 号の (13) および (14) に従って番号を付ける。

作業工程図および図形（ダイアグラム）は、これら規則の解釈上、図面と見なされる。

要約書

- (1) 要約書は、発明の名称で始める。
- (2) 要約書には、明細書に記載する開示事項の簡潔な要約を含める。
- (3) この要約は、当該発明が属する技術分野を表示するものとし、かつ、当該発明が関わる技術的問題、当該発明によるかかる問題の解決の要点、および当該発明の主要使用例を明瞭に理解できるように記述する。
- (4) また、適切な場合には、要約書には、明細書に含まれるものの中で当該発明の特徴を最も良く示す化学式も含めるものとするが、当該発明の利点もしくは価値を申し立てる供述、または当該発明の推論的な応用についての供述は含めてはならない。
- (5) 要約書は、開示事項が許す限り簡潔なものとし、通常は 150 語を超えてはならない。

- (6) 明細書に何らかの図面が含まれる場合、出願人は願書の中で要約書とともに公開すべきだと考える図面の中の図を 1 つ（例外的に複数）を指摘する。
- (7) 登録官は、発明の特徴をより良く示すと見なす場合、他に 1 つまたは複数の図の公開を決定することができる。
- (8) 図面の中で図示され要約書で言及される主要な特徴には、それぞれ図面で使用する参照記号を付ける。
- (9) 要約書は、それだけ読めば明細書そのものまで読む必要があるか否かの判断ができて、特定の技術分野に関する調査を効率的に行う手段となり得るように記述する。

書類

- (1) 特許出願書を構成する全ての書類（図面を含む）またはかかる書類に代わる全ての書類は、英語で記すものとする。
- (2) 明細書（それに含まれる図面を含む）要約書およびそれらの差し替えは 3 部ずつ提出する。
- (3) 上記 (1) 項で挙げた書類は全て、写真、電子複写法、写真オフセット印刷、およびマイクロフィルムによる縮小複写法によって特に制限を設けない数の複写を直接作成できるよう体裁を整えたものでなければならない。
- (4) 全ての用紙は、裂け目、しわ、および折り目があってはならない。
- (5) 特許付与請求の場合を除き、用紙は片面のみを使用する。
- (6) 上記 (1) 項で挙げた書類は全て、A4 サイズ（29.7cm×21cm）の曲げやすく、丈夫で、白く、滑らかで、つや消しで、かつ耐久性のある用紙を使用するものとする。但し、特許付与請求の場合は例外とし、A3（29.7cm×42cm）の用紙を使用することができる。
- (7) 各用紙（図面を除く）は短い側を上と下にして（縦にして）使用する。
- (8) 特許付与申請、明細書、特許請求の範囲、図面および要約書は、それぞれ、新たな用紙を使って書き始める。
- (9) 用紙は、参照する時には容易に繰ることができ、また容易に分離し、また分離されているときには、容易にまとめることができるよう、適切に綴じられているものとする。

- (10) 明細書、特許請求の範囲、および要約書を含む用紙の余白は、少なくとも次の通りとする。
- (a) 上方：2.0 cm、
 - (b) 左方：2.5 cm、
 - (c) 右方：2.0 cm、および
 - (d) 下方：2.0 cm。
- (11) 出願時、願書を構成する書類の余白、および差し替え書類の余白は、完全に空白でなければならない。
- (12) 出願書類においては、図面を除き、
- (a) 出願時に、願書の用紙には全て連続番号をつける。
 - (b) 出願時に、他の用紙には全て別シリーズの連続番号を付ける。
 - (c) かかる番号は全てアラビア数字で付し、用紙の上方もしくは下方の真中に、但し、上方余白もしくは下方余白ではないところに付さなければならない。
- (13) 出願書類に含まれる図面の用紙には全て別シリーズの連続番号を付ける。
- (14) かかる番号は全てアラビア数字で付し、用紙の上方もしくは下方の真中に、但し、上方余白もしくは下方余白ではないところに付さなければならない。
- (15) 上記 (1) 項で挙げた全ての書類（図面を除く）は、濃くて消えない色で、少なくとも $1\frac{1}{2}$ の行間スペースを空け、大文字の高さが 0.21 cm 下回らない文字でタイプまたは印刷する。但し、例外として特許書式 1 号は手書きで記入することができ、また図に用いる記号および符号、ならびに化学式および数学式は暗色の消えない色で手書きするか、または描くことができる。
- (16) 特許付与請求、明細書、特許請求の範囲、および要約書には図面を含めてはならない。
- (17) 明細書、特許請求の範囲、および要約書には、化学式、数学式を含めることができる。

- (18) 明細書および要約書には、表を入れることができる。
- (19) 特許請求の範囲には、その主題により表の使用が望ましいときに限り、表を入れることができる。
- (20) 上記 (1) 項で挙げた全ての書類では、重さおよび長さの単位はメートル法で表記するものとする。
- (21) 別の単位法を使用する場合には、メートル法によるものを併記する。
- (22) 温度は摂氏で表記する。
- (23) その他の物理的な値については、国際慣習で認知されている単位を使用し、数学式については、一般的に使用されている符号を、そして、化学式については、一般的に使用されている符号、原子量、および分子式を使用するものとする。
- (24) 一般的に、該当する分野で一般的に受け入れられている技術用語、標章および符号を使用しなければならない。
- (25) 明細書で式または符号を使用する場合、登録官がそのように指図する場合には、図面と同じ方法で作成したその複写を提出するものとする。
- (26) 術語および標章は出願書類全体を通じて統一する。
- (27) 上記 (1) 項で挙げた書類は全て、合理的な範囲で、削除、変更、重ね書き、および行間書込みが無いものとし、また、いかなる場合でも判読できるものであるとする。
- (28) 内容の真正性に問題が無く、かつ良好な複写をするための要件が損なわれない場合には、登録官は、この規則の免除を認めることができる。

添付書類 PT 4

書式と手数料

書式	事項または手続	手数料(＄)
	特許付与請求の提出手数料の納付時に	160
1	特許付与請求時に	-
2	第 20 条 (1) または第 47 条 (1) に基づく照会時に	450
3	次の各ケースにおける反対供述書の提出時に：	40
	(a) 第 20 条または第 47 条に基づく命令に対する異議申立	
	(b) 第 22 条に基づく要求に対する異議申立	
	(c) 第 23 条 (5) に基づく照会に関して	
	(d) 第 24 条に基づく出願に対する異議申立	
	(e) 第 38 条に基づく異議申立書への答弁として	
	(f) 第 40 条に基づく異議申立書への答弁として	
	(g) 第 48 条 (5) に基づく照会に関して	
	(h) 第 53 条 (3) に基づく申請に関して	
	(i) 第 54 条 (6) に基づく異議申立書への答弁として	
	(j) 第 67 条 (3) に基づく照会に関して	
	(k) 第 78 条に基づく不侵害宣言の申請に対して異議申立を行う時に	
	(l) 第 80 条に基づく特許取消の申請に対して異議申立を行う時に	
	(m) 誤り、誤記もしくは錯誤の訂正に対する第 107 (2) 条に基づく異議申立書への答弁として	
4	第 20 条 (5) または第 47 条 (3) に基づく登録官許可の申請時に	50
5	第 22 条に基づく指図の請求時に	450
6	特許の実施許諾に関わる疑問点に決着を付けるため第 23 条 (5) もしくは第 48 条 (5) に基づいて行う照会時に	450
7	第 24 (1) 条および / または第 (3) 項に基づく登録官への申請時に	450
8	発明者要件の供述書、および特許付与に対する権利の供述書の提出時に	-
9	第 27 条 (1) に基づく早期公開の請求時に	50
10	調査報告もしくは補足調査報告の請求時に	1,370
11	第 29 条 (1) (b) もしくは (5) (b) に基づく調査・審査報告の請求時に	1,940
12	第 29 条 (3)、(5) (a)、もしくは (8) に基づく審査報告書の請求時に	800
13	特許付与前の出願補正の請求時に	-
14	特許証発行の請求時に	150
15	電子オンライン・システム以外の方法による更新手数料納付時に—	
	(a) 特許の第 5、第 6、または第 7 年目の各年につき	170
	(b) 特許の第 8、第 9、または第 10 年目の各年につき	270

	(c) 特許の第 11、第 12、または第 13 年目の各年につき	370
	(d) 特許の第 14、第 15、または第 16 年目の各年につき	470
	(e) 特許の第 17、第 18、または第 19 年目の各年につき	570
	(f) 特許の第 20 年目	570
-	電子オンライン・システムによる更新手数料納付時に (登録簿における、実施許諾は当然の権利として利用可能である旨の記載の復活もしくは取消による後追い更新手数料の納付は含まない) —	
	(a) 特許の第 5、第 6、または第 7 年目の各年につき	150
	(b) 特許の第 8、第 9、または第 10 年目の各年につき	250
	(c) 特許の第 11、第 12、または第 13 年目の各年につき	350
	(d) 特許の第 14、第 15、または第 16 年目の各年につき	450
	(e) 特許の第 17、第 18、または第 19 年目の各年につき	550
	(f) 特許の第 20 年目	650
16	電子オンライン・システム以外の方法による第 36 条 (3) に基づく追加更新手数料納付時に—	
	(a) 1 ヶ月まで	60
	(b) その後の各月につき (但し、6 ヶ月まで)	120
-	電子オンライン・システムによる第 36 条 (3) に基づく追加更新手数料納付時に—	
	(a) 1 ヶ月まで	50
	(b) その後の各月につき (但し、6 ヶ月まで)	100
17	特許付与後の明細書補正の申請時に	100
18	特許付与後の明細書補正に対する異議申立の際に	100
19	特許回復を求める申請時に	500
20	特許回復を求める申請の追加手数料納付時に	300
21	特許の権利放棄に関わる申し出の提出時に	70
22	特許の権利放棄に関わる申し出に対する異議申立の際に	250
23	電子オンライン・システム以外による、次のものの請求時に (特許もしくは特許出願 1 件につき) —	25
	(a) 氏名 (名称) の変更 (1 件につき)	
	(b) 通信物送達宛先の変更 (1 件につき)	
	(c) 通信物送達宛先の訂正 (1 件につき)	
	(d) 登録簿または関連書類における記載誤りの訂正 (1 件につき)	
	(e) 特許明細書、特許出願書、または特許もしくは特許出願に関連して提出した全ての書類における、翻訳もしくは転記の間違い、または誤記の訂正 (1 件につき)	
-	電子オンライン・システムによる、次のものの請求時に—	12

	(a) 各特許もしくは特許出願における出願人もしくは発明者の住所変更(1件につき)	
	(b) 各特許もしくは特許出願における通信物送達宛先の変更(1件につき)	
	(c) 各代行者の住所変更	
24	特許もしくは特許出願に関わる権利に影響を及ぼす法律行為、法律文書、または事由を、かかる法律行為、法律文書もしくは事由によって影響を受ける各特許もしくは特許出願のために、登録と通知を申請する時点で	70
25	雑情報の提供もしくはアクセスの請求時に—	
	(a) 特許もしくは特許出願に関する1ファイルの書類の閲覧料	6.50
	(b) 1ファイルの書類の提供手数料	6
	(c) 他の書類の登録所職員による写真複写作成手数料(各ページもしくはその部分につき)	0.30
	(d) 書類が一般調査室に備えられている場合—	
	(i) 専用カードを使用してセルフサービスで行う写真複写料(各ページまたは部分につき)	0.15
	(ii) 登録所職員による写真複写手数料(各ページもしくはその一部につき)	0.30
26	登録官の証明書を求める請求時に—	
	(a) 公印押捺によるもの—	
	(i) 最初の20枚	18
	(ii) 21枚以降1枚につき	0.30
	(b) 印紙を書類に貼付するもの—	
	(i) 最初の20枚	30
	(ii) 21枚以降1枚につき	0.30
	(c) 特許協力条約規則の規定17.1(b)による優先権書類に関して	50
	(d) 規定118に基づく国際出願の認証謄本に関して	28
27	裁判所命令の登録簿への登録申請時に	10
28	所有権者が、「当該特許に基づく実施許諾は当然の権利として利用可能である」旨を登録簿に登録するよう申請する時に	70
29	権利の許諾条件に関わる調停請求時に	380
30	第54条(1)または第54条(3)に基づく登録簿記載事項の取消し申請時に	70
31	第54条(1)または第54条(3)に基づく登録簿記載事項の取消し申請に対する異議申立書の提出時に	90
32	侵害に関わる紛争につき登録官に照会する時に	280
33	不侵害宣言の申請時に	280
34	第79条(1)に基づく対応する特許出願に関する情報の申請時に	100
35	第80条に基づく特許取消し申請の時に	500

36	登録官の指図に応答して特許再審査を請求する時に、	900
37	第 86 条 (3) に基づく国内手続移行の所定手数料を納付する時に	160
38	所定手数料を納入し、翻訳文の公告を請求する時に	70
39	登録官に国際出願を本法に基づく出願として扱うよう申請する時に	160
40	登録官の裁量権を行使するよう請求する時に	100
41	代理人の指名もしくは交代の場合の、権限付与宣言の時に	10
42	規定 91 (3) に基づく登録官の要求を受けて広告手数料を支払う時に	18
43	誤り、誤記もしくは錯誤の訂正に対する異議申立の時に	100
44	特許もしくは特許出願に関わる情報を請求する時に	24
45	規定 108 (3) に基づく期限もしくは期間の延長を申請する時に—延長を求める各月もしくは月の部分について	200
46	規定 108 (4) に基づく期限もしくは期間の延長を申請する時に	200
47	規定 108 (6) に基づく期限もしくは期間の延長申請に対する追加手数料支払納付時に—延長を求める各月もしくは月の部分に対して	200
48	特許協力条約規則の規定 14 に基づく移転手数料の納付時に	135
49	微生物試料の譲渡を許可する証明書の請求時に	15
50	微生物試料の利用を専門家に限定する意図を通知する時に	15
51	微生物試料の専門家への譲渡を許可する証明書の請求時に、	15
52	規定 108 (8) に基づく延長期間中に、第 116 条 (6) に基づく特許付与申請をする時に	500
53	電子オンライン・システム以外の方法で第 53 条もしくは第 54 条に基づく更新手数料を納付する時に—	
	(a) 特許の第 5、第 6 または第 7 年目の各年につき	85
	(b) 特許の第 8、第 9 または第 10 年目の各年につき	135
	(c) 特許の第 11、第 12 または第 13 年目の各年につき	185
	(d) 特許の第 14、第 15 または第 16 年目の各年につき	235
	(e) 特許の第 17、第 18 または第 19 年目の各年につき	285
	(f) 特許の第 20 年度につき	335
-	電子オンライン・システムにより第 53 条もしくは第 54 条に基づく更新手数料の納付時に—	
	(a) 特許の第 5、第 6 または第 7 年目の各年につき	75
	(b) 特許の第 8、第 9 または第 10 年目の各年につき	125
	(c) 特許の第 11、第 12 または第 13 年目の各年につき	175
	(d) 特許の第 14、第 15 または第 16 年目の各年につき	225
	(e) 特許の第 17、第 18 または第 19 年目の各年につき	275
	(f) 特許の第 20 年目につき	325
-	登録所一般調査室における特許調査施設の利用—	
	(a) コンピューター端末使用料 (30 分につき)	2

	(b) 印刷情報（１枚につき）	0.30
-	登録所が次のもののため提供する電子オンライン・システムの使用につき—	
	(a) 調査	
	(b) 特許もしくは特許出願の公開特許明細書の検索（各１件につき）	6
	(c) 特許もしくは特許出願に関し、登録記載事項に関する情報もしくは更新情報の検索（各１件につき）	3

書式と手数料は 2001 年 3 月 1 日現在のものである。

添付書類 TM 1
商品およびサービスの分類

第 I 部 - 商品の分類

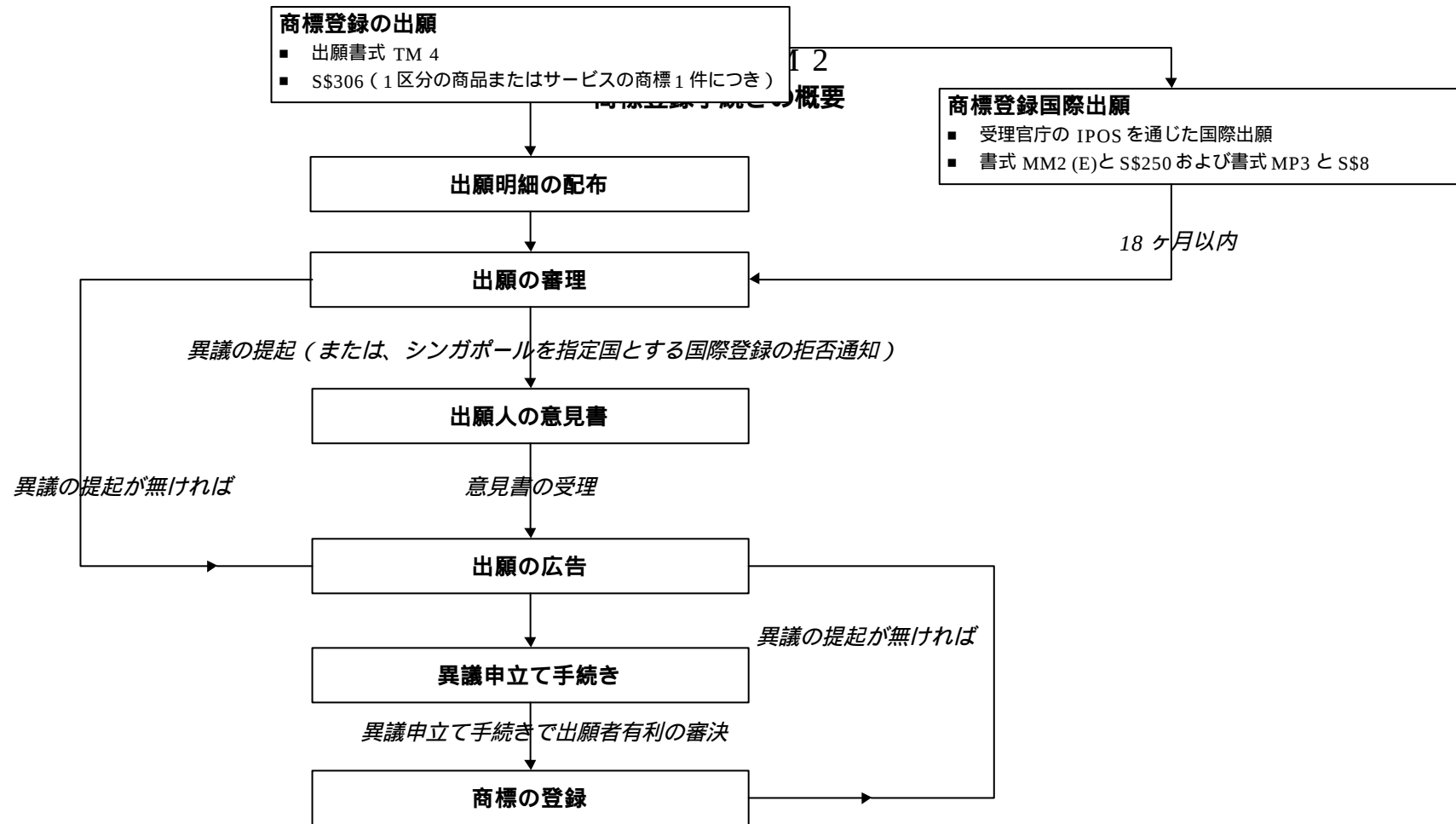
部類	商品の明細
1	工業、化学、写真、農業に使用する化学品、未加工人造樹脂、未加工プラスチック；肥料；消火剤；調質剤およびはんだ付け用調整剤、食品防腐剤；なめし剤；工業用接着剤
2	ペイント、ワニス、ラッカー；錆止め剤および木材品質低下防止剤；着色剤；媒染剤；天然生樹脂；塗装工、装飾家、印刷工、美術家用金属箔および金属粉
3	洗濯用漂白剤；洗剤、光沢材、精練材、研磨剤；石鹸；香料；精油、化粧品、頭髮用ローション；歯磨き
4	工業用油およびグリース；潤滑油；塵を吸収し、湿らせ、固める組成物；燃料（内燃機関用燃料を含む）および発火体；ろうそく、灯芯
5	調剤用剤、動物用薬剤、衛生用剤；医療用治療食、乳児用食品、プラスター、包帯用品；歯科補綴充填材料、歯科用ワックス；消毒剤；防虫剤；防黴剤、除草剤
6	卑金属およびその合金、金属建築用材料；鉄道線路用の運搬用金属建造物；卑金属ケーブルおよび針金（電氣的でないもの）；金物、小金具；金属管およびチューブ；錠前；他類に属さない卑金属物品；鋇石
7	機械および工作機械、原動機およびエンジン（陸上車両用を除く）；機械軸継手および変速機構成部品（陸上車両用を除く）；手動のものを除く農業用器具；孵卵器
8	手動工具および器具（手動のもの）；刃物；短剣類；剃刀
9	科学、航海、測量、電気、写真、映画、光学、計量、測定、信号、検査（管理）、救命、教習装置および器具；光学的音像の記録、送信または複製装置；電磁データキャリアー、記録ディスク；コイン投入式自動販売機；金銭登録器；計算機、データ処理機器およびコンピューター；消火装置
10	外科用、内科用、歯科用、獣医科用装置および器具、義手・義足、義眼および義歯；矯正用品；縫合材
11	照明、暖房、蒸気発生、料理、冷凍、乾燥、換気、給水および衛生用装置
12	車両；陸上、航空または水上運輸装置
13	火器；弾薬および弾丸；爆発物；花火
14	貴金属およびその合金、ならびに他類に属さない貴金属製品または貴金属被覆品；宝石、貴石；時計および精密計時装置
15	楽器
16	紙、板紙、および他類に属さない同製品；印刷物；製本用材料；写真；文房具；文房具用または家庭用接着剤；美術家用材料；筆；タイプライターおよび事務用品（家具を除く）；教育用材（装置を除く）；包装用プラスチック材料（他類に属さないもの）、トランプ；活字、印刷用版

17	ゴム、グッタペルカ、アスベスト、雲母、およびこれらの物資製物品で他類に属さないもの；製造用プラスチック押出材；パッキング材、充填材および絶縁材；非金属製軟質管
18	なめし革およびなめし革模造品、およびそれらの製品で他類に属さないもの；獣皮；皮革トランクおよび旅行鞆；傘、パラソルおよび杖；鞭、馬具。
19	建築材料（非金属製）；非金属製建築用硬質管；アスファルト、ピッチおよび瀝青；非金属移動家屋；記念建造物（非金属製）
20	家具、鏡、絵画用額；他類に属さない木製品、コルク製品、葦製品、籐製品、柳細工製品、角製品、骨製品、象牙製品、鯨骨製品、貝製品、琥珀製品、真珠母製品、海泡石製品、これら材料の代用品による製品、またはプラスチック材による製品
21	家庭・台所用器具および容器（貴金属製ではないか、または、それで被覆されていないもの）；櫛およびスポンジ；ブラシ（塗装用刷毛を除く）；ブラシ製造用材料；洗濯用品；研磨用鋼屑；未加工もしくは半加工ガラス（建築で使用されているガラスを除く）；他類に属さないガラス器、陶器および磁器
22	ロープ、ひも、網、テント、日よけ、防水布、帆、袋および鞆（他類に属さないもの）；袋詰め物（ゴムまたはプラスチックを除く）；原料繊維織物材料
23	織物用糸、より糸
24	他類に属さない織物および織物製品；ベッドおよびテーブルカバー
25	衣類、履物、帽子
26	レースおよび刺繍品、リボンおよび打ち紐；ボタン、かぎホックおよびホック受け、ピンおよび針；造花
27	カーペット、毛布、マットおよび敷物；リノリウムおよびその他の床敷き材料；壁掛け（織物以外のもの）
28	娯楽遊戯用具；他類に属さない体育運動用具；クリスマス・ツリー用装飾品
29	食肉、魚、家禽および猟鳥類；肉汁；加工果実および加工野菜；ジェリー、ジャム、フルーツソース；卵、牛乳および牛乳製品；食用油およびヘット
30	コーヒー、茶、ココア、砂糖、米、タピオカ、サゴ、代用コーヒー；メリケン粉および加工穀類、パン、練り物および菓子類、アイスクリーム；蜂蜜、糖蜜；イースト、ベーキングパウダー；塩、からし；酢、ソース（調味料）；香辛料、氷
31	農業、園芸、林業製品および他類に属さない穀物類；動物、生果物、生野菜；種子、植物、生花；飼料、麦芽
32	ビール；鉱水・炭酸水その他非アルコール性飲料；フルーツ飲料およびフルーツジュース；シロップ、その他飲料製造用品
33	アルコール性飲料
34	タバコ；喫煙具；マッチ

第Ⅲ部 - サービスの分類

部類	サービスの明細
----	---------

35	広告；企業経営；業務管理；事務所機能
36	保険；金融上の業務；財政上の業務；不動産に関わる業務
37	建設；修繕、設置サービス
38	通信
39	輸送；物品の梱包および貯蔵；輸送手配
40	原料の処理
41	教育；訓練の提供；娯楽；スポーツ・文化活動
42	食物・飲料の提供；一時的宿泊施設の提供；医療衛生および美容ケア；獣医科・農業サービス、法務サービス；科学・工業研究；コンピュータープログラミング；他類に属さないサービス



添付書類 TM 3

書式と手数料

国内登録

書式	事項または手続	手数料 (S\$)
1	商標登録の所有権者、使用者、譲受人、または出願人の通信物送達宛先の登録、訂正、または取消	8
4	1 区分の商品またはサービスに対する商標の登録出願	306
7	商標登録出願に関わる決定の根拠を明らかにするよう登録官に対して行う請求	600
9	本法第 61 条に基づく、1 区分に属する指定商品またはサービスの証明商標の登録出願	306
10	団体商標または証明商標に関する規則の提出	-
11	商標登録に対する、または登録簿から何らかの事項を削除することに対する異議申立書の提出	340
12	次のような反対供述書の提出： (a) 商標登録に対する異議申立書に対する答弁としてのもの (b) 登録商標の変更申請に対するもの (c) 登録の取消もしくは登録の無効性宣言を求める申請、あるいは登録事項の訂正を求める申請に対するもの	325
13	口頭審理への出頭通知の提出	400
14	次のものに対する異議申立書の提出 (a) 団体商標または証明商標の登録 (b) 登録団体商標または証明商標の使用規則の補正申請	340
15	次のものに対する反対供述書の提出 (a) 団体商標または証明商標の登録に対する異議申立書に対するもの、または (b) 登録団体商標または証明商標の使用規則の補正申請に対するもの	325
16	口頭審理出頭通知の提出	400
18	登録官が発行する登録証明	Nil
19	商標登録の更新	250
21	商標登録回復の申請	150
22	商標の譲渡、移転時の所有権変更の登録申請	80
23	TM 22 に付随するケースの陳述を補強する司法手続外誓約の提出	Nil
26	登録出願または登録簿中の、人名または他の細目（商取引に関わる性質を持つものは除く）の変更申請	20
27	商標登録出願の補正（氏名および / または住所は除く）の申請	40
28	商標登録の取消もしくは無効宣言、または登録簿記載事項の訂正を求める申請	325

29	訴訟手続きに介入する許可を求める申請	75
30	団体商標または証明商標に関わる補正後の規則の提出	70
31	商標の取消申請（取消が、商標登録の対象となった商品もしくはサービスの全てに関わる場合）	30
32	商標の取消申請（取消が、商標登録の対象となった商品もしくはサービスのいくつかに関わる場合）	40
33	商標の登録所有権者による、一部権利放棄または制限の登録簿への登録請求	30
34	本法第 102 条に基づき発行される有効性証明の注記を登録簿に登録し、公開することを求める請求	80
35	登録商標変更の申請	250
36	登録商標変更に対する異議申立書の提出	340
37	指定商品またはサービスに関する、登録商標の登録使用者 / 使用権者の登録申請	60
38	使用許諾に対する補正の登録申請	60
39	使用許諾の終了に関する登録申請	60
42	本法第 103 条に基づく登録官証書の抄本作成のため	30
44	登録簿記載事項の変更または訂正に対する裁判所命令謄本の提出	50
45	登録官の課税証明書の、抄本作成のため	80
46	担保権の譲与、変更もしくは解除、受諾行為、または裁判所もしくは他の所轄官庁の命令の登録申請	50
48	商標または団体商標もしくは証明商標の登録に対する異議申立書の提出期限延長を求める請求	Nil

書式および手数料は 2001 年 3 月 1 日現在のものである。

国際登録

書式	事項または手続	手数料 (S\$)
MP 1	切替出願	306 (商品・サービスの 1 区分当たり)
MP2	登録商標の国際登録への切替の登録出願	65 (商品・サービスの 1 区分当たり)
MP 3	シンガポールにおける通信物送達宛先の届出	8
-	登録官を通じた国際登録の出願	250
-	国際登録の更新請求あるいは国際事務局に支払うべきその手数料の取扱い請求	85

添付書類 RD 1

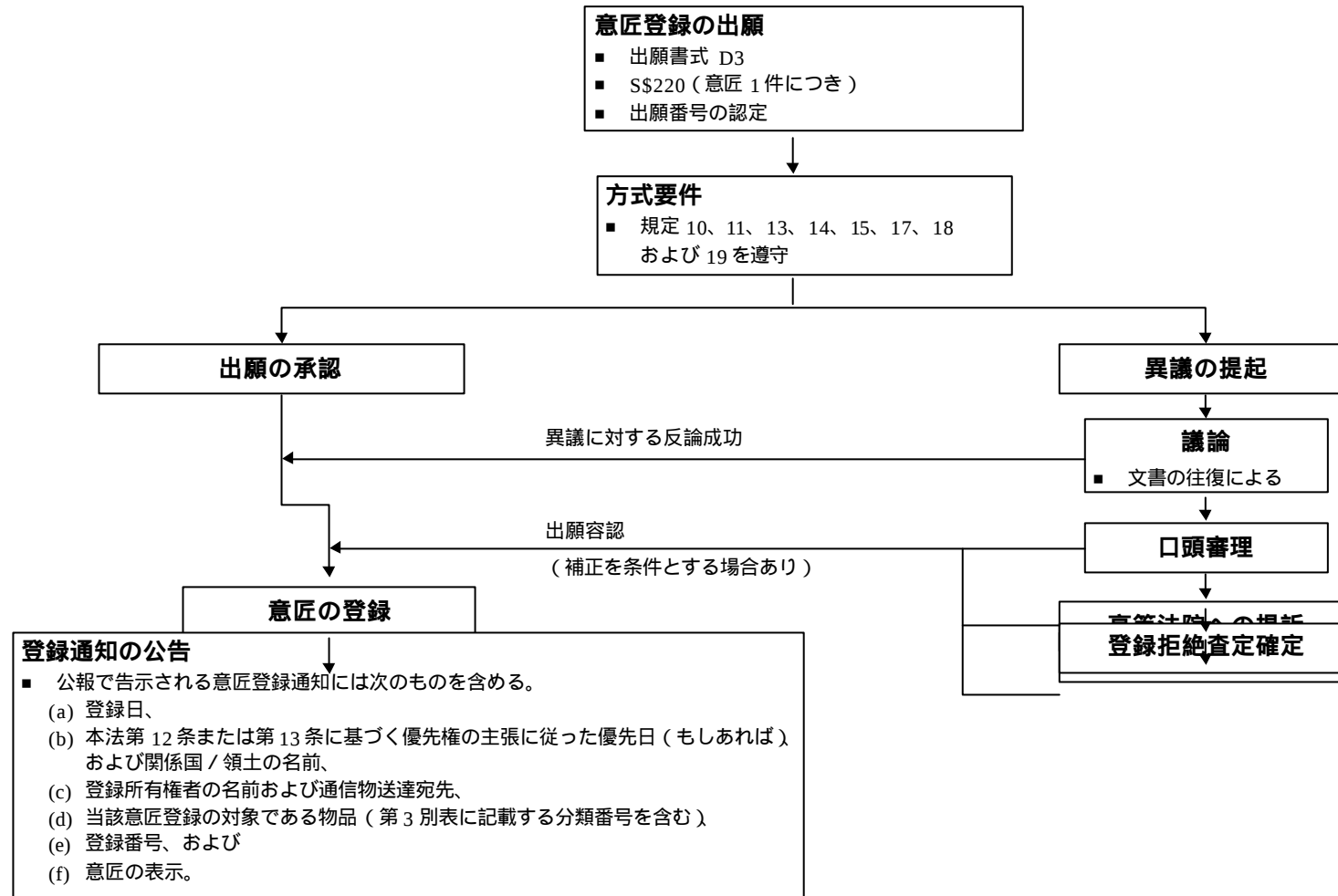
書式と手数料

書式	事項または手続	手数料（\$）
D1	登録出願人もしくは登録所有権者の氏名および／または住所の変更要求；または通信物送達宛先の変更請求	\$15
D2	代理人の指名または代理人の交代通知の提出	\$12
D3	本法第 11 条に基づく意匠登録の出願	意匠 1 件につき\$220
D4	本法第 14 条に基づく意匠登録出願の取下げ	無料
D5	本法第 15 条に基づく意匠登録出願の補正申請	40
D6	本法第 16 条に基づく意匠登録出願の原状回復の請求	40
-	法律第 28 条および規定 68 に基づく、情報と文献閲覧許可の請求	6
D7	本法第 55 条 (3) に基づく、登録簿登録事項の認証謄本または登録簿の認証抄本の請求	25
D5	本法第 57 条に基づく、登録簿の瑕疵訂正の申請	33
D8	本法第 21 条および同法付表の第 3 項 (6) に基づく、意匠登録期間の延長申請—	
	(a) 第 1 期 5 年間	200 (登録 1 件当たり)
	(b) 第 2 期 5 年間	300 (同)
	(c) 第 3 期 5 年間	400 (同)
	(d) 第 4 期 5 年間	500 (同)
-	本法第 21 条 (5) および同法付表の第 3 項 (6) に基づく意匠登録期間延長の期限後申請	50 (同)
D9	本法第 34 条に基づく、登録意匠に対する権利に影響を及ぼす法律行為の細目の登録申請	80
D9	本法第 35 条に基づく、意匠登録出願に関わる法律行為の通知の提出	80
D10	本法第 34 条に基づき登録された法律行為の細目の補正申請	40
D11	登録簿に記載されている抵当権者もしくは使用権者としての主張の取消の申請	30
D12	本法第 26 条に基づく、登録放棄通知の提出	40
D13	本法第 27 条に基づく、意匠登録の取消し申請	400
D14	反対陳述書の提出	320
D15	口頭審理出頭通知の提出	450
D16	期限延長請求	無料
D17	裁判所命令、裁判の宣言もしくは裁判所の証明書の登録所への提出	60
D18	第 1 期登録期間満了時に英国で登録された意匠登録の期間延長申請	220
-	本法第 55 条に基づく登録簿の閲覧、および文献の写し、およびコンピューターデータのプリントアウトの取得—	

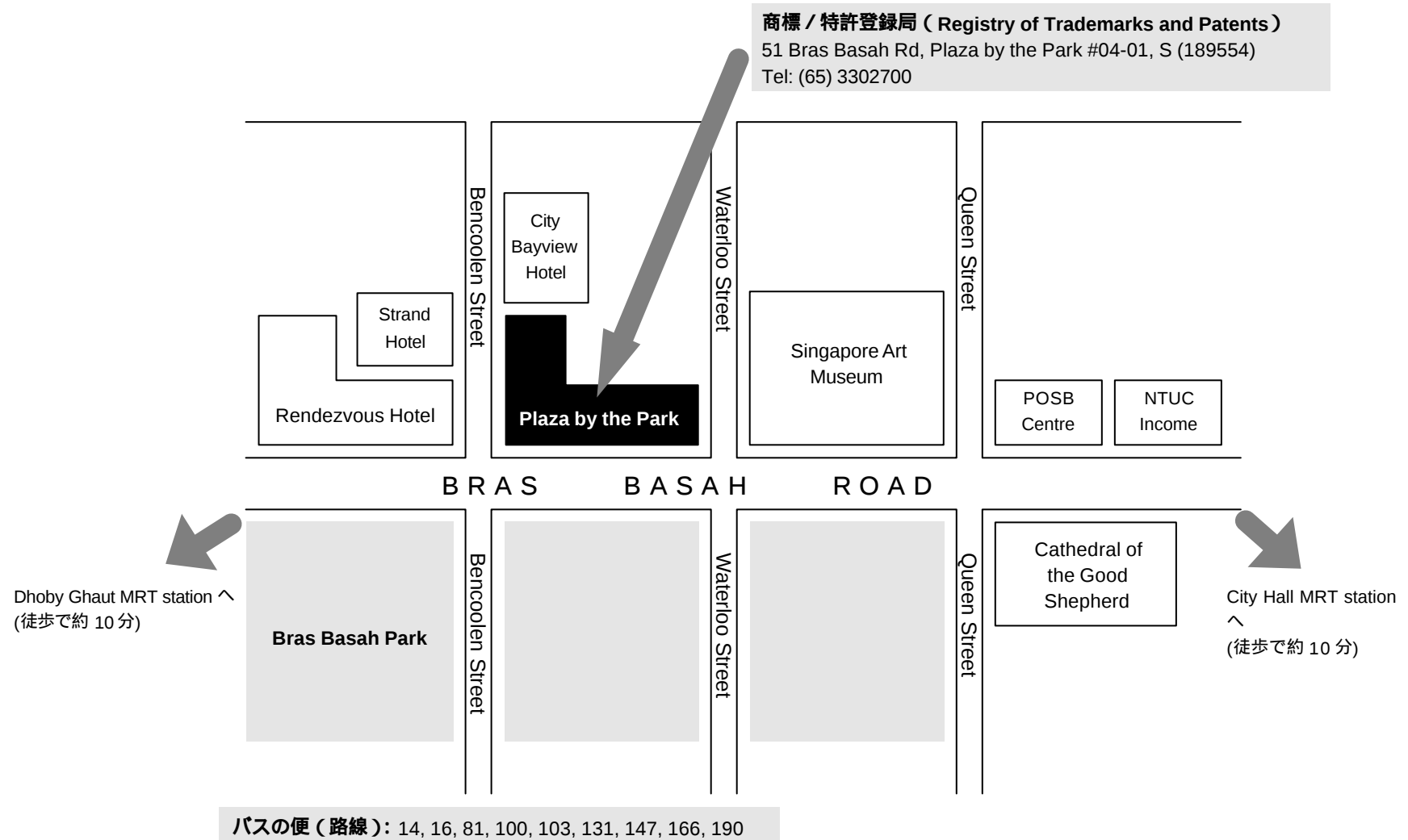
	(a) 1 ファイルの 1 調査につき	2 (30 分毎に)
	(b) 一般調査室に備えられた文献につき—	
	(i) セルフサービスで専用カードを使った写真複写 (1 ページもしくはその部分につき)	0.15
	(ii) 登録所職員による写真複写 (1 ページもしくはその部分につき)	0.30
	(c) 登録所職員による他の文書の写真複写 (1 ページもしくはその部分につき)	0.30
	(d) 登録所電子データベースのコンピュータプリントアウト (1 ページにつき)	0.30
-	「意匠公報」の購入 (1 部につき)	10
-	決定の根拠を求める請求	700
-	再広告を求める請求	75

添付書類 RD2

意匠登録手続きの概要



付書類 I



第二章 不正競争

1. 序文

シンガポールには、不正競争に対する一般的な訴訟原因は現在のところ一切ない。この点は、最近の控訴裁判所判決「*Lifestyle 1.99 Private Ltd 対 S\$1.99 Pte Ltd 事件*」([2000] 2 SLR 766)でも認められた。シンガポールの法律は、英国のコモン・ローに近い立場をとっているが、その英国のコモン・ローも、英国法学の中で不正競争法を一般法とは認めていない。

「不正競争」という用語は、不公正な取引慣行から商取引業者を保護するために利用できる一定範囲の訴訟原因をカバーする一般名称として使われる。ある商取引業者が他者の不公正な取引慣行により権利を侵されたと申し立てる場合、申し立てるその事実は、特定の名称を持つ既存の不正行為または他の訴訟原因に適合するものでなければならない。

2. 不正競争に関わる法律、規則、布告および行政上のガイドライン

商標、著作権、特許、登録意匠、地理的表示および集積回路に関わる制定法の体系以外には、不正競争行為に適用する特定の法律はない。利用できる訴訟原因はコモン・ローによって確立されたものである。従って、判例法によって発展したものであって、何らかの特定の制定法に依存するものではない。

3. 不正競争の所管官庁

なし。

4. 対象事項

不正取引慣行に携わる商取引業者は、いくつかの根拠に基づき法律上の責任を負う。かかる商取引業者は、以下のものにつき、不法行為責任を負う。

- 詐称通用（パッシング・オフ）
- 侵害的虚偽表現、
- 契約関係の妨害、
- 不法手段による事業への意図的損害、
- 共同謀議、または
- 守秘義務違反。

上記の事項はすべてシンガポールで認知されている不法行為であって、訴訟原因として成立する。加えて、商取引業者は、商取引上の約定または契約によって拘束される場合、その契約に違反して行う商取引活動にも法律上の責任を負う。

詐称通用

法的要件

詐称通用に基づいて法的責任を問うには、次の要素を立証しなければならない。

- (i) 原告の商品にはのれん（グッドウィル）が伴っており、かつそののれんは自他識別力を持つゲットアップ（装い）で獲得されたものであること、
- (ii) 被告が自らの商品またはサービスを原告のものであると不実表示することによって混同または誤認が惹起されていること、および
- (iii) 不実表示の結果として、原告ののれんに損害が発生するか、または損害が発生する可能性があること。

こうした「古典的な」形態の詐称通用の他に、被告の不実表示が原告の商品を自らの（被告自身の）ものであるとする主張を伴う場合、または、被告の不実表示が商品の出所ではなく品質に係わる場合にも、法的責任が生じる。

(a) ゲットアップに対するのれん

ゲットアップとは、商取引業者の商品またはサービスに対する機智に富んだ何らかの付加物であって、出所表示の目的に資するものをいう。自他識別力を持つゲットアップの例には、言葉（例：‘Guess’ジーンズ）、名前（例：‘Calvin Klein’）、ロゴ、商品の包装で使用する配色、包装および容器の形状および外観、広告のテーマおよびスローガン、および電話番号さえも含まれる。但し、いずれの場合も、そのゲットアップが自他識別力を持つものであり、かつ原告の商品またはサービスを特定する出所表示として役立つものであることを原告は証明しなければならない。

ゲットアップが記述的なものまたは機能的なものであっても、自他識別力を持つものであれば、のれんを立証することは可能であるが、こうした状況においては、ゲットアップに自他識別力があることを証明するというより大きな責任が原告に課される。こうした考えを支えているのは、本来一般公衆の自由な使用に供すべき言葉もしくは他の記述的用語を独占する権利は、いかなる商取引業者にもないという社会政策上の配慮である。

事業ののれんとは、その事業の名声、評判および取引関係の結果として獲得した顧客を惹きつける魅力を指す。のれんは、通常、商取引によって獲得されたものであって、そののれんに係わる事業と不可分のものである。

従って、商取引業者は、のれんを獲得しているというためには、特定の管轄区域における自らの事業のプレゼンスを立証しなければならない。商取引業者は、自らの事業がシンガポールで設立されたこと、およびその製品がシンガポールで製造されていること

を単に証明するだけでは、製品に対するのれんを立証するに十分ではない。その製品が、シンガポール市場で入手可能であり、かつシンガポールで好評を博したものであることを証明しなければならない。

さらに、ある事業に関連して何らかの一般的なのれんが存在するとしても、必ずしもある特定の製品に関連して一定ののれんが存在することにはならないとの判決も出ている。

要するに、のれんが存在するか否かは事実の問題である。原告は、普通には、自らの事業が生み出す販売量、顧客基盤の規模、および事業の取引高に関する証拠を提出することによって、自らの事業に対してのれんを獲得していることを証明することができる。管轄区域における宣伝広告費も考慮すべき事項である。但し、単なる宣伝広告であってそれ以上のものが無ければ、管轄区域におけるのれんを立証するには必ずしも適当ではないとされる可能性がある。

しかしながら、宣伝広告または実際の販売によって管轄区域で需要が創出されれば、法律はその事実を以ってのれんを生むに十分な評判があると認める、との判決も出ている。のれんは、商品またはサービスの発売前の広知性、および開業前の活動、例えばホテルの公式オープン前の宿泊予約の受付などによっても立証できる。活動の性質と活発度も、のれんの創出を判断するに当たって考慮される。

裁判所は、管轄区域における事業の要件を、原告に有利になるよう、より寛大に解釈する意思を示している。従って、原告が重要な時期に管轄区域において実際に事業を営んでいなくても、その地元に顧客を持っている限りにおいては、原告が起こす訴訟によって致命的なものとはならない。

のれんの立証については、最近の事例で、裁判所が市場調査の結果を考慮する用意のあることを示していることから、市場調査に頼ることも可能である。市場調査の結果は、訴訟手続きを補強するために裁判所に提出することができ、かつ、調査の面接者や回答者を証人として喚問する必要もない。

但し、市場調査の結果は証拠として許容されるものの、その信頼性は常に証明を必要とする。かかる調査による証拠は、証拠全体の一部と見なすべきであって、決定力を持つものとして過度な重要性を与えるべきではない。裁判所が考慮する他の関連証拠には、次のものがある。

- 商品またはサービスの販売促進のために注ぎ込んだ努力と費やした費用、
- 商標とゲットアップに関する広告および宣伝の程度と、それに費やしたコスト、
- ゲットアップが使用されてきた期間、および

- メディアの連載記事または批評記事によって得た広知性。

のれんの査定日として妥当なのは、訴えの対象である行為が始まった日である。

(b) 不実表示と混同 / 誤認

被告の精神状態は詐称通用の不法行為を成立させる必須の要素ではない。従って、原告は被告側に公衆を混同させようとの周到な意図のあったことを証明する必要はない。但し、かかる意図を立証すれば、原告側に課せられる混同の立証責任は軽減される。

被告による不実表示の定義を、被告が公衆を欺いて自らの商品またはサービスを原告のものであると誤認させる状況、に限定する必要はない。不実表示には次のものも含まれる。

- 原告の商品またはサービスを被告のものであるとする不実表示、
- 原告の商品もしくはサービスの品質についての不実表示、または
- 実際には存在しないにも関わらず、被告の事業と原告との間に何らかの形の提携関係があるとする不実表示。

混同または誤認の判断基準は、普通の分別のある公衆が混同するか否かである。社会の中の、注意力を欠く小部分の者が混同を起こすだけでは不十分である。

混同があるか否かを決定するには、個々の造作ではなく、その累積的な支配的な効果を考慮に入れて、ゲットアップを全体として見なければならない。換言すれば、判断の基準は、原告と被告の製品を横に並べて比較するのではなく、混同と言うものは顧客が原告の商標を心の中で思い出した時（それは全体としての漠然とした印象であることもあれば、実際の商標であることもあるが）に起こるものだという事実配慮することである。重要なのは、顧客の心の中に根を下ろしたゲットアップの総合的な印象である。

また、実際に混同または誤認があったか否かは必須の要素ではないとの判決もある。混同または誤認の明確な可能性があれば十分であり、それは当該事例の状況から推断できる。市場調査の結果は、混同または誤認の程度と可能性に関する証拠として提出できる。

(c) 損害

詐称通用に関わる訴訟で勝訴するには、原告は、被告による不実表示の結果としての自らののれんに対する損害もしくは損害の可能性を証明しなければならない。現実の損害を

立証する必要はなく、混同による損害の可能性を証明すれば十分である。

伝統的には、原告の事業が他に流れたことによって被った売上損失の証拠を例証として挙げることによって損害を立証する。最近では、裁判所は、最終的に売上の損失を招いたと解釈できる限りにおいて、のれんの希釈化の概念を認める用意があるように見える。

原告に与えられる権利

(a) 中間的救済

適切な状況において、原告は、仮差止命令による中間的救済、被告の仕入先および顧客の名前の開示、またはアントン・ピラー命令もしくはマレヴァ型差止命令による一方的救済を請求できる。

仮差止命令を取得するには、原告は詐称通用に関して審理を受けるべき重大な問題があることを立証しなければならない。裁判所は、総合的に判断して差止命令を認めるか否かを決定する。裁判所が考慮する要因には、次のものがある。

- 損害賠償が十分な救済手段であるか、および
- 差止命令が被告に対して不公正もしくは困難をもたらすことにならないか。

一方的仮差止命令を取得するには、原告は自らの事例が十分に緊急性のあるものであることを証明しなければならない。原告はまた、全ての重要な事実を、完全にかつ包み隠しなく裁判所に開示しなければならない。

(b) 救済手段

最終的な救済手段には、絶対的または限定付差止命令、損害賠償、不当利得返還、および被告が所有する違法資材もしくは物品の引渡しもしくは破棄が含まれる。

損害賠償が十分な救済手段であり、かつ容易に定量化できる場合には、裁判所は自由競争のためを図って、差止命令よりも損害賠償の裁定を下す可能性がある。

侵害的虚偽表現

法的要件

侵害的虚偽表現の不法行為を問うのは、競合する商取引業者が行う比較広告に対処するための有効な手段である。この不法行為に対する法的責任を問うには、次の要素を立証しなければならない。

- 被告が、自らについて虚偽の公表を行ったこと、
- かかる虚偽は、被告が悪意を持って公表したこと、および
- かかる公表が、結果として原告に実害を与えたこと。但し、名誉毀損法第 6 条(Cap 75, 1995 Ed)のもと、その公表が、原告の商取引もしくは事業に関して原告に金銭的損害を引き起こすため予め計画したものである場合、原告は実害を証明する必要はない。

(a) 虚偽表現

侵害的虚偽表現を根拠として訴訟で勝訴するには、被告がなした表明または主張が虚偽であることを証明しなければならない。動機があるだけでは、決定要因とはならない。

虚偽の表明もしくは主張が、訴訟原因となりうるものであるか否かを判断する際、その判断基準となるのは、道理を弁えた者がその表明または主張を冗談ではなく、まじめなものと思なすか否かである。その主張がまじめで客観的な評価を伝えようとする方法でなされた場合には、冗談ではなく、まじめになされたものであると裁判所は判断する。

他方、裁判所は、公衆に対して一定の程度の誇張または誇大広告には慣れていることを期待する。従って、かかる状況においては、虚偽の表明または主張が訴訟原因とはならない可能性がある。

(b) 原告の特定

虚偽の表明もしくは主張の中で、原告の名前が特定され、かつ原告の身元が明らかにされていることは必要条件ではないが、その虚偽表現が原告を指してなされたものであることが推察でき、黙示によって身元が十分に判明するものでなければならない。虚偽表現は、原告の商品またはサービスを標的としたものでなくてはならない。従って市場との一般的な比較では不十分である。

(c) 害意

被告の害意は、表明または主張を行うに当たって、その真実性を全く意に介さなかったか、または無視したことによって推断することができるが、単に真実性について不注意であったとか、無頓着であったと言うだけでは十分ではない。

(d) 名誉毀損

より一般的には、被告が、競合する商取引業者の名誉を毀損するか、またはその商取引業者の商品を当該業者の個人的評判に反映する方法で非難・批評する場合、名誉毀損の不法行為として訴訟を提起できる。

原告に与えられる権利

原告に発生する一般的権利には、損害賠償請求権、および仮差止命令または終局的差止命令によって更なる公表を被告に禁ずる権利が含まれる。

契約関係の妨害

法的要件

被告が、不法な手段によって意図的に、他の者に原告の意に反して契約違反を犯すよう教唆するか、またはかかる契約の履行を妨げもしくは妨害して結果として原告に損害を与える場合、被告は原告が訴訟を提起するに足る不法行為を犯したことになる。但し、その教唆が正当化される場合はこの限りではない。

訴訟を提起する権利は、善意の原告に与えられ、契約違反をなした当事者には与えられない。

原告に与えられる権利

原告には、損害賠償の裁定を受ける権利がある。損害賠償では不十分であり、かつ被告による妨害が計画的かつ直接的である場合、裁判所は原告の利益のために、作為的差止命令（作為を命じるインジャンクション）を下すことができる。

不法手段による事業への意図的損害

原告の商取引または事業に意図的に損害を与える不法行為につき、被告が損害賠償責任を負うケースとして、次の二つのものがある。

- 原告が属する特定階層の個人の便益のためもしくは保護のために課された義務もしくは禁止を、被告が遵守しなかった場合、および
- 制定法によって公的権利（public right）が創設され、かつ原告が、残余の公衆が被るものの以外の、およびそれとは異なる特定の直接的、実質的損害を被る場合。

共同謀議

法的要件

2人以上の被告が、原告の商取引または事業の過程において原告に損害を与えることを目的として合意を成し、かつその合意を実行する行為がなされ結果として原告が損害を被った場合、共同謀議が成立し、被告に対して訴訟を提起できる。

複数の被告が、原告に損害を与える意図を以って不法行為を犯すために共同し、その行為を実行し、その意図を達成する場合、不法手段による共同謀議が構成される。

但し、実行された行為それ自体は不法ではない場合であっても、全ての共同謀議者に原告を害し損害を与える支配的な目的があり、その行為が実行され、その目的が達成される場

合、共同謀議は成立する。

これら二つ形態の共同謀議の重要な相違点は、原告に損害を与えようとする支配的な意図は、不法な手段による共同謀議の成立にとっては必要な要素ではないと言う点である。合法的な手段による共同謀議を申し立てる時にのみ必要である。

共同謀議行為は、不法行為による損害賠償責任に加えて、刑法典に基づく刑事責任も伴う。

原告に与えられる権利

原告が利用できる一次的救済手段は、損害賠償を求める訴訟を提起するか、または共同謀議者による共同謀議の遂行を阻止するため、差止命令による救済を請求することである。

守秘義務違反

法的要件

この不法行為を問うことは、被告が内密に情報を受け取り、その後でその情報を不正に利用しようと企てる不公正な事業競争の事例において有効な役割を演じる。守秘義務違反の行為を立証するには、次の要素を立証しなければならない。

- 保護対象の情報は、必要な秘密性を持つものでなければならない、
- また、情報は守秘義務を課す状況のもとで伝えたものでなければならない、また
- 情報の無許諾使用が行われ、原告に損害が生じたものでなければならない。

原告に与えられる権利

一般的に、原告は、秘密情報の使用に対する合理的な補償に基づいて査定される不当利得返還または損害賠償を受ける権利を持つ。原告は、将来発生する恐れのある守秘義務違反についても差止命令を請求できる。

取引制限の約定または協定の違反

法的要件

取引を制限する約定または契約とは、一方の当事者が、商取引を行う自らの自由を制限すること、または自らの職業もしくは事業をある特定の期間につき一定の場所においてのみ行うことに同意する約束を意味する。

取引制限条項は、雇用者が、被雇用者が雇用期間終了後に雇用者と競合する事業を設立するのを制限し、または禁止することを意図してしばしば使用する。

この取引制限条項は、事業の株式保有とのれんに関する売買契約、使用（実施）許諾契約、および代理店契約にも織り込むことができる。

一般原則

取引制限の約定もしくは契約に法的強制力を持たせるには、それが合理的なものであることを証明しなければならない。裁判所は、取引制限によって利益を受ける側の当事者が自らの正当な利益を守るために必要とする範囲を逸脱する制限に対しては、法的強制力を与えない。それは、公益と両当事者の私的利益に反するからである。

取引制限条項が合理的であるか否かを判断するに当たっては、裁判所は、契約の語句表現を解釈することによって、および、必要であれば、当該事例を取り巻く状況を見て両当事者の意図を突き止めることによって、当該条項によって保護しようとする利益を判断する。その後、裁判所は次の事柄に照らして当該条項の合理性を評価する。

- 制限の対象となる活動の範囲と程度、
- 制限の継続期間、
- 制限を適用する地理的地域、
- 取引制限条項が、正当な利益の善意の保護ではなく、むしろ競争制限に当たるものであるか否か、および
- 制限を行った理由の妥当性。

例えば、国内の「*National Aerated Water Co Pte Ltd 対 Monarch Co, Inc*」事件（[2000]2 SLR 24）では、名前の一部として「Kickapoo Joy Juice」なる語または「Kickapoo Joy Juice」なる語の何れかの音節もしくは部分を伴う製品を、上訴人が販売することに制限を課すのは、英語の極めて一般的な語である「Joy」と「Juice」という2語を上訴人が使う権利を制限することを意図したものであって、不合理であるとの判決が出された。本件は、被上訴人の正当な利益、すなわち自らの登録商標「Kickapoo Joy Juice」の自他識別力を保護するという利益を超えるものであった。この理由により、被上訴人は「Joy Juice」の語を、切り離して排他的に使用する権利を放棄するよう求められた。

裁判所は、ある事業の売り手に課す取引制限条項を、サービス契約中の取引制限条項より有利に扱う傾向にあるように思われる。但し、合理性の一般原則は、双方に平等に適用される。

当該条項が不合理であると判断されると、両当事者が相互合意により自由意志をもって締結したものであっても無効とされる。

しかしながら、不合理な条項も、分離の原則によって救うことができる。それは、当該条項の適用範囲に関する部分を削除するというものであって、そうすることによって、異議の対象となる部分は無くなり、当該条項は引き続き有効性および法的強制力を維持する。従って、例えば「*National Aerated Water Co Pte Ltd 対 Monarch Co, Inc*」事件（[2000]2 SLR 24）では、裁判所は、制限条項から「Joy Juice」の語を分離することを認め、その結果、当該条項は、「Kickapoo Joy Juice」商標に対する被上訴人の所有権の正当な範囲内に納まった。

但し、分離によって当該約定の本質が変更されてはならず、またその形態が変わってもならない。

被雇用者に対する黙示の制限

雇用契約の中に取引制限条項が存在しない場合でも、被雇用者が、自らの雇用が終了する

に当たり、化学式、設計もしくは特殊な工法などの秘密製造法に関わる情報、および秘密性が十分に高く、トレード・シークレットとなっている他の情報を使用もしくは開示しない旨の義務を負うことは、かかる契約の黙示の条件であるとの判決が下されている。

但し、この義務は、雇用期間中に被雇用者に与えられたか、または被雇用者が獲得した全ての種類の情報におよぶものではない。特に、秘密情報であると伝えられたことによって、もしくはその性質上秘密情報であることによって被雇用者としては秘密情報として取り扱わなければならないが、被雇用者がいったん知ってしまえば被雇用者の技能および知識の一部となってしまう情報と、雇用者の利益のため以外に、何人の利益のためにも使用することのできないトレード・シークレットである情報との間には、明確な相違がある。前者の場合には、被雇用者は、かかる秘密情報を雇用期間終了後に自由に使用することができる。後者の場合には、かかる情報は雇用期間の終了に拘らず、引き続き保護される。

原告に与えられる権利

約定または契約が、あらゆる面から見て合理的なものであると証明されれば、有効で法的強制力をもつものとなる。取引制限条項に違反すれば、被告は損害賠償責任を負う。

仮差止命令も、即時性があり、かつ商業上の現状保存を可能とすることから、原告にとって魅力的な救済手段である。

また、裁判所は、取引制限条項に違反する活動の継続を被告に禁じる終局的差止命令を下す権限を持つ。差止命令は、裁判所が双方の言い分の相対的な強さと、損害賠償請求訴訟の性格を持つ救済手段を原告に与えることの妥当性を考慮し、総合的に判断して、正当かつ実行可能であるとの見解を持つ場合に限り、与えられる。

例えば、「*Buckman Laboratories (Asia) Pte Ltd 対 Lee Wei Hoong 事件*」([1999]3 SLR 333)では、裁判所は被告が比較的若いこと、および差止命令が被告の将来の経歴開発に及ぼす影響を考慮して、原告が請求した差止命令を却下した。また、差止命令は、その曖昧で広範な範囲を考えると、被告に余りにも大きな困惑を与え、かつ強圧的であるとの判断を示した。

第三章 他当事者の係属出願と付与された権利に対する対抗手段

A. 商標

1. 他当事者の係属出願または付与された権利に関する情報の収集

アクセス / コンタクト先と入手可能情報の範囲

公共調査施設

他の当事者に付与された権利について情報の収集を望む者は、シンガポール知的所有権庁（「IPOS」）にある公共調査施設を利用できる。だれでも、IPOS が保管している公開記録を閲覧するか、登録局の電子化された記録にアクセスできる。これには、商標登録および分類別商標表示の告知が含まれる。

商標登録または分類別商標表示の告知の閲覧料は、30 分当たり S\$2 である。書類の調査は、1 ファイルにつき S\$6 である。書類のコピーおよび / またはコンピューターのプリントアウトについては、IPOS は次の料金を徴収する。

- (i) 専用カードを使ってセルフサービスでコピーをとる場合——1 ページまたはその部分につき S\$0.15
- (ii) 登録局職員がコピーする場合——1 ページまたはその部分につき S\$0.30
- (iii) 登録局の電子化データベースからプリントアウトする場合——1 ページ当たり S\$0.30。

IPOS での調査は、次の時間に行うことができる。

平日（月曜日～金曜日）	08:30～12:00	グリニッジ標準時 + 8 時間
	13:30～16:00	グリニッジ標準時 + 8 時間
土曜日	08:30～12:00	グリニッジ標準時 + 8 時間
日曜日・祝祭日	休み	

入手可能な情報の範囲

商標登録および分類別商標表示の告知には次のものが含まれる。

- (i) 登録出願日、
- (ii) 実際の登録日。すなわち、登録簿への記載日、
- (iii) 優先権の主張に従って認容された優先日（もしあれば）、
- (iv) 所有権者の氏名（名称）と住所、
- (v) 通信物送達宛先、
- (vi) 登録官に通告された、権利の放棄または制限

- (vii) 商標の使用を他の者に許諾した場合、その事実および使用権者の詳細、
- (viii) 登録商標の指定商品またはサービス、
- (ix) 商標が団体商標または証明商標である場合、その事実。および
- (x) 商標が、先願商標もしくは他の権利の所有権者の同意を以って登録されている場合には、その事実。

係属中の商標出願は、登録が認められれば、異議申立を受け付けるため、IPOS が発行する商標公報で公開される。異議申立の手続きは、公開の日から 2 ヶ月以内であれば、いつでも起こすことができる。従って、商標公報からも情報を入手できる。この公報（週刊）は S\$12.00 で IPOS から入手できる。

商標公報に掲載される情報には、商標の表示、商標が使用される商品またはサービスの分類、商品およびサービスの明細、および商標権者が含まれる。

コンタクト先

IPOS の住所は次の通り。

商標登録局
シンガポール知的所有権庁
ブラス・バサ（Bras Basah）街 51 番
#04-01
プラザ・バイ・ザ・パーク（Plaza By The Park）
シンガポール 189554
電話：(65) 339 8616

民間調査員の使用

商標が未だ登録されず、かつ出願が係属中でもない場合、かかる商標とその使用に関する情報の収集を希望する者は、民間調査員（PI）のサービスを契約することができる。民間調査員は、市場でのかかる商標の使用、その使用の方法、かかる商標が使用される商品またはサービスの種類、使用頻度、およびシンガポールの公衆による同商標の認知度、などを調査する。

入手可能な情報の範囲

入手可能な情報の範囲は、民間調査員に与える指示、および実施する調査の範囲によって異なる。

2. 対抗手段（係属出願） - 異議申立手続

付与前の異議申立

異議申立書

商標公報での出願公告の日から 2 ヶ月以内に、登録官に対して次のものを提出できる。

- 書式 TM 11 (「異議申立書」と呼ばれる) を使用した、公告された商標登録に反対する異議申し立ての通知 2 通、および
- 公定手数料 S\$340。

登録官は、かかる通知の写しを出願人に送付する。上記の所定の書式を使用した異議申立書には、異議申立の根拠を記述しなければならない。

提出期限は、登録出願の公告の日から最長 4 ヶ月まで延長が可能である。異議申立書の提出期限延長の申請には、書式 TM 48 を登録官に提出する。書式 TM 48 の提出には、公的手数料はかからない。

反対供述書

国内出願

その後は、異議申立書の写しを出願人に転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、出願人は次のものを登録官に提出する。

- 書式 TM 12 を使用した反対供述書 2 通、および
- 手数料 S\$325

書式 TM 12 には、自らの出願を支持するものとして出願人が依拠する根拠、および異議申立書で申し立てられた事項の中で、出願人が真実であると認める事実(もしあれば)を記述しなければならない。登録官は、この反対供述書の写しを異議申立人に転送する。

出願人がさらに時間を必要とする場合、異議申立書の写しを転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、期限の延長を申請することができる。期限の延長は、出願人に異議申立書の写しを転送した登録官の書簡の日付から最長 4 ヶ月まで可能である。出願人が所定の期間内に反対供述書を提出しないと、出願を取り下げたものと見なされる。

シンガポールを指定国とする国際登録

第三者が国際登録に対して異議を唱えようとする場合は、公告の日から 2 ヶ月以内に異議申立書を提出することにより、異議申立の手続きを開始できる。この 2 ヶ月の期間は、公告の日から 4 ヶ月まで延長できる。

シンガポールを指定国とする国際登録に対して異議申立書が提出された場合、登録官は、商標公報で当該国際登録の公告がなされた日から 5 ヶ月以内に、当該異議申立に関わる主要事実を明示した拒絶通告を国際事務局に対して行う。

その後は、当該商標の保有権者は、登録官が異議申立に基づいて国際事務局に拒絶通告をなした日から 4 ヶ月以内に、反対供述書を登録官に提出しなければならない。反対供述書の提出期限の延長は可能であるが、登録官が許容する反対供述書の提出期限は、登録官が国際事務局に拒絶通知をした日から 6 ヶ月を超えることはできない。

証拠の提出

異議申立人は、反対供述書の写しを異議申立人に転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、異議申立を支持する証拠を司法手続外誓約の形で登録官に提出し、同時に、その証拠の写しを出願人に送付する。

出願人は、異議申立人の司法手続外誓約を受領した日から 2 ヶ月以内に、自らの出願を支持する証拠を司法手続外誓約の形で登録官に提出し、同時に、その写しを異議申立人に送付する。

異議申立人は、出願人の司法手続外誓約を受領した日から 2 ヶ月以内、それに応答する司法手続外誓約を提出し、同時に、出願人に写しを送付する。

証拠提出の期限は、登録官に書面で申請することにより延長できる。

登録官は、証拠の提出が完了すると、口頭審理の日を設定する。当事者は、自らの意見具申書および一連の証拠・証言類を口頭審理の少なくとも 1 ヶ月前までに提供し、同時に、それぞれの意見具申書と一連の証拠・証言を互いに交換する。口頭審理への出頭を意図する当事者は、口頭審理の前に書式 TM 13 を登録官に提出し、手数料 S\$400 を納付する。

口頭審理前の再吟味

登録官は、両当事者が証拠の提出を完了すると、両当事者に口頭審理前の再吟味に出頭するよう指図することができる。この再吟味は、民事訴訟手続きで行われる正式事実審理前協議に類似したものである。登録官は、かかる口頭審理前の再吟味において、当該手続きの正当、迅速、かつ経済的な処理を確保するために必要、正当、または望ましいと見なす指図を与えることができる。登録官は、当該手続きにおける何れかの、または全ての係争点につき、和解の可能性を検討することができ、両当事者に必要とする情報の提供を求めることができる。

事例取扱い協議 (Case Management Conference)

登録官は、登録官に対する出願、または登録官の面前で行われる手続きのいかなる段階においても、当該事例の正当、迅速かつ経済的な処理に適切であると判断する命令を出し、または指図をするため、出願人または当事者に事例取扱い協議に出頭するよう指図することができる。

登録官は、口頭審理の日から 3 ヶ月以内に、当事者に対して、自らの決定をその根拠とともに伝える。

期間延長の要求

上記の全ての場合において、期間の延長を求める当事者は、他方当事者に期間延長の要求通知を送付し、延長に対する同意を得なければならない。期間延長の要求は、当該期間の終了前に行う。

付与後の異議申立

異議申立を受け付けるため商標公報に商標が公告される 2 ヶ月の間に、商標登録に対して異議申立を行わなかった場合（および期間延長の許可を取得しなかった場合）、その商標に

対してはもはや異議申立はできない。

商標登録に対し引き続き異議申立を望む場合は、商標の正式登録の後であっても、登録取消しの手続きを取ることができる。次項の「対抗手段（付与される権利） - 取消しと無効化」を参照。

3. 対抗手段（付与される権利） - 取消しと無効化

取消しの根拠

以下のいずれかを根拠に、だれでも登録商標を取り消すことができる。

- (i) 商標を、登録手続き完了後 5 年以内に、シンガポールで商取引において真に使用せず、かつ、使用しないことにつき妥当とする理由がなく、また取消し請求の前に使用を開始しなかった場合、
- (ii) 商標の使用が、継続的に 5 年間中断され、かつ、使用しないことにつき妥当とする理由がなく、また取消し請求の前に使用が再開されなかった場合、
- (iii) 所有権者の作為もしくは不作為の結果として、商標が、その登録の対象である製品またはサービスの商取引において、一般名称となってしまった場合、
- (iv) 商標の使用の結果として、特に、それらの商品またはサービスの性質、品質または地理的出所に関して、公衆に誤解を与える可能性がある場合、または
- (v) 商標が地理的表示で構成されているか、または商標の一部が地理的表示である場合で、その地理的表示が保護されていないか、保護が停止されたか、または原産国で使用されなくなった場合には、その商標または商標の一部は取り消すことができる。

無効化の根拠

次のいずれかの根拠に基づいて、登録商標の無効を宣言できる。

- (i) 商標が商標法第 7 条に違反して、すなわち、商標が絶対的拒絶理由に抵触するにもかかわらず、登録された場合（第一章「工業所有権の取得 - 商標、保護の対象」を参照。）
- (ii) 登録商標が先願商標に抵触する場合、
- (iii) 商標の登録に虚偽があった場合、または
- (iv) 商標を不実表示によって登録した場合。

取消しと無効化の手続き

裁判所への提訴

だれでも、登録官または裁判所のいずれかに対して、取消しおよび無効化の請求をすることができる。但し、

- (a) 当該商標に関わる手続きが裁判所で係属中の場合には、請求は、その裁判所に対して起こさなければならない。また
- (b) 登録官に請求を起こす事例においても、その手続きのいずれの段階においても、当該請求を裁判所に付託することができる。

当事者が商標の取消しまたは無効化を裁判所に請求する場合の手続きについては、商標法に定めがない。従って、この手続きには、裁判所規則の関連する条項が適用される。

裁判所規則第 87 条第 2 項 (2) に基づいて、商標の取消しまたは無効化を請求する者は、訴訟開始の申立を起こすことにより、高等法院に請求しなければならない。これに対する期限は定められていない。但し、裁判所に対する商標の取消しまたは無効化の請求のため、十分な関連情報および証拠が集まれば、当事者は合理的な期間内に行動するのが通例である。

訴訟開始の申立書および関連する宣誓供述書の写しは、商標登録官および関連商標の登録所有権者に送達しなければならない。

裁判所が商標登録の取消しもしくは無効化の命令を下した場合、または取消しもしくは無効化の請求を却下する命令を下した場合は、裁判所のかかる命令の写しを商標登録官に送達しなければならない。

請求が、商標登録官に対し直接行われ、かつ同登録官がそれを裁判所に付託した場合、同登録官は、請求人にその旨を通告する。請求人は、かかる通知を受け取った段階で、当該事例について手続きの継続を意図する場合には、通知を受領した日から 1 ヶ月以内に、裁判所に訴訟開始の申立を起こす。請求人は、申立てを起こさなければ、当該請求を放棄したものと見なされる。上記の 1 ヶ月の期間については、請求人の請求があれば、商標登録官は延長することができる。

登録官に対する請求

登録官に対する取消しおよび / または無効化の請求は、次の要領で行わなければならない。

- 書式 TM 28 を使用する、
- 他の当事者の登録商標の取消し / 無効化を請求する根拠を記述した「主張の供述書」(Statement of Case) を添付する、および
- 公的手数料として S\$325 を納付する。

その後、登録官は、書式 TM28 と「主張の供述書」の写しを当該商標の登録所有権者に転送する。

反対供述書

登録所有権者は、かかる写しを転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、次のものを提出する。

- 書式 TM 12 を使用した反対供述書、および

- 手数料 S\$325。

加えて、取消し請求が商標の不使用を根拠として起こされたものである場合、所有者は、同商標を自らが使用している証拠を、反対供述書とともに提出しなければならない。証拠を提出しない場合、取消し請求は認められる。

登録所有者が、さらに時間を必要とする場合は、登録官の書簡の日付から最長 4 ヶ月まで、期間の延長を要求することができる。この要求は、登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に行わなければならない。

証拠の提出

異議申立人は、反対供述書の写しを異議申立人に転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、当該異議申立を支持する証拠を司法手続外誓約の形で登録官に提出し、同時に、かかる証拠の写しを出願人に送付する。登録官に申請することによって、この期間の延長は可能である。

出願人は、異議申立て人の司法手続外誓約の受領日から 2 ヶ月以内に、自らの出願を支持する証拠を司法手続外誓約の形で登録官に提出し、同時に、写しを異議申立人に送付する。

異議申立人は、出願人の司法手続外誓約の受領日から 2 ヶ月以内に、それに応答する司法手続外誓約を提出し、同時に、写しを出願人にも送付する。

証拠の提出期間は、登録官に請求することにより延長することができる。

登録官は、証拠の提出が完了した時点で口頭審理の日を設定する。当事者は、同口頭審理の少なくとも 1 ヶ月前までに、意見具申書および一連の証拠・証言類を提出し、同時に、それぞれの意見具申書および一連の証拠・証言を互いに交換する。口頭審理に出頭する意図を持つ者は、口頭審理の前に書式 TM 13 を登録官に提出し、手数料 S\$400 を納付する。

登録官は、口頭審理の日から 3 ヶ月以内に、当事者に対して審決内容をその根拠とともに伝える。

期間延長の要求

上記の全ての場合において、期間の延長を求める当事者は、他方当事者に期間延長の要求通知を送付し、延長に対する同意を得るものとする。期間延長の要求は、当該期間の満了前に行う。

4. 裁判所への提訴

商標法で規定する一定の場合を除き、商標法のもと、いかなる事項についても登録官の決定を不服として上訴することはできない。商標法は、商標の登録可能性、取消しの請求、および無効の宣言に関連する登録官の決定については、高等法院への上訴を明確に認めている。

上訴は、登録官の通告から 28 日以内に、訴訟開始の申立を起こすことによって行わなければならない。上訴の手続きは、裁判所規則の第 55 条で規定されている。

訴訟開始の申立書では、上訴の根拠を明確に示し、また、上訴が登録官の決定の全てに対するものか、もしくは一部に対するものかも明確に示し、かつ、一部だけに対するものである場合、その部分を特定しなければならない。

上訴そのものは、商標登録官の決定に対する「手続きの停止」として機能するものではない。従って、上訴人は、商標登録官もしくは裁判所の何れかから「手続きの停止」を取得することが望ましい。訴訟開始の申立書の写しは、商標登録の拒絶もしくは条件付受理の決定の日から 28 日以内に商標登録官に送達しなければならない。

必要な場合には、訴訟開始の申立書は、審理の日の 7 日前までに補足的な訴訟開始申立書を提出および送達することにより、裁判所の許可を得ずに補正することができる。商標登録官の決定を不服として高等法院に上訴することは、再審理が行われることを意味する。従って、訴訟開始の申立書、もしくは補足申立書では、上訴の根拠を可能な限り全て明確に示さなければならない。訴訟開始の申立書に、上訴の根拠が詳しく記述されていない場合には、裁判所は、かかる根拠に依拠することを上訴人に許可しない。但し、裁判所は、当事者間で争われている真の係争点の是非に基づいて当該上訴に対する判断を下すため、そのように記述された根拠を補正するか、または適切な命令を下す権限を持つ。

上訴人または商標登録官が高等法院の判決を不服とする場合、何れかの当事者は、その判決の全てもしくは一部について控訴裁判所に控訴することができる。

B. 特許

1. 他の当事者の係属出願または付与された権利に関する情報の収集

アクセス / コンタクト先と入手可能な情報の範囲

特許公報 A と B

シンガポールで出願されたか、または登録された特許に関する情報は、IPOS が発行する特許公報 A および特許公報 B で得ることができる。

特許公報 A

特許証が発行されると、その事実および特許日が特許公報 A で公開される。この公報の価格は S\$10.00 であるが、日本に郵送する場合は S\$38 となる。

入手可能な情報の範囲：この公報には、特許出願に関する文献情報、特許更新に関する情報が含まれ、また、譲渡もしくは名前（名称）の変更等の法律行為も掲載されている。

特許公報 B

特許登録官が特許登録の出願を受理すると、その出願は特許公報 B で公開される。

特許公報 B は IPOS で入手でき、価格は S\$36.00 である。IPOS は、日本を含む他の国にも配達するが、価格は日本に郵送する場合、S\$73.00 となる。代金の支払はシンガポール・ドルの小切手または銀行為替手形で行い、支払い先は「商標・特許登録官」宛てとする。

入手可能な情報の範囲：特許公報 B は、出願に関わる文献の詳細、引用された従来技術、および要約書（もしあれば図面を含む）を掲載する。

登録局のメーリング・リストに登録して特許公報 A および B の発行通知を受け取りたい者は、氏名と住所を IPOS に書面で連絡する。IPOS の住所は次の通り。

シンガポール知的所有権庁
 bras・バサ（Bras Basah）街 51 番
 #04-01
 プラザ・バイ・ザ・パーク（Plaza By The Park）
 シンガポール 189554
 電話：(65) 339 8616

公共の調査施設

IPOS は、公衆が使用できる様々な公共調査施設を備えており、シンガポールの特許に関する情報を調査することができる。

施設の利用および記録の調査の料金は、30 分につき S\$2 である。情報を印刷する場合は、1 枚につき S\$0.30 を徴収される。

次の施設を利用できる。

(i) オンライン調査施設

登録局は、「e-特許システム www.epatents.gov.sg」を開設した。利用者はオンラインで電子化された特許登録簿にアクセスし、特許の明細書に関する情報をダウンロードできる。利用者は、登録すればシンガポールで登録または出願された特許出願の基本的文献の詳細に無料でアクセスできる。何らかの特許に関し完全な明細書（図面、図表および要約書を含む）のダウンロードを希望する利用者は、前金 S\$6.00（特許 1 件につき）と、実際の文献の大きさによって決る追加料金を支払わなければならない。

入手可能な情報の範囲：1937 年から現時点までに登録局に出願 / 登録された全ての特許につき文献の明細を入手できる。但し、全ての特許について完全な特許明細書が入手可能であるわけではない。登録局は、特許明細書をオンライン・データベースにダウンロードする作業を進めている段階である。但し、登録局は、1980 年から 1990 年に登録された特許については、全て明細書が入手可能である旨確認している。

(ii) 公共特許調査コンピューター・システム

このデータベースは、出願番号、登録された特許のばあいには特許番号、英国またはヨーロッパの特許番号、所有権者の氏名（名称）および発明者の氏名（名称）によって検索できる。

一般的に、かかる情報のプリントアウトは 1 ページにつき S\$0.30 である。更に、公開された特許出願または特許の明細書のコピーを入手するには、特許書式 25 に請求料 S\$6 を添えて請求しなければならない。

入手可能な情報の範囲：このデータベースには、登録局に提出され、公開された全ての特許出願、ならびに 1938 年以降に付与または登録された全ての特許が含まれている。

(iii) 特許の登録簿

これは登録局に提出された全ての特許出願に関する記録である。登録簿のコピーは 1 ページ当たり S\$0.30 で入手できる。

入手可能な情報の範囲：これには、特許出願または特許に関する必須の詳細が含まれている。

(iv) CD-ROM - 特許書類

これは 1995 年以降、特許協力条約の下で提出された出願に関する特許書類を収録した ESPACE World CD-ROM を集めたものである。この CD-ROM は IPOS で入手できる。

次の時間帯に IPOS で調査できる。

平日（月曜日～金曜日）	08:30～12:00	グリニッジ標準時+8 時間
	13:30～16:00	グリニッジ標準時+8 時間
土曜日	08:30～12:00	グリニッジ標準時+8 時間
日曜日・祝祭日	休み	

関連サービス

国立特許情報センター（NPIC）は、特許情報の調査施設を提供している。但し、この施設の利用は 2000 年 9 月¹までである。その後は、NPIC は解散され、IPOS が特許情報の調査施設を提供するという NPIC の責務を引き継ぐことになる。

NPIC の住所は次の通り。

National Patent Information Centre
1 Science Park Drive
#b1-06 Science Park Building
Singapore 118221
Tel: (65) 870 1875
Fax: (65) 872 6497
Email: npic@psb.gov.sg

NPIC の開館時間は次の通り。

平日（月曜日～金曜日）	08:30～17:00	グリニッジ標準時+8 時間
土曜日	08:30～13:00	グリニッジ標準時+8 時間
日曜日・祝祭日	休み	

NPIC は次のサービスを一般に提供している。

(i) 自分自身で行う作業（DIY）

NPIC は、検索および印刷用の個室を備えており、先着順に割り当てられる。特許の検索については最長 3 時間、部屋を予約できる。特許の閲覧または印刷には、最長 3 時間、部屋を予約できる。

NPIC は CD-ROM のデータベースを備えていて、利用することができる。CD-ROM を使った調査は全て無料であるが、印刷すると 1 ページあたり S\$0.30 を徴収される。

¹ この情報は、2000 年 8 月 10 日に、NPIC の係官との会話の中で入手したもの。

(ii) 法的ステータスの調査

法的ステータスの調査により、特許出願がその時点でどの段階にあるかをはっきりさせることができる。かかる調査はオンライン・データベース INPADOC を使用して行う。このデータベースには、64 の国と特許機関が発行した特許のリストが含まれている。このデータベースは 1968 年以降の情報を含む。

費用は、調査する特許 1 件につきおよそ S\$25 である。

(iii) 特許ファミリーの調査

特許ファミリーの調査により、特許が出願・公開された国が特定できる。かかる調査はオンライン・データベース INPADOC を使用して行う。

費用は、調査する特許 1 件につきおよそ S\$25 である。

(iv) 特許の情報提供サービス

NPIC は様々な管轄区域について、特許情報のコレクションを備えている。この情報コレクションは NPIC から購入することができる。これらの情報コレクションの代金は、国内の宛先へ郵送する場合、書類 1 件当たり S\$6、また、国内の宛先へファックスで送る場合、1 ページ当たり S\$2.00 である。

NPIC は次のコレクションを備えている。

- オーストラリア : 1987 年～1996 年
- ヨーロッパ特許 : 1978 年～現在
- 英国 : 1978 年～現在
- 米国 : 1970 年～現在

NPIC は次のデータベースを提供しているが、これらは公衆が利用できる。

データベースの種類	収録範囲	データベース名	内容
欧州			
CD-ROM	1978 年～現在	ESPACE ACCESS	欧州特許制度および特許協力条約(PCT)に基づく特許出願に関する文献情報
CD-ROM	1980 年～現在	ESPACE ACCESS EP-B	付与された欧州特許に関する文献情報

データベースの種類	収録範囲	データベース名	内容
CD-ROM	1978 年～現在	ESPACE ACCESS EUROPE	ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、英国およびスイスで出願された国内特許に関する文献情報
CD-ROM	1980 年～現在	ESPACE BULLETIN	欧州の特許出願に関する文献および法的ステータスについての情報
アジア			
オンライン	1985 年～現在	英語版中国特許要約書	中国特許の文献情報、ならびに英語版「発明の名称」および「要約書」
CD-ROM	1980 年～現在	ESPACE ASEANPAT	ACEAN 諸国の特許に関する文献情報
米国			
CD-ROM	1969 年～現在	CASSIS SNAP	米国特許番号と相互参照できる米国特許出願番号の索引
CD-ROM	1969 年～現在	CASSIS ASSIST	特許検索ツールの全文
CD-ROM	1969 年～現在	CASSIS BIB	米国特許に関する文献情報
CD-ROM	1969 年～現在	CASSIS ASSIGN	米国特許庁に登録された特許権譲渡の記録
CD-ROM	1969 年～現在	CASSIS CLASS	発行されている米国特許の現在の分類
CD-ROM	1969 年～現在	OG-Plus	米国特許の公報公開
日本			
オンライン	1976 年～現在	JAPIO	日本の未審査特許出願（英語版）を収録。
CD-ROM	1976 年～現在	PAJ	日本特許の特許要約書
国際			
CD-ROM	-	IPC	国際特許分類
オンライン	1974 年～現在	Derwent Patents Citation Index	このデータベースは 40 を超える特許状発行当局からの特許データを含む。
オンライン	現在	IMSword Patents International	これは、市場に出されているか、もしくは活発な研究開発段階にある商業的重要性を持つ 1000 を超える薬品化合物の製品特許状況の分析を提供する。特許の満期、原特許権者、優先権の詳細、等の情報を含む。

また、NPIC は、特許に関する調査支援もする。この料金は 1 時間当たり S\$25 である。

民間調査員の使用

もう一つのオプションとして、特定の発明について情報の収集を望む者は、民間調査員（PI）を契約することができる。PI は通常、発明の市場での使用状況、何らかの類似の発明が使用されているか否か、市場で入手可能なかかる発明に関わる情報 / 資料の範囲、などを特に調査する。これらは、市場に存在する従来技術を特定するのにある程度役立つ。

但し、その調査が最良の成果をあげるには、PI に出来るだけ多くの情報と明確な指示を与えて、適切な調査を行えるようにすることが必要である。

2. 対抗手段 - 特許に対する権利の判断

特許法によれば、いかなる者も、自ら（出願人）が、当該発明について特許の付与を受ける資格があるか、または、付与された特許もしくは特許出願に関連してなんら権利を持っているか、もしくは持つことができるか、について登録官に照会することができることになっている。従って、いかなる者も、関連する条項に基づき、登録特許もしくは係属中の特許出願に対する権利に関わる問題に判断を下すよう登録官に請求することができる。登録官に問題を照会するこの権利は、特許の所有権、または特許付与を受ける資格の有無に関する質問に限定されたものであり、特許の取得可能性に関わる問題（例えば、新規性等に関わる問題）は含まれない。

付与済みの特許に関しては、次の性質の問題について判断を示すよう登録官に請求することができる。

- (i) 特許の真の所有権者は誰か、
- (ii) 特許が、本来付与されるべき者に付与されたか否か、または
- (iii) 特許に関わる何らかの権利は、本来他の者に移転または付与されるべきではなかったか否か。

従って、これらの規定により、だれでも、特許もしくは特許出願の所有権もしくは権利の問題を解決するため、登録官の助力を求めることができる。

請求手続き

特許の所有権または特許の付与を受ける資格に関する問題に判断を求める登録官への請求は、次の要領で行わなければならない。

- 特許書式 2 号とその写し 1 部を提出する、
- 問題の性質、請求人が依拠する事実、および請求人が求める命令もしくは救済を完全に記述する供述書 2 通を提出する、および
- 請求料 S\$450 を納付する。

次に、登録官は、その照会書と供述書の写しを次の者に送付する。

- (i) 当該発明に対する特許の付与を受ける資格のある者として照会書に記されている者、
- (ii) 照会書の当事者ではないが、出願に対する、もしくは出願に基づく権利を持つものとして登録簿に記載されている者、
- (iii) 特許の出願人である者、または関連する法律手続き、法律文書もしくは事由につき登録官に通知を行った者、および
- (iv) 特許出願または発明者要件供述書（Statement of Inventorship）の中で発明者もしくは共同発明者であるとして特定されているか、またはそうであると信じられている全ての者。

反対供述書

照会書と供述書の写しの送付を受けた者で、請求人が求める命令が下されもしくは請求人が求める救済が認められることに異議を唱えようとする者（「異議申立人」）は、かかる写しを転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、特許書式 3 号を使用して自らの異議申立の根拠を完全に記述する反対供述書を 2 通提出する。

登録官はこの反対供述書の写しを請求人に送付する。

証拠の提出

請求人は、反対供述書の写しを転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、自らの主張を支持する証拠を提出することができる。かかる証拠の写しは、異議申立人にも送付しなければならない。

異議申立人は、かかる証拠の写しを異議申立人に転送した登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、または、かかる証拠が提出されない場合には、かかる証拠の写しの提出が可能であった期間の満了日から 2 ヶ月以内に、自らの主張を支持する証拠を提出することができる。また提出された証拠の写しを、請求人に送付する。

請求人は、異議申立人の証拠の写しを受領した日から 2 ヶ月以内に、それに応答する事柄に厳密に限定して、更なる証拠を提出することができる。また、その写しを異議申立人に送付する。

この段階で、登録官は当該の問題に判断を下して、自らが適当と見なす命令を出す。登録官は、自らに照会があった事例ではあるが、裁判所が判断するのがより適切であると考える時は、その事例を処理せず、裁判所の判断に委ねることができる。

3. 対抗手段（付与された権利） - 取消し

取消しの根拠

商標法の場合と異なり、特許付与前に、特許の取得可能性に異議を唱えることを認める条項は特許法には一切ない。但し、特許付与の後であれば、次の根拠に基づいて、だれでも特許の取消しを請求することができる。

- (a) 当該発明は、特許の取得可能性（適格性）を欠いていること、
- (b) 特許が、当該特許の付与を受ける資格を持たない者に付与されたこと、
- (c) 特許の明細書が、発明を明確かつ完全に開示していないため、当該技術分野に熟達した者でも実施できないこと、
- (d) 特許明細書で開示された事項は、特許出願で開示された範囲を逸脱していること、
- (e) 特許により付与された保護が、本来容認されるべきでなかった補正によって拡大されたこと、
- (f) 特許出願人が、登録官に対して、所定の特許庁（ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、英国、米国、および、英語による特許出願に関して欧州特許庁）で自らが行

った対応する国際出願について連絡をしなかったこと、もしくは、重要な事項において虚偽の情報を提供したこと、または
(g) 特許を不実表示に基づいて取得したこと。

上記 (a)、(c)、(d)、または (e) で規定する根拠の何れかに基づいて特許の取消しを請求する場合、登録官は特許の再審査をさせることができる。本件は「再審査」の項で更詳しく触れる。

取消しの手続

登録官に対する請求

特許の取消しを登録官に請求するには、次の書類を提出しなければならない。

- 特許書式 35 号、
- 請求人が依拠する事実および請求人が求める救済を含め、取消し請求の根拠を記述する供述書、および
- 手数料 S\$500。

登録官は、請求の書式と供述書の写しを該当する特許権者に送付する。

反対供述書

特許権者は、当該取消し請求に対して異議の申立を望む場合には、取消し請求の書式と供述書の写しを受領した日から 3 ヶ月以内に、次のものを提出しなければならない。

- 当該請求に対する異議申立の根拠を完全に記述する反対供述書（特許書式 3 号を使用）
- 手数料 S\$40、および
- 特許明細書に対する補正（もしあれば）。

特許権者は、反対供述書を、補正（もしあれば）とともに取消しの請求人に送付しなければならない。

特許権者が所定の手続きに従って反対供述書を提出しない場合には、登録官は、当該取消し請求について、供述書に記述されている事実は全て容認されたものと見なす。（但し、取消しの請求が、登録官が所有する他の書類と矛盾する場合は、この限りではない。）更に、特許権者は、その後の手続きに参加することができない。

証拠の提出

請求人は、補正（もしあれば）および反対供述書の写しを受領した日から 3 ヶ月以内に、自らの主張を支持する証拠を提出することができる。請求人は、特許権者にその証拠の写しを送付しなければならない。

請求人がかかる証拠を一切提出しない場合には、登録官が別段の指図をする場合を除き、

請求を放棄したものと見なされる。

請求人が証拠を提出した場合、特許権者は、自らの主張を支持する証拠を、請求人の証拠の写しを受領した日から 3 ヶ月以内に提出することができる。特許権者は、その証拠の写しを請求人に送付しなければならない。

請求人は、特許権者の証拠の写しを受領した日から 3 ヶ月以内に、それに対する応答として更なる証拠を提出することができる。請求人は、特許権者にその証拠の写しを送付しなければならない。

登録官が別段の指図をする場合を除き、いずれの側も更なる証拠の提出はできない。

再審査

特許取消しの請求が、第 80 条 (a)、(c)、(d)、および (e) で規定する根拠（上記「取消しの根拠」の (a)、(c)、(d)、および (e) の各項を参照）に基づいてなされる場合、登録官は請求人に対して次のものの提出を指図する。

指図の日から 2 ヶ月以内に：

- 特許書式 36 号
- 手数料 S\$900、および
- 登録官が特定する手続き費用の保証金

請求人が上記の指図に従わない場合、請求を放棄したものと見なされる。

再審査の間に、審査官は次のものを考慮に入れなければならない。

- 請求人の供述書、
- 特許明細書の一切の補正、
- 特許権者の反対供述書、および
- 提出された一切の証拠。

再審査の後、審査官は、取消し請求で特定されている何れかの根拠に基づいて特許を取り消すべきか否かについて勧告し、かつ、結論の理由を完全に明記した再審査報告書を以って、登録官にその結論を通知するものとする。

特許権者が特許に対して何らかの補正を提出した場合、審査官は、再審査報告書の中に、提出のあった補正を認めるか否かについての意見を含めなければならない。提出した補正は、結果として何らかの追加事項の開示につながるものであってはならないし、当該特許により与えられた保護を拡大するものであってはならない。

その後、登録官は、再審査報告書の写しを取消しの請求人と特許権者の双方に送付する。登録官は、当該特許もしくは補正後の特許について判断を下すに当たって、再審査報告書の結論を考慮しなければならない。

登録官が当該特許は取り消すべきであると判断する場合、登録官は特許権者にその旨を通

告する。特許権者は、かかる通告の日から 3 ヶ月以内に特許明細書を補正する機会を与えられる。

登録官の命令

登録官は次のことができる。

- (i) 特許の無条件取消しを命じること、または
- (ii) 取消しの根拠の一つは立証されたが、その立証がある限定された範囲のみにつき当該特許を無効とするものである場合、登録官が満足するように明細書を補正しない限り特許を取り消す旨の命令を下すこと。

補正に対する異議申立

出願人が特許明細書に対する補正を提出する場合、かかる補正は特許公報で公開される。かかる補正に対する異議申立書は、公開の日から 2 ヶ月以内に特許書式 18 号を使用して提出することができる。所定の手数料は S\$480 である。

異議申立には、異議申立人が依拠する事実、および異議申立て人が求める救済を完全に記述する供述書の写しを添える。

続いて、登録官は異議申立書および供述書の写しを特許権者、および登録官の面前で行う手続きの他の当事者に送付する。その後、登録官は、その後の手続きにつき、自らが適切と判断する指図を出す。

C. 意匠

1. 他の当事者の係属出願と付与された権利についての情報の収集

アクセス / コンタクト先と入手可能な情報の範囲

シンガポールで出願 / 登録された意匠についての情報はシンガポール知的所有権庁で入手できる。シンガポール知的所有権庁の住所は次の通り。

シンガポール知的所有権庁
プラス・バサ (Bras Basah) 街 51 番
#04-01
プラザ・バイ・ザ・パーク (Plaza By The Park)
シンガポール 189554
電話 : (65) 339 8616

2. 対抗手段

登録の取消し

利害関係者は、意匠登録の後いつでも、次の根拠に基づき、登録官または裁判所に意匠登録の取消しを請求することができる。

- 当該意匠が、登録の時点で、新規のものではなかったこと、
- 当該意匠が、登録の時点で、著作権が存在した美術の著作物に対応する意匠であったこと、
- 登録意匠に対する権利が、対応する意匠の著作権が失効したことによって失効したこと、または
- 登録官の登録に対する拒絶を可能とする他の一切の根拠

意匠に関わる訴訟手続きが裁判所で既に開始されている場合、当該登録意匠の取消し請求はその裁判所に対して起こさなければならない。取消し請求の写しは、意匠登録官に送達しなければならない。

意匠登録官に対する取消し請求は、所定の書式を使用して行い、かつ、請求を支持する根拠を記述した供述書と所定の手数料を添えなければならない。

登録所有権者は、この取消し請求に対して異議の申立を望む場合には、取消し請求を通告した意匠登録官の書簡の日付から 2 ヶ月以内に、反対供述書を提出しなければならない。登録所有権者は、この反対供述書で、自らの登録を支持するために依拠する根拠、ならびに取消し請求の中で挙げられている事実の内、自らが是認するものを記述しなければならない。

請求人は、反対供述書が請求人に送達されてから 2 ヶ月以内に、自らの取消し請求を支持する証拠を提出しなければならない。

登録所有権者は、請求人の証拠の送達日から 2 ヶ月以内に、自らの反対供述書を支持する証拠を提出しなければならない。

その後、取消しの請求人は、登録所有権者の証拠を受領してから 2 ヶ月以内に、その証拠に対して応答するものとする。かかる応答は、登録所有権者の証拠に対する事柄のみに限定される。

RDA（2000 年登録意匠法）または RDA 施行規則では規定されていないが、取消し手続きにおいて、証拠が司法手続外誓約の形で提出されれば、その司法手続外誓約は証拠として受容される。

意匠登録官は、全ての証拠が提出された後、当事者に対して当該事例についての口頭審理の日を通知する。当事者は、かかる通知を受け取ると、口頭審理日の 1 ヶ月前までに意見書および一連の証言・証拠を提出し、互いに交換しなければならない。

意匠登録官は、当該事例の口頭審理の日から 3 ヶ月以内に、自らの審決とその根拠を当事者に通知する。

意匠登録官が、当該取消し請求に関する判断を裁判所に付託することを決定した場合、裁判所への付託書の写しを請求人および当該意匠の登録所有権者に送達する。その後は、当該取消し請求は裁判所で審理される。

不侵害の宣言

だれでも、自らが行うか、または行うよう申し出を受けた行為が登録意匠の侵害とはならない旨の宣言を裁判所に請求できる。また裁判所は、請求人が、登録所有権者に対してかかる宣言の趣旨を書面によって確認するよう既に請求したにもかかわらず登録所有権者がそれに応じていないことを裁判所に証明する場合に、かかる宣言を行う。

第四章 模倣に対する救済手段の概要

1. 手段とそれによって認められる救済措置のリスト

序文

偽造者 / 侵害者による被害の救済措置を求める主要な方法は、民事訴訟である。特定の種類の知的所有権（すなわち著作権、商標権）については、刑事訴訟を提起することができ、または水際措置（国境取締り措置）等の行政措置に頼ることもできる。各手段と、それによって与えられる救済措置のリストは次の通り。

民事訴訟¹

著作権法

著作権者は、著作権法のもと、偽造に対する権利侵害訴訟を提起できる。これによって次の救済措置が与えられる。

- 差止命令
- 補償的損害賠償、または不当利得返還
- 追加的損害賠償
- 侵害模倣品および侵害模倣品製造用の物品の引渡し、またはそれに代わる正当かつ公平な損害賠償

実演家は、シンガポールで行う実演を、他の者が無許諾で録音・録画し、またかかる無許諾の録音・録画の複製を作ることを阻止することができる。実演家が利用できる救済措置は、上記の著作権者に対するものと同一である。

商標法²

商標権者は、商標法のもと、偽造に対する権利侵害訴訟を提起できる。これによって次の救済措置が与えられる。

- 差止命令
- 補償的損害賠償、または不当利得返還

¹ 本件は、「偽造被害の救済措置を求める民事訴訟」の章で詳しく扱う。同章では暫定的救済措置についても扱う。

² 商標の登録をしなくても、詐称通用（パッシングオフ）の不法行為を理由に訴訟を提起することは可能である。これについては「不正競争」の章で扱う。

- 侵害商品、侵害材料、または侵害物品の全てから違反標章を削除・抹消させる命令
- 侵害商品、侵害材料、または侵害物品の引渡し
- 侵害商品、侵害材料、または侵害物品の破棄命令

地理的表示法

地理的表示によって特定される商品の製造業者もしくは商取引業者、またはかかる業者の組合は、地理的表示法のもと、偽造に対する権利侵害訴訟を提起できる。これによって次の救済措置が与えられる。

- 差止命令
- 補償的損害賠償、または不当利得返還

特許法

特許権者は、特許法のもと、偽造に対して権利侵害の訴訟を提起できる。これによって次の救済措置が与えられる。

- 侵害の懸念がある被告の一切の行為を阻止する差止命令
- 補償的損害賠償、または不当利得返還
- 侵害製品の引渡し、または破棄
- 特許は有効であり、かつ侵害された旨の宣言

2000 年登録意匠法

登録商標権者は、2000 年登録商標法のもと、偽造に対して権利侵害訴訟を提起できる。これによって次の救済措置が与えられる。

- 侵害の懸念がある被告の一切の行為を阻止する差止命令
- 損害賠償
- 不当利得返還

集積回路配置設計法

集積回路の適格所有権者は、集積回路配置設計法のもと、偽造に対して権利侵害訴訟を提起できる。これによって次の救済措置が与えられる。

- 差止命令
- 補償的損害賠償、または不当利得返還
- 追加的損害賠償
- 引渡し、または破棄

刑事訴訟³

偽造被害に対する刑事上の救済措置は、著作権法と商標法のもとでのみ利用できる。

著作権法

著作権法のもと、著作権者は被告に対して刑事訴訟を提起できる。違反に対する刑罰は次の通り。

侵害模倣品の製造、販売、賃貸、および商業上の展示に関する違反	各侵害物品につき罰金 10,000（総額は最高 \$100,000 まで）および / または 5 年以下の刑
商業目的の侵害模倣品の所有または輸入に関する違反	各侵害物品につき罰金 \$10,000（総額は最高 \$100,000 まで）および / または 5 年以下の刑
侵害模倣品の流通に関する違反	\$50,000 以下の罰金および / または 3 年以下の刑
模倣品製作のため特に設計または改作された物品の所持に関する違反	各違反物品につき \$20,000 の罰金および / または 2 年以下の刑
商業的実演に関する違反	\$20,000 以下の罰金および / または 2 年以下の刑
コンピュータープログラムの違反模倣品の広告に関する違反	\$20,000 以下の罰金および / または 2 年以下の刑

加えて、裁判所は侵害物品の没収を命じることができる。

商標法

商標権者は、商標法のもと、被告に対して刑事訴訟を提起できる。違反に対する刑罰は次の通り。

商標の偽造	\$100,000 以下の罰金および / または 5 年以下の刑
商品およびサービスに対する登録商標の虚偽使用	\$100,000 以下の罰金および / または 5 年以下の刑
違反を犯すための物品の製造もしくは所持	\$100,000 以下の罰金および / または 5 年以下の刑
虚偽の商標をつけた商品の取引	各違反物品につき \$10,000 の罰金(総額は最高 \$100,000 まで) および / または 5 年以下の刑

³ 本件については、「偽造被害に対する刑事訴訟」の章で詳しく扱う。

加えて、裁判所は有罪判決を受けた者に対して、犯した違反に関わる物品または商品を全て政府が没収するよう命じることができる。

行政措置等⁴

行政措置は主として水際措置に関わるものである。かかる措置は、商標法および著作権法のもとにおいてのみ実施できる。また CD、CD-ROM、VCD、DVD、および DVD-ROM のマスターリングおよびレプリケーション機器の輸入および使用に関わる特別規定もある。

商標法／著作権法

商標法と著作権法は、双方とも水際措置についての規定を持つ。これらの規定は、登録商標権および／または著作権を侵害する商品でシンガポールに輸入されるものについて、税関および消費税局（以下「税関」）が如何なる状況のもとでかかる商品を差押え、処罰することができるかの大要を定めている。これらの規定のもと、税関が、所管政府機関としてこれらの商品のシンガポールへの侵入を取り締まっている。

登録商標権者（もしくは、場合によって著作権者）またはその使用权者（以下「抗議人」）は、侵害商品より成る貨物がシンガポールに侵入しつつあるとの疑いをいただく場合、かかる予期される輸入について税関長に書面で通告し、かつ、かかる輸入に抗議する旨伝えることができる。抗議人には、税関が差押えの手続きをとる前に、差押えの費用を賄うに十分な金額を税関長に供託するよう要求することができる。

かかる通告がなされ、かつその通告が効力を失うか、または取り消されることの無い限り、税関は、船舶、航空機、車両、人、手荷物および荷物を搜索し、侵害商品であるとされる商品を差押える権限を持つ。但し、通過商品は差押えを免れる。差押えの後、税関は、抗議人にその旨通知する。抗議人は、その通知で特定する期間内に輸入者に対して訴訟を提起するよう要求される。抗議人が訴訟を提起しない場合、当該商品は差押えを解除されて輸入者に引き渡される。税関は、必要な保証を取り付けた上で、抗議人または輸入者が、差押え商品から検査用サンプルを採取することを許可することができる。

抗議人は、著作権または商標権侵害に対し訴訟を提起してから 3 週間以内に、当該商品の差押えが解除され輸入者に引き渡されることを阻止する裁判所命令を取得しなければならない。これを怠れば、差押え商品は 3 週間が経過した時点で輸入者に返還される。上記の通知で特定された期間内に侵害に対する訴訟を提起しなければ、差押えにより権利を侵害された者は、差押えの結果として被った一切の損失もしくは損害に対する補償命令を裁判所に請求する権利を持つ。侵害に対する訴訟手続きが提起された場合、裁判所は、差押え商品につき、差押えを解除して輸入者に引き渡すこと、または政府が没収して処分すること、のいずれかを命じることができる。

製造業（規制）法による取締り

販売、または他の商業目的で CD、CD-ROM、VCD、DVD および DVD-ROM の製造に従事する者は、この法律に基づいて登録した者でなければならない。登録を怠れば、処罰対象の違反を犯したものとして、\$50,000 以下の罰金、および有罪確定後に当該違反が継続する期間につき、1 日当たり \$1,000 の罰金が科される。

⁴ 本件については、「行政処分等、偽造被害救済措置」で詳しく扱う。

登録製造業者が登録条件の遵守を怠る場合、同製造業者を訴追することができる。かかる違反に対する刑罰は、\$10,000 以下の罰金、および有罪確定後に当該違反が継続する期間につき、1 日当たり\$1,000 の罰金である。

輸出入（規制）法による取締り

この法律のもと、CD、CD-ROM、VCD、DVD および DVD-ROM のマスターリングおよびレプリケーション機器のシンガポールへの輸入については、シンガポールの貿易開発委員会（TDB）による事前承認が必要である。この要件に抵触すれば、処罰対象の違反を犯したものととして、\$100,000 以下または侵害商品価値の 3 倍の罰金および / または 2 年以下の刑に処される。累犯に対しては更に厳しい刑罰が科される。

2. 対抗手段の比較

序文

上述の手段は同時併用することができる。事実、刑事上の手入力で明らかになった証拠を、並行する侵害者に対する民事訴訟で使用することは、ごく一般的である。

何れの場合においても、侵害者は上訴するか、または関連する命令の再審査を請求することができる。

対抗手段のメリットとデメリット

民事訴訟手続

メリット

- 全ての種類の知的所有権に適用できる。
- 緊急・仮差止命令を迅速に取得できる。
- 損害賠償または不正利得返還（および一定のケースでは追加損害賠償も）を受けられる。
- 明白な事例では、略式判決（すなわち、正式事実審理を経ないで文書証拠に基づいてなされる判決）を取得できる。
- 迅速な訴訟手続（訴えを起こしてから公判までの期間が 1 年未満に収まる可能性がある。）

デメリット

- 一般的に、刑事訴訟よりも費用がかさむ。
- 抑止の効果が刑事訴訟ほど大きくない。
- 侵害者は自己負罪拒否特権に依存することができるので、開示命令（例えば、仕入先および顧客について）を取得することが困難である可能性がある。
- 民事裁判所から刑事上の搜索令状に類似するアントン・ピラー命令（構内立入・搜索

を認める命令)を取得できる可能性はある。但し、アントン・ピラー命令の発行には多くの制限と規制が条件となっており、かつ、追加的な「監督事務弁護士」の立会いが必要となるので、費用がかさむ。

- 侵害者が、敗訴しても損害賠償金または費用を支払えない可能性がある。

刑事訴訟手続

メリット

- 抑止的効果が強い。
- 比較的、民事訴訟手続より費用がかからない。
- 侵害者の構内の手入れと侵害製品(および、著作権の違反については、書類等も)の差押えを警察に許可する搜索令状を請求し、取得することができる。
- 刑事訴訟手続で入手した証拠を、並行する民事訴訟手続でも使用することができる。
- 刑事訴訟手続での有罪判決を、並行する民事訴訟手続で利用できる。

デメリット

- 著作権法および商標法のもとでのみ、提起できる。
- 損害賠償または不当利得返還を受けることができない。
- 刑事訴追行為(特に和解)は司法総裁室の支配を受ける。

行政措置等

CD、CD-ROM、VCD、DVD および DVD-ROM のマスターリングおよびレプリケーション機器の輸入および使用に関する特別条項は、これら製品の偽造物を阻止する追加的手段として確かに有効ではある。

水際措置は、いくつかの理由により非常に有用であるというわけではない。

- この措置は、著作権法と商標法のもとでのみ実施できる。
- この規定は通過商品(すなわち、輸入商品であるが、シンガポール内で陸揚げされるか、積替えが行われるかを問わず、同一もしくは他の輸送手段によって他国へ運ばれる予定となっているもの)には適用できない。
- 当該法律および施行規則で要求される証拠を確保して、偽造物の搜索および差押えについて税関の援助を求めることが非常に困難である。

3. 当事者の代理人

民事訴訟手続

知的所有権者が個人であるか、会社であるか、または組織であるかによって規定が異なる。

- 個人の場合：個人は、「行為無能力者」である場合を除き、弁護士を介して、または自らが訴訟手続を開始し、かつ継続することができる。
- 会社の場合：会社は、弁護士を介して訴訟手続を開始し、かつ継続しなければならない。
- 組織の場合：会社を除く組織は、多分、その組織の職員の一人が（あるいは弁護士が）訴訟手続を開始し、かつ継続することができよう。

知的所有権者が、民事訴訟手続で自らを代表して行為することが可能ではあっても、実体法、手続規則、および証拠規則に精通しているものでなければ、そうすることは一般的には望ましくない。

刑事訴訟手続

予備的請求（例えば、搜索令状を求める告訴）の段階では、知的所有権者は自らの職員を代理人として立てることができる。しかし、繰り返しとなるが、その代理人が実体法、手続規則、および証拠規則に精通しているものでなければ、一般的には望ましくない。

裁判所で刑事訴訟手続を開始する場合、その手続は個人の名前で侵害者に対して行わなければならない。この個人は、知的所有権者の代理人であってもよいし、または知的所有権者から権限を付与された民間調査員であってもよい。

裁判所で当該事例を論じる知的所有権者の代理人は、一般的には、司法総裁室／検察官から訴追行為を行うことにつき認可を受けた弁護士である。司法総裁室／検察官は犯罪訴追手続を指揮・監督する権限を持ち、一定の状況の下で訴訟に介入することができる。

行政措置（水際措置）

搜索および差押えの行為は、所定の通告（および必要な証拠）を受け取り、かつ差押えの費用と場合によって請求される恐れのある損害賠償を賄うために税関が要求する保証金が供託された時点で、税関が行う。

差押え（もしあれば）の後、知的所有権者は、民事訴訟手続を提起しなければならない。また、（上記第 3.1 項および第 3.2 項で記述したように）希望する場合には、刑事訴訟手続も提起することができる。

4. 偽造物についての情報または証拠の収集

知的所有権者が自らの製品の偽造物があると疑う場合、情報と証拠の一般的収集方法は次の通りである。

- 知的所有権者は自らの知的所有権について法律事務所に知らせる。真正製品と偽造物双方のサンプルを提供し、偽造物の見分け方を説明する。
- 法律事務所は調査機関に問題の程度を特定する市場調査を行うための要点の説明をする。
- 市場調査の結果、偽造物の問題が深刻であることが判明した場合、全ての侵害者に対

して同時に訴訟を起こすことは不可能であるので、法律事務所は知的所有権者に助力して、訴訟提起の適切な相手となる侵害者を特定する。

- 偽造品が著作物または商標に関わるものである場合には、法律事務所は知的所有権者から関連する全ての情報 / 書類を入手し、かつ他の必要書類を全て作成して、侵害者に対する刑事上の手入れが行われるよう手配をする。
- 手入れによって得られた証拠は、侵害者に対する刑事、民事双方の訴訟手続で使うことができる。
- 偽造物が著作物もしくは商標に関わるものではない場合、希望があれば、法律事務所は知的所有権者から関連情報 / 書類を全て入手し、かつ他の必要書類を準備して、民事裁判所にアントン・ピラー命令（すなわち、構内への立入および捜索、ならびに侵害材料および侵害の証拠となる書類の差押えを許可する命令）を請求する。
- 例外的な場合（CD、CD-ROM、VCD、DVD および DVD-ROM の偽造物に関わる場合）には、シンガポール警察に直接接して、特定の侵害者に対する手入れを行う助力を求めることができる。

第五章 行政措置等、模倣被害救済措置

1. 法律、規則、およびガイドライン

国会の定めた法令	施行日
1987 年著作権法（Cap 63） 下記の法令により改正	1987 年 4 月 10 日
1994 年著作権（改正）法 No. 14/94	1994 年 10 月 1 日
シンガポール放送許可法 No. 15/94	1994 年 10 月 1 日
輸出入規制法 No. 24/95	1995 年 12 月 1 日
1998 年著作権（改正）法 No. 6/98	1998 年 4 月 16 日
1999 年集積回路配置設計法 No. 3/99	1999 年 2 月 15 日
1999 年著作権（改正）法 No. 38/99	1999 年 12 月 15 日 （第 25 条を除く） 1998 年 4 月 16 日（第 25 条）
1998 年商標法	1999 年 1 月 15 日
製造業規制法 Cap 272A	1959 年 4 月 4 日
輸出入規制法	1995 年 12 月 1 日

補助法	施行日
1999 年商標法（国境取締措置） No. S5/1999	1999 年 1 月 15 日
1998 年著作権（国境取締措置）規則	1998 年 4 月 9 日
輸出入規制規則	1995 年 12 月 1 日

2. 措置の対象となる行為

行政措置は、主として国境取締措置（水際措置）に関するものである。かかる措置は商標法および著作権法のもとでのみ実施できる。また、製造業規制法および輸出入規制法には、CD、CD-ROM、VCD、DVD、および DVD-ROM のマスターリング/レプリケーション機器の輸入および使用に関わる特別規定がある。

その製造業規制法および輸出入規制法の規定は、本項では簡潔に触れる。国境取締措置は、ここでは簡潔に記述するにとどめ、次項で詳しく触れる。

国境取締措置

商標法および著作権法のもと、登録商標および/または著作権を侵害する商品の輸入は、

情況次第では、民事上の侵害および／または刑事上の違反¹となり得る。

商標法および著作権法の国境取締措置に関する規定は、登録商標および／または著作権を侵害する商品がシンガポールに輸入される際、税関および消費税局（以下「税関」）が、どのような状況のもとでそれを押収し、処罰することができるのか、その概要を定めている。これらの規定のもとで、税関に許されるのは苦情のあった商品を差し押さえる際の助力のみである。適切な場合に、違反者に対して別途、民事訴訟手続および／または刑事訴訟手続を開始する責任は、当該知的所有権（IPR）の所有権者にある。

製造業規制法

この法律のもと、販売または他の商業目的のために CD、CD-ROM、VCD、DVD、および DVD-ROM の製造に携わる者は、登録しなければならない。登録を怠れば、処罰対象の違反とされ、\$50,000 以下の罰金、および有罪判決後に違反が継続する期間につき 1 日当たり \$1,000 の罰金が科される。

また、登録条件の何れかを遵守しない場合、その登録製造業者を訴追することもできる。この違反に対する処罰は、\$10,000 以下の罰金、および有罪判決後に違反が継続する期間につき 1 日当たり \$1,000 の罰金である。

輸出入規制法

この法律のもと、CD、CD-ROM、VCD、DVD、および DVD-ROM のマスターリング／レプリケーション機器をシンガポールに輸入するには、シンガポール貿易振興局（TDB）の事前承認が必要である。この要件に抵触すれば、処罰対象の違反とされ、\$100,000 以下もしくは侵害商品価値の 3 倍の罰金、および／または 2 年以下の刑を科される。再・累犯者はさらに厳しく処罰される。

CD、CD-ROM、VCD、DVD、および DVD-ROM のマスターリング／レプリケーション機器を含む商品を、TDB の局長（Chief Executive Officer）の承認を得ずに輸入する場合、かかる商品は、TDB が決める期間内に TDB が決める方法で再輸出されるかまたは処分される。

かかる商品の再輸出が求められる場合、輸入者は TDB の局長が指定する期限内に再輸出し、再輸出から 7 日以内にその十分な証拠を所轄官庁に提出する。

3. IPR 実施および／または偽造被害救済措置の要件

必要条件

国境取締措置は、著作権および商標法によってのみ実施される。IPR の表示を商品に付けること（これは他の理由により有用であるが）、または初回警告を発すること、はいずれも要件とされない。

¹ 民事上および刑事上の救済措置については、それぞれ、「偽造被害の救済措置を求める民事訴訟」および「偽造被害に対する刑事訴訟」の章で詳しく触れる。

故意または過失

国境取締措置に関しては、故意であるか過失であるかは、その発動要件として問われない。但し、上述のように、国境取締措置は、シンガポールに輸入される商品を税関が押収し、処罰できる状況にのみ関わるものである。国境取締措置に関する規定そのものは、輸入に対して民事上または刑事上の制裁を課すものではない。これらについては、商標法および著作権法の項で改めて触れる。

本件に関して、著作権法の解釈上、侵害者は、輸入する物品が著作権者の同意を得ずに製造されたものであることを「知っているか、または当然知っている」と判断される」場合のみ、（列挙されている商業目的のためと考えられる）その輸入に対して民事上および刑事上の責任を負う、点に注意が必要である。

4. 法的能力

外国人が国境取締措置に訴えることについての制約は、いっさい無い。

5. 手続の概要

添付書類Ⅰのフローチャートを参照。

6. 訴訟手続

訴訟手続の開始（税関への通知）

著作権者／商標権者が所定の形式に従って書面で税関長（以下「税関」）に通知することによって、訴訟手続が始まる。

税関が要求する情報／書類は次の通り。

- (a) 著作権法に基づく通知の場合は、著作権を伴う著作物の明細書（著作権者のフルネームおよび著作権満了日を含む）または、商標法に基づく通知の場合は、登録商標の表示物ならびに登録証および更新証（該当する場合）の謄本、
- (b) 著作権者／商標権者がその輸入に抗議する商品の明細書 - 著作権者／商標権者は、「当該商品（数量および価格を含む）梱包数、使用されている商標、船荷証券番号／航空貨物運送状番号／委託貨物参照番号、および当該商品の特定に必要なその他一切の特徴を記述する」ものとする、
- (c) 輸入業者のフルネームおよび住所、
- (d) 船名、航空機の便名、または車両登録番号、
- (e) 当該模造品がシンガポールに輸入される際の経由地名（港または空港）、
- (f) 到着予定日、
- (g) 原産国、および
- (h) 著作権法に基づく通知の場合は、抗議対象の模造品が著作権者の同意を得ずに製造されたとする根拠、または商標法に基づく通知の場合は、抗議対象の商品が侵害商品であるとする根拠。

[税関は合理的に要求できる範囲の他の追加的な情報および証拠も要求することができる。]

加えて、通知には次のものを添えなければならない。

- (a) 通知内容が真実である旨の司法手続外誓約、
- (b) 著作権者 / 商標権者の代行者が通知を行う場合は、その代行者が権限を付与されている証拠、および
- (c) 商標権法の場合は、手数料 S\$200。

通知は、開庁時間中に税関に提出するものとし、かつ、税関がその通知を受けて行動を起こすことが合理的に可能である時間内に提出しなければならない。

著作権者 / 商標権者は、「当該[商品]の押収の結果として政府が被る可能性のある一切の賠償責任または費用につき政府に弁済し、かつ裁判所が命じる可能性のある賠償を支払うのに十分な」担保を差し出さなければならない。この担保の正確な額については、制定法に定めが無い。従って、税関の裁量次第でケース毎に変わる。なお、著作権者 / 商標権者は、担保の額を超えて政府が被る賠償責任または費用につき責任を負う点にも注意が必要である。

通知の効果

通知は（取り消さない限り）それをなした日から 60 日間有効である。

次の商品を輸入すると、税関は押収することができる。

- 著作権法のもと、次のことを目的として輸入する著作権物品の模造品
 - (a) その模造品を、販売、賃貸、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために提供もしくは出陳すること、
 - (b) その模造品を、商取引の目的で流通させること、または
 - (c) その模造品を、他の目的のため、著作権者に損害を与える程度に流通させること。
- 商標法のもと、税関が、当該登録商標と同一もしくは類似の標章（sign）を付していると判断する商品、またはかかる標章（sign）を包装に付していると判断する商品。

この通知は、「通過商品」に対しては適用されない。「通過商品」の定義は「輸入商品であるが、シンガポールで荷揚げが行われるか、積替えが行われるかを問わず、同一もしくは他の輸送手段によって他国へ運ばれる予定のもの」²である。

搜索権限

税関は、船舶、航空機、および車両に対する非常に広範な搜索権限を持つ。税関は、船長、機長もしくは運転手に搜索に協力するよう命じることができ、かつ関連書類の提出を求めることもできる。また、税関は、他の手段では合理的に立ち入ることができない場所もしくは貯蔵所に強制的に立ち入ることもできる。税関は、侵害品であるか、または侵害品が

² このことは、必ずしも、侵害商品の積替えが民事上の侵害または刑事上の違反ではないことを意味するものではない点に注意が必要である。

入っているとの合理的な疑いが存在する梱包を検査することもできる。また、税関は、適切と考える場合には、人および手荷物を検索することもできる。

税関の指図に従わないか、または税関を妨害すると刑法違反に問われる。

商品の押収

押収商品は、税関が指示する安全な場所に運ばれる。

税関は、押収商品を特定する書面による通知を輸入業者および著作権者 / 商標権者に直接または郵便によって可及的速やかに出す。

税関は、輸入業者および著作権者 / 商標権者に押収商品の検査を許可することができる。また、税関は、税関に返還することおよび破損を防止するよう合理的な注意を払うことを約束させた上で、検査用サンプル 1 個を押収商品から採取することを許可することができる。

訴訟の開始

著作権者 / 商標権者は、税関の通知で指定された日から 10 就業日以内に当該押収商品につき民事訴訟を開始し、かつ同期間内に、侵害に対する訴訟を開始した旨を書面で通知しなければならない。

著作権者 / 商標権者は、訴訟開始期限の延長を税関に申請することができる。税関は、かかる申請を受理することが合理的であると判断する場合は、期限を 10 就業日延長することができる。

もう一つの選択として、著作権者 / 商標権者は、当該押収商品の押収を解除することに同意する旨、税関に書面で通知することができる。かかる場合には、税関は当該商品の押収を解除して輸入業者に返還する。

輸入業者は、政府が押収商品を没収することにつき同意する旨、書面によって通知することもできる。この通知は、侵害に対する訴訟が提起される前に行わなければならない。当該商品は税関の指図に従って処分される。

著作権者 / 商標権者が訴訟を開始しない場合、および / または訴訟を開始した旨の通知を指定された期間内に税関に行わない場合には、税関は、押収商品を解除して輸入業者に返還する。

著作権者 / 商標権者は、指定された期間に押収商品について訴訟を開始する場合には、訴訟を提起した³日から 3 週間以内に、当該押収商品の押収の解除を阻止する裁判所命令も取得しなければならない。

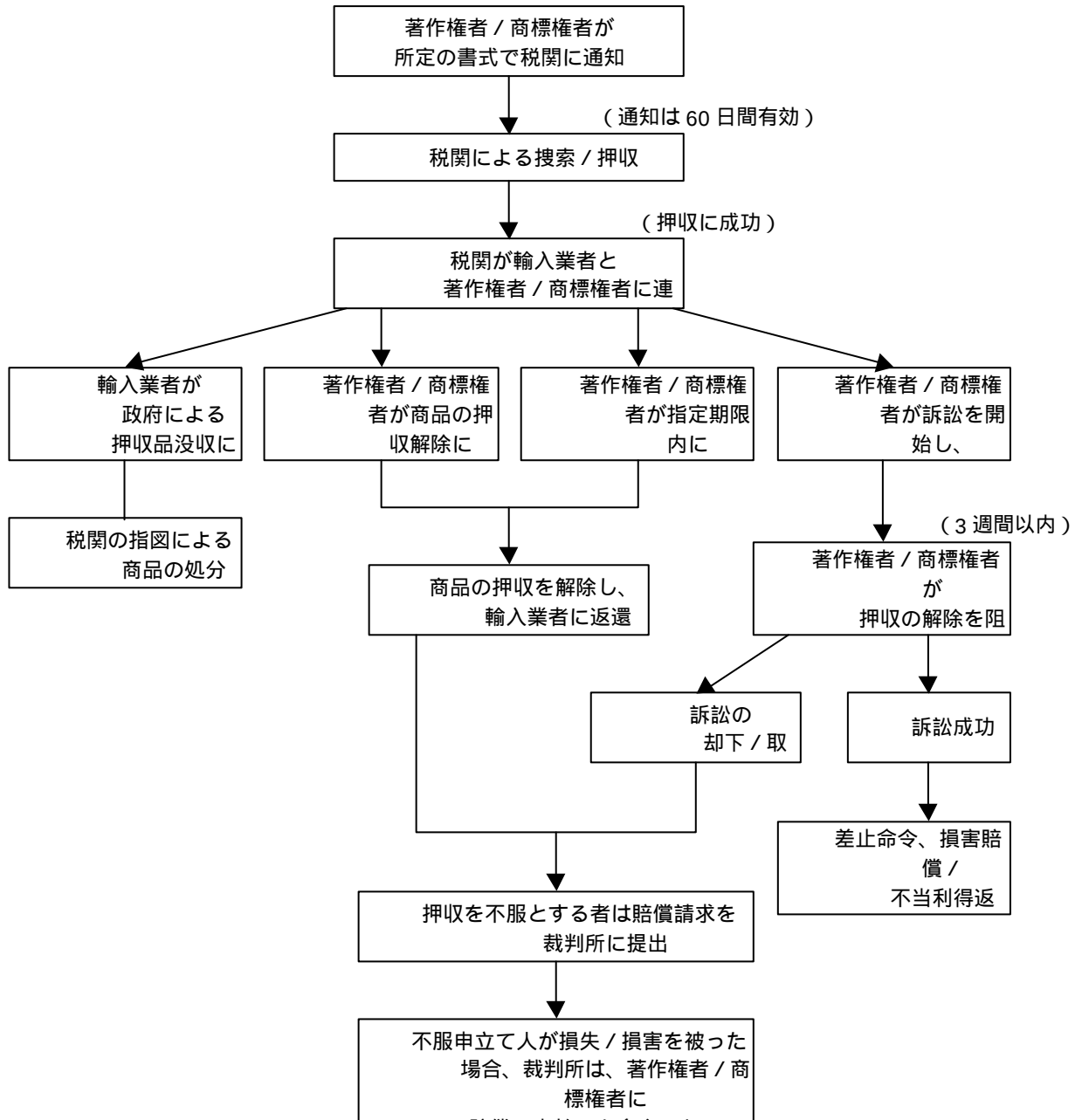
³ 民事上の侵害に関わる通常の手続が押収商品に対して適用される。本件については、「侵害被害の救済措置を求める民事訴訟」の章で詳しく触れる。但し、侵害裁判が係属中である裁判所は、当該訴訟の係争物に対して十分な利害関係を持つ者の請求により、その者が訴訟の被告として参加することを許可することができる点に注意が必要である。また、税関は、侵害裁判の審理において、裁判官の審問を受ける権利を持つ。

次のいずれかの場合には、押収によって権利を侵害された者は、著作権者 / 商標権者を相手取り、裁判所に賠償命令を請求することができる。

- (a) 著作権者 / 商標権者が、押収商品の押収の解除に同意する場合、
- (b) 著作権者 / 商標権者が、指定された期間内に民事訴訟を開始しない場合、または
- (c) 著作権者 / 商標権者が、民事訴訟を開始したが、その訴訟が却下されるかまたは取り下げられた場合。

裁判所は、押収の結果として請求人が損失または損害を被ったと判断した場合は、裁判所が相当と判断する金額の賠償金を支払うよう著作権者 / 商標権者に命じることができる。

添付書類 I 手続の概要



第六章 模倣に対する民事訴訟——著作権、商標権、特許権

1. 法律、規則、布告およびガイドライン

国会の定めた法令	施行日
1987 年著作権法 (Cap 63) 以下の法律によって改正：	1987 年 4 月 10 日
1994 年著作権 (改正) 法 No. 14/94	1994 年 10 月 1 日
シンガポール放送許可法 No. 15/94	1994 年 10 月 1 日
輸出入規則法 No. 24/95	1995 年 12 月 1 日
1998 年著作権 (改正) 法 No. 6/98	1998 年 4 月 16 日
1999 年集積回路配置設計法 No. 3/99	1999 年 2 月 15 日
1999 年著作権 (改正) 法 No. 38/99	1999 年 12 月 15 日 (第 25 条を除く) 1998 年 4 月 16 日 (第 25 条)
2000 年登録意匠法 No. 25 of 2000	2000 年 11 月 13 日
1999 年商標法 (Cap 332) 1999 年改訂版 以下の法令によって改正：	1999 年 1 月 15 日
法律改訂版 (商標) 法 2000 年 (修正) 命令 No. S2/2000	-
2000 年制定 (雑改正および取消し) 法 No. 28/00	2000 年 11 月 1 日
特許法 (Cap 221) 1995 年改正版 以下の法令により改正：	1995 年 2 月 23 日
1995 年特許 (改正) 法、Act 40 of 1995	1996 年 1 月 1 日
2000 年登録意匠法	2000 年 11 月 2 日
1999 年地理的表示法 (Cap 117B)	1995 年 1 月 15 日
1999 年集積回路配置設計法 Act 3 of 1999	1995 年 2 月 5 日
裁判所規則 (Cap 322, Rule 5)	1996 年

2. 侵害、保護制限規定、および救済措置

著作権¹

侵害

序文

著作権法は、大きく分けて一次侵害と二次侵害の 2 種類の侵害について規定している。

一般的に、一次侵害とは、著作権法が制限する行為を行うか、または他の者が行うのを是認することをいうのに対し、二次侵害とは、主として、著作権が伴う著作物の商業的取引に関わるものをいう。

これら 2 種類の侵害の大きな違いは、一次侵害は、それをなす者が侵害であることを知っているか、侵害を意図しているかにかかわらず、無過失責任を負わされるのに対し、二次侵害は、侵害者とされる者が、著作権が伴う著作物を侵害に当たる方法で取引していることを知っているか、または当然知っていると判断されることが、その成立の前提となることである。

また、1998 年の著作権法改正によって、一定の実演権も保護の対象となっている。本件は、項を改めて取り上げる。

一次侵害

著作権法第 31 条および第 103 条は、著作権者でない者が、著作権法に含まれる何らかの行為を著作権者から使用権を得ずにシンガポールで行うか、またはその行為をシンガポールで行うことを是認すると、著作権の侵害になる、と規定している。

著作権に含まれる行為は、当該著作物、目的物の種類によって多様であり、次のものを含む。

- 文学の著作物、演劇の著作物、および音楽の著作物（文学の著作物には、全ての形の編集著作物、およびコンピュータープログラムが含まれる、と定義されていることに注意。）：

著作権者は、次の事項について独占的権利を持つ。

- (i) 著作物を有形物の形で複製すること、
- (ii) 著作物を、未公表であれば、公表すること、
- (iii) 著作物を公演すること、
- (iv) 著作物を放送すること、
- (v) 著作物を有線放送番組に含めること、
- (vi) 著作物を翻案すること、

¹ 課題 1 「知的所有権の取得 - 著作権」も参照のこと。

- (vii) 上記の著作物の翻案である著作物に関し、第 (i) 項から第 (vi) 項で掲げる著作物に関連して特定する行為の何れかを行うこと。

さらに、コンピュータープログラムの場合は、著作権者は、同プログラムについて商業的賃貸契約を結ぶ独占的権利を持つ。但し、同プログラムが賃借の不可欠の対象物ではない場合はこの限りではない。

- 美術の著作物

著作権者は、次の事項につき独占的権利を持つ。

- (i) 著作物を有形物の形で複製すること、
- (ii) 著作物を、未公表であれば、シンガポールまたは本著作権法が適用されるすべての国で公表すること、
- (iii) 著作物をテレビ放送に含めること、および
- (iv) 著作物を有線放送番組に含めること。

- 録音

著作権者は、次の事項につき独占的権利を持つ。

- (i) 録音の複製を製作すること、および
- (ii) 録音に関して、商業的賃貸の取決めを結ぶこと。

- 映画フィルム

著作権者は、次の事項につき独占的権利を持つ。

- (i) フィルムの複製を製作すること、
- (ii) フィルムが、視覚映像で構成されている場合、それを公衆の前で上映すること、
- (iii) フィルムを放映すること、および
- (iv) フィルムを有線放送番組に含めること。

- 放送

著作権者は、次の事項につき独占的権利を持つ。

- (i) テレビ放送の場合、それが視覚映像で構成されていれば、その放送の映画フィルムを製作し、またはかかるフィルムの複製を製作すること、
- (ii) 音声放送、またはテレビ放送の場合、それが音声で構成されていれば、その放送を録音し、またはかかる録音の複製を製作すること、
- (iii) テレビ放送の場合、それが視覚映像で構成されていれば、公衆に有料で見せるこ

と、または、それが音声で構成されていれば公衆に有料で聞かせること、および
(iv) テレビ放送または音声放送の場合、それを再放送するか、または有線放送番組に含めること。

- 有線放送番組

著作権者は、次の行為の全てまたは一部を行うことに対して独占的権利を持つ。

- (i) それが視覚映像で構成されていれば、その映画フィルムを製作するか、またはかかるフィルムの複製を製作すること、
- (ii) それが音声で構成されていれば、その録音をするか、またはかかる録音の複製を製作すること、
- (iii) それが視覚映像で構成されていれば公衆に有料で見せること、または音声で構成されていれば、公衆に有料で聞かせること、および
- (iv) それを放送するか、または有線放送サービスに含めること。

二次侵害

著作権法第 32 条および第 104 条は、著作権者の使用許諾を得ずに次の目的のためにシンガポールに物品を輸入すると、著作権の侵害になると規定している。

- (a) 物品を、販売し、賃貸し、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために提示しもしくは出陳すること、
- (b) 物品を、次の目的のために流通させること。
 - (i) 商取引のため、または
 - (ii) 著作権者に有害な影響を与える他の何らかの目的のため。
- (c) 物品を、商取引の手段として公然陳列すること

但し、上記は、著作権者の同意を得ずに当該物品が製作されたことを、侵害者が知っているか、または当然知っていると判断される場合に限る。

著作権法第 33 条および第 105 条は、著作権者²から使用許諾を得ずに、シンガポールで次の事柄を行うと著作権の侵害になると規定している。

- (a) 物品を、販売し、賃貸し、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために提供

² 「著作権者」とは、次の者をいう。

- (a) ある物品が製作された国で、その明細を持った物品の製作に著作権を応用するに当たり、その著作権に対する権利を持つ者、あるいは
- (b) ある物品が製作された国で、その明細を持った物品の製作に著作権を応用するに当たり、その著作権に対する権利を持つ者がいない場合には、その著作権をシンガポールで応用するに当たり、その著作権に対して権利を持つ者。

もしくは出陳すること、または
(b) 物品を、商取引の手段として公然陳列すること。

但し、上記は、当該物品の製作³が著作権の侵害に当たること、または、輸入品の場合は、当該物品の製作が著作権者の同意を得ずに行われたことを、侵害者が知っているか、または当然知っているとして判断される場合に限る。

商取引の目的、または他の何らかの目的で行う物品の流通は、関係著作権者に悪影響を与えるならば、侵害物品の販売であるとみなされる。

これらの規定のもとで侵害を成立させるためには、著作権の侵害者とされる者が自らの行為が侵害となることを知っているか、または当然知っているとして判断されることを立証しなければならない点に注意が必要である。

保護制限規定

著作権者に付与される独占的権利を限定する広範な保護制限規定および保護除外規定がある。これらには、「公正使用のための保護制限規定」および法的手続き、図書館、教育機関等での著作権を伴う物品の使用に関連する多くの特定の保護制限規定、ならびに、特定の著作権を伴う著作物または目的物に関わる保護制限規定が含まれる。また、シンガポールには公益を目的とする広範な保護制限規定があるか否かについても明瞭ではない。それは、この点について既判の事案が無いからである。

公正使用のための保護制限規定については、シンガポールには、単純に公正使用の概念に基づいた一般的な保護制限規定は無いことに注意が必要である。それに代わって、これらの保護制限規定は、特定の目的、即ち、(i) 個人的研究または調査、(ii) 批評または評論、および (iii) 時事の事件の報道に関連したものとなっている。本件については、下記で考察する。

調査または個人的研究を目的とする公正使用

著作権法のもと、著作物または視聴覚作品の複製が、調査または個人的研究のための「公正使用」である場合は、当該著作物またはその他の目的物の著作権に対する侵害とはならない。

従って、複製が、調査または個人的研究のための場合においてのみ、この保護制限規定が適用される。

使用が公正であるか否かの判断に関連して、文学の著作物、演劇の著作物、もしくは音楽の著作物の使用、またはかかる著作物の翻案の使用は、下記の場合、公正使用であるとみなされる。

(a) その著作物または翻案が、定期刊行物の記事で構成されている場合は、その著作物ま

³ 当該物品の製作後の、同物品の販売、流通または他の取引に関するすべての条件を無視しても、同物品が著作権者から使用权（強制使用权を除く）を得て製作されたのであれば、同物品の製作は著作権者の同意を以て行われたとみなされる。

たは翻案の全部または一部の使用（但し、異なる内容を扱っている他の記事も複製する場合は、この規定は適用されない。）または

- (b) 他のすべての場合は、使用部分の、その著作物または翻案全体に対する割合が、合理的な許容割合を超えない使用。

「合理的な許容割合」という表現の意味を制限することなく、文学の作品、音楽の著作物または演劇の著作物がかかる著作物の刊行版に含まれている場合、その刊行版が、

- (a) 10 ページ以上であれば、かかる刊行物に載ったその著作物の一部の複製は、複製されたページ数が、
- 全体で、その刊行版のページ数の 10 パーセントを超えないか、または
 - その著作物が章に分かれている場合で、全体では、その刊行版のページ数の 10 パーセントは超えるが、その著作物の一つのみの章の、全体または一部のみを含むのであれば、

その著作物の合理的な許容割合のみを含むとみなされる。

- (b) 電子媒体に格納され、従ってページに分かれていない場合には、かかる刊行版に載ったその著作物の一部の複写は、かかる刊行版の複写された部分が、
- 全体で、その刊行版の総バイト数の 10 パーセントを超えないか、あるいは
 - その著作物が章に分かれている場合で、全体で、その刊行物の総バイト数の 10 パーセントは超えるが、著作物の一つのみの章の、全体または一部のみを含むのであれば、

その著作物の合理的な許容割合のみを含むとみなされる。

判断基準となる上記規定とは別に、使用が公正使用となるか否かは、次のような多くの要素によって決まる。

- 商業的性質を持つか、あるいは非営利的な教育的目的を持つか、を含めて、その使用の目的と性格、
- 著作物もしくは翻案、あるいは視聴覚作品の性質、
- 複製部分の、その著作物もしくは翻案、あるいは視聴覚作品全体に対する量と重要性の程度、および
- その使用が、著作物もしくは翻案、あるいは視聴覚作品の、潜在的市場または価値に及ぼす影響。

批評および論評を目的とする公正使用

文学の著作物、演劇の著作物、音楽の著作物もしくは美術の著作物、あるいは、文学の著作物、演劇の著作物もしくは音楽の著作物の翻案、または視聴覚作品の公正使用は、その使用が、その著作物（もしくは視聴覚作品）そのものについてであれ、他の著作物についてであれ、批評または論評の目的のためのものであって、かつ当該著作物（または視聴覚作品）の出所を十分に明らかにして使用する場合には、当該著作物（または視聴覚作品）の著作権を侵害することにはならない。

時事の事件の報道を目的とする公正使用

文学の著作物、演劇の著作物、音楽の著作物もしくは美術の著作物（もしくは視聴覚作品）の公正使用、または、文学の著作物、演劇の著作物または音楽の著作物の翻案の公正使用は、それが、次のものを媒体とする時事の事件の報道を目的とするものであるか、または時事の事件の報道に関連するものである場合には、当該著作物（または視聴覚作品）の著作権を侵害することにはならない。

- 新聞、雑誌、または類似の定期刊行物によるものであって、かつ、当該著作物（または視聴覚作品）の出所を十分に明らかにして使用する場合、
- 放送もしくは有線放送番組放送によるもの、あるいは映画フィルムによるもの。

救済措置

著作権侵害に対する訴訟で、裁判所が与えることのできる救済には、次のものが含まれる。

- (i) 差止命令（もしあれば、裁判所が適切と判断する条件に従う）
- (ii) 損害賠償または不当利得返還⁴
- (iii) 追加的損害賠償⁵
- (iv) 侵害模造品、もしくは侵害模造品の製作に支配的に使われた物品の引渡し⁶、または引渡しに替えて正しく公正な損害賠償。

強迫

著作権侵害に対して訴訟または訴訟手続を起こす旨の強迫によって権利を傷つけられた者は、その強迫をなす者を相手取って訴訟を起こし、

- (a) その強迫は不当である旨の宣言を取得し、
- (b) 強迫の継続に対する差止命令を取得し、かつ

⁴ 侵害の時点で、侵害を構成する行為が著作権の侵害であることを原告が知らず、かつ知っていたと疑うに足る合理的な根拠が無いことが立証される場合、原告は一切の損害賠償を受ける権利を持たないが、不当利得返還を受ける権利はある。

⁵ 裁判所は、(i)侵害の程度、(ii)侵害によって被告に発生したと証明される一切の利益、および(iii)その他全ての関連事項を考慮して、そうすることが適切であると確信する場合には、状況により適切と見なす追加的損害賠償を認めることができる。

⁶ 裁判所は、引き渡された物品を、没収して原告に与えるか、または破棄し、もしくは裁判所が適切と判断する方法で処分するよう命じることできる。

(c) もしあれば、自らが被った損害の賠償を受ける

ことができる点は留意が必要である。

但し、強迫を行う者が、当該訴訟または訴訟手続を起こす旨の強迫の対象となった行為が、著作権を侵害したか、または、もし行われれば、著作権を侵害することになったことを裁判所に立証する場合は、この限りではない。

実演家の権利

実演家は、自らの実演の無許諾使用に対して訴訟を起こすことができる。実演はライブの実演でなければならない。「実演」の定義は非常に大まかであるが、次のような広範な実演が保護の対象から除外されている、即ち、

- 教育機関の学生が、当該機関の構内もしくは他の場所で、観客を前にして行う音楽著作物の演奏であって、当該機関の活動の一環として演奏するもの、
- 報道および情報の、何らかの記事の朗読、暗誦または講演、
- スポーツ活動の演技
- 観客の一員として、公演に参加すること、
- シンガポール建国記念日のパレードにおける実演、または
- 大臣が定めるその他一切の実演⁷

ある者が下記の事柄を行えば、実演の無許諾使用となる。

- (a) 実演を直接、記録⁸すること、
- (b) 実演を生放送すること、
- (c) ある者が、無許諾の記録であることを知っているか、または当然知っている判断されるにも拘らず、その実演記録の複製を作成すること、
- (d) 実演の免除記録⁹の複製を作成すること（但し、その複製自体は免除記録とならないことを、その者が知っているか、または当然知っている判断される場合）
- (e) 公衆を前に、その実演を見せかつ聴かせ、または、ライブで、見せもしくは聴かせること。
- (f) 無許諾の記録であることを知っているか、または当然知っている判断されるにも拘らず、その実演記録を販売し、賃貸し、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために公然陳列し、または提供もしくは出陳すること、
- (g) 商取引を目的として、実演の記録を配布すること（但し、その者が、その記録は無許

⁷ 現在のところ、一切無い。

⁸ 「記録」とは、免除記録(次の脚注で論じる)以外の録音をいう。

⁹ 免除記録についての長大なリストがある。そのリストには、専ら(i) それを行った者の個人的使用および家庭での使用のため、(ii) 科学調査での使用のため、および (iii) 教育機関の教育目的のため、に行う実演の直接記録、が含まれる。

- 諸記録であることを知っているか、または当然知っていると判断される場合)、または
- (h) 次の目的のため、実演の記録をシンガポールに輸入すること。
- (i) 販売し、賃貸し、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために公然陳列し、または提供もしくは出陳すること、
- (ii) 商取引を目的として流通させること。但し、その者が、その記録は無許諾記録であることを知っているか、または当然知っていると判断される場合。

演者の実演の無許諾使用に対する訴訟で、裁判所が与えることができる救済には、次のものが含まれる。

- (a) 差止命令(もしあれば、裁判所が適切と判断する条件に従う)
- (b) 損害賠償、
- (c) 追加的損害賠償¹⁰、および
- (d) 実演のすべての無許諾記録、もしくはその実演の無許諾記録を制作するために支配的に使用されたすべての物品の引渡し¹¹、または引渡しに替わるものとしての、正しく公正な損害賠償

商標法

登録商標の侵害

次の状況においては、商標の侵害となる。

- (a) 商取引において、登録商標の登録対象と同一である商品またはサービスに関連して、同商標¹²と同一である標章(sign)を使用する場合、
- (b) 商取引において標章(sign)を使用する場合で、

¹⁰ 裁判所は、その状況において適切と見なせば、追加的損害賠償を認めることができるが、それは、裁判所が(i)使用の程度、(ii)使用により被告に発生した一切の利益、および(iii)その他全ての関連事項を考慮して、そうすることが適切であると確信する場合に限る。

¹¹ 裁判所は、引き渡された物品を、没収して原告に与えるか、または破棄し、もしくは裁判所が適切と判断する方法で処分するよう命じることできる。

¹² 特に、(a)商品もしくは商品の包装にある標章(sign)を貼付し、(b)その標章(sign)のもと、販売のために商品を提供もしくは出陳し、それら商品を市場に出し、またはそれらの目的のために商品を貯蔵し、或いは、その標章(sign)のもと、サービスを提供し、(c)その標章(sign)のもと、商品を輸入もしくは輸出し、(d)その標章(sign)をインボイス、ワインリスト、カタログ、商用書簡、業務書類、価格表もしくは他の商用文書で使用し、または(e)その標章(sign)を広告宣伝で使用する場合は、その標章(sign)を使用しているとみなされる。但し、(a)商品のラベリングもしくは包装に使用するか、もしくは使用することを意図する何らかの資材に対して、ある標章(sign)を貼付する、または、(b)その標章(sign)を商用文書もしくは広告宣伝の中で使用する場合には、かかる貼付または使用の際に、当該登録商標の所有者もしくはライセンスが当該標章(sign)の貼付もしくは使用に同意していないことを知らず、またそのように信じる理由も無いのであれば、当該標章(sign)の使用とは見なされない。

- (i) その標章 (sign) が当該商標と同一であり、かつ当該商標の登録対象である商品またはサービスに類似した商品またはサービスに関連して使用する場合、または、
- (ii) 同標章 (sign) が当該商標と類似しており、かつ、当該商標の登録対象である商品またはサービスと同一もしくは類似の商品またはサービスに関連して使用するため、

国民一般の側に混同 / 混乱が起こる場合。

加えて、次の場合には、シンガポールで周知の登録商標の侵害となる。

- (a) 商取引において、当該商標と同一もしくは類似のある標章 (sign) を、当該商標の登録対象であるものに類似していない商品またはサービスに関連して使用する場合、
- (b) ある商品またはサービスに関連して当該商標を使用すると、それらの商品またはサービスと所有権者との間に結びつきがあるかのごとく示唆することになる場合、
- (c) それを使用すると、国民一般の側に混同 / 混乱が生じる可能性がある場合、および
- (d) 所有権者の利益が、その使用によって損なわれる可能性がある場合。

保護制限規定 / 保護除外規定

次の状況においては、登録商標が侵害されたことにはならない¹³。

- (1) ある者が、ある商品またはサービスを、当該商標の所有権者または使用権者のものであると特定するために、同登録商標を使用する場合。但し、かかる使用が、工業、商業界における誠実な慣行に従ったものではなく、かつ、その不正な使用が、当該商標の特徴的な性質または名声を不公正に利用したものであるか、あるいはそれに不利益をもたらすことになる場合には、当該登録商標を侵害するものとして扱われる。
- (2) ある者が、
 - (i) 自らの名前もしくは自らの営業地の名前、または事業における自らの前任者の名前もしくは自らの前任者の営業地の名前、
 - (ii) 自らの商品またはサービスのある特性、または商品の製造もしくはサービスの提供の時期を示す標章 (sign)、または
 - (iii) 商品 (特に付属品もしくは予備部品としての) もしくはサービスの意図する目的を示す商標を使用し、かつその使用が工業、商業界の誠実な慣行に従ったものである場合。
- (3) ある者が、

¹³ 加えて、被告は、当該商標登録が無効である、あるいは該当する点において取り消されるべきだ、と主張することができる。

- (i) その登録商標の登録日、または
- (ii) その登録商標の最初の使用日

の、何れか早いほうの日付より前に、商取引において、自らもしくは自らの資格のある前任者が継続的に使用してきたある未登録商標を、物品およびサービスに関連して、使用する場合。

- (4) ある者が、当該登録商標の登録目的である商品またはサービスに関連して、もう一つの登録商標を使用する場合、および
- (5) ある者が、ある商標を、同商標のもとでシンガポールの内外を問わず同登録商標の所有権者によって、または同所有権者の明示的もしくは黙示的同意（条件付であると否とを問わない）を以って市場に出された商品に関連して、使用する場合。但し、この規定は、それらの商品の状態が市場に出された後が変わるか、もしくは損なわれてしまい、それらの商品に関連して当該登録商標を使用すると、同登録商標の独特の性質もしくは名声に不利益を与える場合には、適用されない。

救済措置

登録商標の侵害に対する訴訟において、裁判所が与えることのできる救済には、次のものが含まれる。

- (a) 差止命令（もしあれば、裁判所が適切と判断する条件に従う）、
- (b) 損害賠償もしくは不当利得返還のいずれか、
- (c) 侵害者（または裁判所が命じる他の者）に対し、侵害標章（sign）を、侵害者が所有、管理もしくは支配する侵害商品、侵害資材もしくは侵害物品から、消去、撤去もしくは抹消するよう命じる命令、および
- (d) 侵害者が所有する侵害商品、侵害資材または侵害物品の引渡し¹⁴

強迫

登録商標の侵害に対して訴訟手続を起こす旨の強迫によって権利を傷つけられた者は、その強迫を行う者に対して訴訟を提起することができ、かつ、次のことを行うことができる。

- (a) 強迫が不当である旨の宣言を取得すること、
- (b) 強迫の継続に対する差止命令を取得すること、および
- (c) 強迫によって被った一切の損失につき、損害賠償を受けること。

但し、強迫を行う者が、訴訟手続を起こす旨の強迫の対象となる行為が関係登録商標の侵

¹⁴ 裁判所は、引き渡された物品を、破壊、もしくは没収して裁判所が適切と判断する者に与えるよう命じることができる。

害を構成している（または、もしその行為が行われれば、侵害を構成することになる）ことを証明する場合は、この限りではない。

特許権

侵害

ある発明に関連して、シンガポールで次の事柄のいずれかを行えば、同発明に対する特許権の侵害となる。

- (a) 発明が製品である場合、その製品を作り、売却し、売却の申し出を行い、使用し、もしくは輸入すること、または、その製品を、売却のためであると否とを問わず、保管すること、
- (b) 発明が製造法である場合で、所有権者の同意を得ずに使用すれば特許権の侵害となることを知りながら、あるいは、そのことが思慮分別を持った者には状況からして明らかであるにもかかわらず、シンガポールで、その製造法を使用しまたはその使用の申し出をすること、または
- (c) 発明が製造法である場合で、直接その製造法を使って製造した製品を、売却し、売却の申し出をし、使用し、もしくは輸入すること、または、売却のためであると否とを問わず、保管すること。

保護制限規定 / 保護除外規定

侵害とはならない行為¹⁵であると明確に定められた一定の行為がある。たとえば、次のものは、侵害とはならない行為である。

- (i) 個人として、および非商業目的で行う行為、
- (ii) 発明の内容に関連する実験のために行う行為、
- (iii) 個人のために、医科 / 歯科登録開業医の処方箋に従って即席で薬剤を調合する行為、
- (iv) シンガポール以外の何れかのパリ条約当事国に登録され、もしくはその国に属し、かつ一時的に、もしくは偶発的にシンガポールに入国し、もしくはシンガポールを横切る船舶、航空機、ホーバークラフト、もしくは車両の、ボディーに対して、もしくはその操作のために、製品もしくは製造法を使用する行為、または、船舶、航空機、ホーバークラフトもしくは車両のために付属部品を使用する行為、
- (v) シンガポールに合法的に入国した、もしくはシンガポールを合法的に横切る、免除航空機を使用する行為、または、かかる航空機のために、部品もしくは付属品を、シンガポールに輸入するか、または使用もしくは貯蔵する行為、および
- (vi) 特許権者もしくはその特許権者から実施権を与えられた者の同意（条件付であると否とを問わない）によって、もしくは同意を以って製造された特許権を伴う製

¹⁵ 被告は、特許権は無効であると主張することもできる。

品、または特許権を伴う製造法もしくは特許権を伴う製造法を応用した製造法を使って得た一切の製品の、輸入、使用、売却もしくは売却の申し出をする行為。
なお、本項においては、「特許権」には、この法律のもとで付与される特許権の対象である発明と同じか、もしくは実質的に同じ発明に関連し、シンガポール以外の何れかの国で付与された特許権が含まれるものとし、これに相応して、「特許権を伴う製品」、「特許権のある製造法」および「実施権を与えられた」を解釈するものとする。

加えて、ある発明に対して特許権が付与される場合、当該発明の優先日より前にシンガポールで、

- (a) その特許権（もし有効であれば）の侵害を構成する行為を善意で行うか、あるいは
- (b) かかる行為の実行を、善意で、有効に、かつ真剣に準備する

者は、当該特許権の付与にかかわらず、その行為の実行を継続し、あるいは、場合に応じて、その行為を実行する権利を持つ。

救済措置

特許権侵害に対する訴訟で、裁判所が与えることのできる救済には、次のものが含まれる。

- (a) 侵害の恐れのある被告の一切の行為を防止する差止命令、
- (b) 侵害に関連する損害賠償か、侵害に起因する不当利得返還の何れか¹⁶、
- (c) 侵害者に対し、侵害がなされた特許権を伴う製品または同製品が不可欠の構成要素となっている物品を、引き渡すか、破棄させる命令、および
- (d) 当該特許権が有効であり、かつ侵害された旨の宣言。

強迫

ある者が、特許権の侵害¹⁷に関して訴訟手続を提起する旨、回状、広告等で他の者を強迫する場合、その強迫により権利を傷つけられた者は、強迫を行う者に対して訴訟を提起することができ、かつ、次の事柄を行うことができる。

¹⁶ 侵害の時点で当該特許権が存在することを知らなかったか、あるいはその存在を想像するに足る合理的な根拠を持っていなかったことを証明する被告に対しては、損害賠償の裁定が下されることはなく、また不当利得返還を目的とした命令が出されることもない。加えて、ある者が、何らかの法律行為、文書または事由（特許法第 43 条の適用対象となるもの）によって、特許権者もしくは特許権者の一人、または特許権の専用実施権者となり、かつ、その後、その特許権が侵害される場合には、裁判所もしくは登録局は、上記の法律行為、文書または事由を登録する前に発生したかかる侵害に関連して、その者に損害賠償を認めるか、またはその者に不当利得返還を認める命令を下す。但し、(a) 上記の法律行為、文書または事由が、その日付から 6 ヶ月以内に登録されるか、または (b) 裁判所もしくは登録局が、かかる期間の終了前にその法律行為、文書または事由を登録することは実行不可能であったが、その後、可及的速やかに登録を行ったこと、を納得する場合は、この限りではない。

¹⁷ 売却のために製品を製造もしくは輸入しているとされる侵害、またはある製造法を使用しているとされる侵害、に対する訴訟手続は除く。

- (a) 強迫は不当である旨の宣言を取得すること、
- (b) 強迫の継続に対する差止命令を取得すること、および
- (c) 強迫により被った損失に関し、損害賠償を受けること。

但し、強迫をなす者が、訴訟手続を起こす旨の強迫の対象なる行為が、特許権の侵害を構成していること、または、もしその行為がなされれば、侵害を構成することになること、および、当該特許権が、関連する点において無効とはなっていないことを証明する場合は、この限りではない。

登録意匠法

違反

意匠権者は、その意匠を伴う物品を製作し、輸入し、販売し、または賃貸する排他的権利を持ち、また、これらの権利が侵害される場合は法的措置をとることによって自らの権利を守る排他的権利を持つ。

登録意匠権者は、自らの登録意匠を侵害する者に対して訴訟手続を開始することができ、また、裁判所は、登録意匠権者に対して差止命令を認め、かつ損害賠償もしくは不当利得返還を認める判決を下すことができる。但し、登録意匠権者は、当該意匠の登録日より前に侵害に対する訴訟手続を開始することはできない。

複数の登録意匠権者が存在する場合は、それらの各々が当該意匠の侵害に対して訴訟手続を開始する権利を持つ。

登録意匠の専用使用权者も、その使用許諾の日の後意匠の傷害が発生したのであれば、かかる侵害に対して訴訟手続を開始することができる。この場合、裁判所は、使用权者が被ったか、または被った可能性のある損失のみを認める。

保護制限規定 / 保護除外規定

登録意匠の登録所有権者または使用权者が開始した侵害訴訟手続の被告が、裁判所に対して、当該意匠が登録されていたことを侵害の日に知らなかったこと、および知っていたと信じる合理的な根拠も無いことを証明する場合は、裁判所は被告に損害賠償または不当利得返還を命じない。

救済措置

登録意匠の登録所有権者または使用权者が開始した侵害訴訟手続において、裁判所は、被告に対して侵害物品を原告に引き渡すよう命じることができる。その後、原告は裁判所に対して当該侵害物品を破棄するか、または没収して裁判所が適切と判断する者に与えるよう請求することができる。

強迫

他の者（登録意匠の登録所有権者であると、利害関係者他であることを問わない）から、登

録意匠の侵害を理由とする訴訟手続を開始する旨の強迫を受けた者は、その強迫をなす者に対して訴訟手続を起こし、次の救済措置を求めることができる。すなわち、

- 強迫は不当である旨の宣言、
- 強迫の停止を求める差止命令、および
- 被った損失に対する損害賠償。

但し、被告が、強迫の対象である行為が、もし実行されれば、登録意匠の侵害となることを裁判所に立証し、かつ、原告が当該意匠の登録が無効であると証明できない場合は、原告は請求する救済措置を認められない。

地理的表示法

侵害

一般的に、地理的表示で特定される商品の生産者もしくは貿易業者、またはかかる者の団体は、地理的表示に関連して、次の行為を行う者に対して訴訟を起こす権利を持つ。

- (i) 地理的表示が示す場所を原産地としない何らかの商品に関して、その商品の地理的原産地について民衆に誤解を与える方法で、地理的表示を使用すること、
- (ii) パリ条約第 10 条の適用範囲で、不正競争行為を構成する使用を行うこと、
- (iii) ワイン（もしくは、場合により蒸留酒）に関連し、(i) 真実の地理的原産地がその地理的表示とともに使われているか否か、(ii) 地理的表示が翻訳で使われているか否か、あるいは (iii) 地理的表示に「タイプ」、「種類」、「スタイル」、「模造品」または類似の言葉もしくは表現が付随しているか否か、に関わりなく、地理的表示が示す場所を原産地としないワイン（もしくは、場合により蒸留酒）に対して、そうであるとする地理的表示を使用すること。

地理的表示の如何なる使用も、その地理的表示が当該商品の地理的原産地について逐語的には真実であっても、かかる使用が、当該商品の原産地が他の場所であるかのように大衆に対して偽って表現されている場合には、訴訟提起の対象となる行為とみなされる。加えて、地理的表示の使用には、当該地理的表示を含むか、もしくはそれで構成される商標の使用が含まれる。但し、その商標の登録出願が善意でなされたか、もしくは商標が善意で登録された場合、または、商標所有権者（もしくは商標権所有者の有資格の前任者）が、1999 年 1 月 15 日より前、もしくは当該地理的表示がその原産国もしくは原産地域で保護される前、の何れかにおいて、シンガポールで、当該商標を、商取引で、善意で、継続的に使用していた場合は、この限りではない。

保護制限規定 / 保護除外規定

次の場合には、地理的表示法のもとで、利用可能な保護は無い。

- (i) 地理的表示の使用が、公序良俗に反する場合、
- (ii) 地理的表示の使用が、原産国もしくは原産地域で保護されていないか、保護が停止さ

- れた場合、または、当該原産国もしくは原産地域では使用されなくなっている場合、
- (iii) 地理的表示が、シンガポールでは、当該商品またはサービスの一般名称となってしまう場合、
 - (iv) 1994 年 4 月 15 日より前に少なくとも 10 年間にわたり、もしくは善意でその日付より前に、シンガポールで、ワインもしくは蒸留酒、または関連する商品またはサービスを特定する地理的表示の適格者が、継続して使用していた場合、
 - (v) その使用が、商取引における、ある者の名前、またはある者の事業上の前任者の名前の使用である場合。但し、その名前が、公衆に誤解を与えるような方法で使用される場合は除く。

地理的表示を含むか、もしくは地理的表示で構成される商標の使用については、その使用がシンガポールで一般に知られるところとなった日か、あるいは、その商標の登録日（商標登録がその日までに公表されていた場合）の、何れか早い日から、5 年間が経過すれば、それを使用した者に対し、訴訟を起こすことはできない。（ただし、商標が悪意で使用されたか、あるいは登録された場合はこの限りではない。）

救済措置

裁判所が与える救済には、次のものが含まれる。

- (a) 当該行為の継続を阻止する差止命令（もしあれば、裁判所が適切と判断する条件に従う）
- (b) 損害賠償か、不当利得返還の何れか。

集積回路配置設計法

侵害

本法は、本法の施行日（1999 年 2 月 15 日）以降に創作された独創性をもった配置設計を保護する。配置設計は、創作者自身の知的努力の成果であり、かつ配置設計の創作者および集積回路の製作者の間で陳腐化していない場合に、独創性をもつとされる。但し、本法は、配置設計での記述方法、説明方法、図示方法、または具体化方法にかかわらず、考案、手順、製造法、システム、操作方法、概念、原則または発見に対しては適用されない。

保護の対象となるのは、(a) 有資格者、即ち、シンガポールの所有者および WTO（世界貿易機関）加盟国の所有者、または、(b) これら諸国の一国で最初に商業的に配置設計の市場性を開発した者が所有する配置設計のみである。

配置設計の所有者には、次の権利が与えられる。

- (a) IC（集積回路）への組込みによるか、または他の方法によるか、を問わず、保護対象の配置設計の全てまたは一部を複製するか、または複製を許諾すること、および
- (b) 保護対象の配置設計またはその配置設計の重要な部分につき、商業的な市場性開発を行い、また商業的な市場性開発を許諾すること。

本法のもと、「商業的な市場性開発」は広範な定義を持ち、販売、賃貸もしくは流通、およびこれらの目的のための申し出もしくは輸入を含む。配置設計は、その配置設計、その複製、またはかかる設計を組み込んだ IC の市場性が商業的に開発された場合に、その市場性が商業的に開発されたとみなされる。

相応じて、所有権者の同意を得ないで、上記第 (a) および第 (b) 号で定める行為を行えば、侵害となる。

保護制限規定 / 保護除外規定

本法では、一定の行為は、侵害行為ではないと定められている。それらの行為には、独創性を持たない配置設計（本法の中で定義され、かつ上記で考察されている）の一部を複写すること、および、保護対象の配置設計のリバース・エンジニアリングを行って異なった配置設計を創ることが含まれる。独立して同一の配置設計を創作する者も、自由に、自らの配置設計の市場性を商業的に開発できる。加えて、並行輸入が許可される。

さらに、保護対象の配置設計、保護対象の配置設計を組み込んだ IC（集積回路）またはかかる IC（場合により）を含む物品、の模造品の市場性を商業的に開発し、または商業的に開発することを許諾する者は、その時点において、取り扱ったその製品が無許諾のものであることを知らなかったこと、および当然知っていたと期待することはできないこと、を立証すれば、権利の侵害とはならない。侵害の事実を知るに至った後でも、当該配置設計の所有権者に合理的な報酬を支払えば、自らの商業的活動を継続できる。

特定の配置設計が保護の対象となっており、かつその配置設計の市場性の開発をするために所有権者から使用権を確保することが不可能であることを知った場合でも、かかる使用権が非競争的慣行を是正するために必要であるとして、使用権の付与を求めて裁判所に請求することができる。裁判所は、かかる使用権を付与し、所有権者に支払うべき報酬を決めることができる。

政府、または政府から書面で権限を付与された者が、保護対象の配置設計に関連してなす行為は、その行為を公共の非商業的目的のためになす場合は、所有権者の権利の侵害にはならない。かかる事情のもと、他の場合であれば権利の侵害となるであろうこうした行為については、当該配置設計の所有権者に連絡しなければならない。但し、連絡しても国家の安全保障が危うくならないことが前提となる。所有権者は、合理的な報酬を受け取る権利を持つ。

本法が、本法の実施以前に創られた配置設計を保護の対象としていない点は注意が必要である。かかる配置設計は、多分すべてが本法で定義する配置設計ではないが、シンガポール著作権法（Cap.63）のもと、美術の著作物として保護される。本法の議会通過に続いて、著作権法も改正されて、配置設計はもはや美術の著作物としては保護されないことが明確にされた。

救済措置

保護対象の配置設計の所有権者は、他のすべての財産権の場合と同じように、保護対象の配置設計についての自らの権利に対する侵害に関しては、いかなる訴訟手続をも行うことができ、またいかなる救済措置をも求めることができる。これらの救済措置には、損害賠償または不当利得返還、および、損害賠償が不十分な救済措置である場合には、差止命令

も含まれる。裁判所は、侵害の程度および侵害により被告が得た利益を含め、当該事案のすべての事情を考慮して、追加的損害賠償を認める権限も持っている。加えて、裁判所は、侵害 IC または保護対象の配置設計が組み込まれた IC を製作するのに使われる物品の、引渡し¹⁸または処分を命じることができる。

強迫

ある者が、回状、広告宣伝あるいは他の方法により、保護対象の配置設計に関して訴訟手続を起こす旨、他の者を強迫する場合、その強迫によって権利を傷つけられた者は、裁判所に対して、次の事柄を請求することができる。

- (a) 強迫は不当である旨の宣言、
- (b) 強迫の継続に対する差止命令、および
- (c) 被った損失に対する損害賠償の裁定。

但し、強迫をなす者が、提起しようとする訴訟手続の対象である行為が、侵害を構成していること、あるいは、侵害を構成することになること、を裁判所に証明する場合は、この限りではない。

3. 知的所有権実施の要件

救済措置請求の必要条件

侵害のすべての構成要素（上記で種々法規との関連で説明した）が存在する限り、救済措置請求には追加的な必要条件は一切無い。

特に、初回警告（first warning）を行うことは、要件とはなっていない。但し、一般的には、法律費用の回収を確保するために、それを行うことが望ましい（訴訟が緊急を要するか、訴訟手続を秘匿する必要がある場合はこの限りではない）。

さらに、商品上に関連知的所有権を表示することも要件とはなっていない。但し、それを行わないと、特に、特許権または登録意匠権の侵害（上記で説明済み）に関連する損害賠償の請求に影響を及ぼす可能性があるので、やっておくと役に立つ。加えて、所有者は、著作権を表示しておけば、著作権の実体および／または所有権に関する一定の推定を利用することができる。

故意または過失

故意または過失が侵害の構成要素となるか否かは、問題となるそれぞれの行為によって決まる。これについては、知的所有権関連の各法規との関連において上記で説明している。

上記で説明しているように、知的所有権者が損害賠償または不当利得返還を受けられるか否かの判断に当たっては、侵害となることを知っていたこと（故意の侵害であること）が重要な要素となる点に留意が必要である。

¹⁸ 裁判所は、当該物品を破棄するかもしくは没収して裁判所が適切と判断する者に与えるか、または、かかる物品を返すよう命じることができる。

偽造による損害

一般的に、損害があるか無いかは、訴訟提起の必要条件ではない。もちろん、これは、侵害者から損害賠償を受ける際の、知的所有権者の法的資格に影響を及ぼすのであるが。

出訴期限

一般的に、出訴期限は、侵害の日から 6 年間である。

4. 法的能力

外国人は、シンガポールで訴訟を提起することを妨げられない。但し、裁判所は、被告の申請により、被告の費用を賄うため保証の差し入れを、外国人である原告に命じることができる。

個人である知的所有権者は、自らのために訴訟を開始することはできるが、個人がシンガポールの法律および手続きに精通している可能性は少ないので、賢明なことではない。会社の場合は、法律専門家を通じて行為しなければならない。

5. 民事訴訟手続きの概要

民事訴訟の手続きを示すフローチャートを、添付書類 A として添付する。

召喚令状の発行

知的所有権者は、適切な裁判所で召喚令状を発行してもらわなければならない。この召喚令状は、発行日から 6 ヶ月以内に、または、裁判管轄区域外での送達の許可を求める場合は 12 ヶ月以内に、被告に送達しなければならない（「令状の送達」を参照）。この召喚令状は、裁判所を通じて発行され、召喚令状の原本および写し一通は、裁判所の登録部に寄託される。同召喚令状の原本と写し一通には、署名・捺印がなされる。原本は、裁判所が保管し、写しは、被告に送達される。

一回当たり 12 ヶ月を超えない期間につき、召喚令状の有効期間の延長を、裁判所に申請することができる。

召喚令状を発行する前に、その裏面に次の事柄を含む数項目を記入しなければならない。

- (i) 請求の原因および趣旨、または、請求の原因および趣旨を召喚令状に記入しない場合には、同召喚令状を以って開始する訴訟で行う請求、および求める救済もしくは救済措置の種類についての簡潔な申立て、
- (ii) 原告が代理人を以って訴訟を行う場合には、代理人の法的資格についての申立て、
- (iii) 被告が代理人を以って訴訟を行う場合には、代理人の法的資格についての申立て、
- (iv) 原告が、本人自ら訴訟を行う場合には、本人居所の住所、および、本人居所が裁判管轄区域内にない場合には、本人宛書類の配達先となる裁判管轄区域内の場所の住所、ならびに、本人の職業、および

(v) 要求する出頭期限。

召喚令状の送達

一般的には、召喚令状は被告に直接手渡すべきであるが、それが実行不可能の場合は、裁判所は代替となる送達方法を命じることができる。その代替方法の中には、召喚令状をその者の住所に、公示を行うことにより、郵便により、または裁判所が命じる他の方法により、配達することが含まれる。

被告がシンガポールにいない場合には、原告は裁判所の許可を得てシンガポール外で召喚令状を送達することができる。裁判管轄区域外で送達する許可の申請は、次の事柄を述べた宣誓供述書を付して、非公開手続を求める一方的申立て（*ex parte summons in chambers*）によって行わなければならない。

- (i) 申請を行う根拠、
- (ii) 宣誓証人は、原告が訴訟の正当な理由を持っていると確信していること、
- (iii) 被告人がいかなる場所もしくは国にいるか、または、いる可能性があるか、
- (iv) シンガポール内、またはシンガポール外で令状の然るべき送達を受ける者に対して請求が起こされ、かつシンガポール外の者が当該請求にとって必要かつ適切な当事者である場合には、原告が裁判所に審理を合理的に請求する真の争点が、原告と、訴訟開始手続が伝達された者との間に存在すると、宣誓証人が確信する根拠、および
- (v) 召喚令状の有効期間延長が必要であるか否か。

裁判所は、適切な場合には、送達を全て省略することができる。

出頭

被告は、当該請求に対し異議申立てを行いたい場合には、登録部に出頭覚書（*Memorandum of Appearance*）を、シンガポール内に居住している場合は令状送達から 8 日以内に、または、シンガポールに居住していない場合は 14 日以内に、提出することによって、出頭を登録しなければならない。

被告が出頭しない場合、裁判所が、原告のために、判決を裁判所の記録に正式に登録するか否かは、原告の請求が何であるかによって決まる。たとえば、原告の請求が確定損害賠償に対するものであれば、裁判所は原告のために終局判決を裁判所記録に登録することができる。原告の請求が不確定損害賠償に対するものか、または動産の留置に関わるものである場合には、裁判所は被告に対する中間判決を裁判所記録に登録することができる。その他の請求においては、原告は、欠席判決を得ることはできず、出頭がなされたものとして訴訟を進めなければならない。但し、裁判所は、被告欠席のもとで記録された判決を破棄し、または変更することができるので、留意しなければならない。

訴答手続

被告が出頭した場合、原告は、その出頭から 14 日以内に、請求の原因および趣旨の陳述書を送達しなければならない。但し、既に召喚令状の裏面に請求の原因および趣旨を記載し

た場合はこの限りではない。

被告は、出頭から 14 日以内、または請求の原因および趣旨の陳述書の送達から 14 日以内の、何れか遅い方の期限までに、自らの答弁および反訴を原告に対して送達しなければならない。

原告は、答弁の送達から 14 日以内に同答弁に対する原告の反対訴答を、また反訴の送達から 14 日以内に、もしあれば、その反訴に対する抗弁を送達することができる。

請求の原因および趣旨の陳述、答弁、原告の反対訴答、反訴、および反訴に対する抗弁が、訴答手続として知られている。

一般的に、訴答手続は、最後の訴答書面の送達から 14 日後に終結したものとみなされる。

訴答書類を定められた期限までに送達しない当事者は、義務不履行となる。裁判所が原告のために、判決を裁判所の記録に正式に登録できるか否かは、原告の請求が何であるかによって決まる。たとえば、原告の請求が確定損害賠償に対するものであれば、裁判所は原告のために終局判決を裁判所記録に登録することができる。原告の請求が不確定損害賠償に対するものか、または動産の留置に関わるものである場合には、裁判所は被告に対する中間判決を裁判所記録に登録することができる。その他の請求においては、裁判所は、原告の請求の原因および趣旨に基づき、原告が受ける権利を持つと思われる判決を下す。但し、裁判所は、訴答手続を経ないで下した判決を、破棄または変更することができる。

開示手続、正式事実審理準備指図のための召喚

訴答手続が終結した後は、両当事者は、係争事項を特定できるようになる。原告は、1 ヶ月以内に、正式事実審理準備指図のための召喚令状を取得して、当該事案を裁判所の登録部が正式事実審理のために公式に登録する前に、正式事実審理に関わるすべての中間的事項を処理できるようにしなければならない。一般的に、正式事実審理準備指図のための召喚に関わる審理日は、2 から 3 週間以内に知らされる。

その審理で、登録官補が、係争事項を正式事実審理に付す前の種々事項の処理日程を決める。それらの事項には、文書の開示、閲覧および異議申立て、主たる証拠の宣誓陳述書の登録、および主たる証拠に対する異議申立てが含まれる。

通常、正式事実審理の日程は、正式事実審理準備指図のための召喚の後、3 から 4 ヶ月以内に指定され、審理日は、通常、係争事項の正式事実審理の日程が決まってから 2 ヶ月以内に知らされる。

正式事実審理を経ない係争事項の処理

一定の状況のもとで、完全な審理を必要とせずに係争事項を解決することができる。それらには次のものが含まれる。

和解

一般的に、両当事者は、訴訟手続のいかなる段階においても、当事者間で紛争を和解によって解決することができる。

請求の却下

裁判所は、次の事柄を根拠に、請求の却下（または修正）を命じることができる。

- (a) 請求には、場合に応じて、訴訟または抗弁を行う合理的な根拠がないことが判明したこと、
- (b) 請求が、恥ずべきものであり、軽薄で、または訴訟の濫用に当たること、
- (c) 請求が、他の訴訟の公平な審理を害し、紛糾させ、あるいは遅延させること、あるいは
- (d) 請求が、他の点からみて、裁判所の裁判手続を濫用するものであること。

正式事実審理を経ないでなされる判決

原告は、被告が当該請求に対して抗弁をしないか、または被告が請求された損害賠償の金額を除いては抗弁をしていないことを根拠に、被告敗訴の判決を裁判所に請求できる。被告は、正式事実審理を行うべき係争点もしくは問題点があること、または他の何らかの理由によって正式事実審理がなされてしかるべきであることを裁判所に証明できれば、上記の判決請求に抵抗できる。

これは明快な事案における便宜的な方法であり、裁判所での証人証言を必要とせず、宣誓供述書を証拠として、上記の判決請求に決定が下される。

訴えの取下げ

原告は、裁判所の許可を得ずに、次の時点／場合に、自らの訴えを取り下げることができる。

- (i) 答弁の送達を受けてから 14 日以内の何れかの時点において。原告は、かかる通知を被告に送達しなければならない。あるいは
- (ii) 当該訴訟の全当事者が、書面によって同意し、署名する場合。この文書による同意は登録機関に提出しなければならない。

原告と被告の何れもが 1 年を超える期間にわたって訴訟で何らの手段または手続もとらない場合、訴訟は取り下げられたものとみなされる。

訴えの取下げは、原告が、同一もしくは類似の訴訟原因に基づいて新たな訴訟手続を起こすことを妨げないことに注意が必要である。

正式事実審理

一般に、正式事実審理では、原告は、争点事実を裁判所に陳述し、提出することにより、自らの主張を開始する。続いて、原告は自らの訴訟を裏付ける証人に証言を求める。被告はそれらの証人に対して反対尋問を行い、また、被告が反対尋問を行う場合には、原告も証人を再尋問する。

多くの正式事実審理においては、証人は、主たる証拠を宣誓供述書の形で提出する。こう

した場合、証人が、宣誓供述書で証拠となるべき事柄を供述した旨を確認すれば、反対尋問が始まる。

原告側証人が証言をすると、原告は自らの主張を締めくくり、替わって被告が自らの主張を始め、自らの証人の証言を求める。

正式事実審理の終結時に、あるいは後日、裁判所は判決を下す。あらゆる判決は公開の法廷で言い渡さなければならない。

6. 訴訟の提起

裁判管轄権

次表は、シンガポールの裁判所の、訴額別の裁判管轄権を略述したものである。

原告の訴額（\$）	裁判管轄権
\$60,000 まで	下級判事裁判所
\$60,001 から\$250,000 まで	地区裁判所
\$250,000 超	高等法院

多くの知的所有権侵害事案では、回復すべき損害賠償額（または不当利得返還額）の確定が困難なので、訴えは高等法院に対して行われる。

外国人に対して特別の規則は一切ないが、被告による請求に基づいて、裁判所は被告の費用を賄うため、保証を差し出すよう外国人である原告に命じることができる。

所在地

下級判事裁判所と地区裁判所の所在地は次の通りである。

Subordinate Courts
1 Havelock Square
Singapore 059724

高等法院の所在地は次の通りである。

Supreme Court
St. Andrew Rd
Singapore 178957

7. 弁論、証拠

立証責任

一般的に、原告は、信じさせるに足る相当の理由に基づいて、侵害の構成要素を一つ一つ立証しなければならない。但し、この一般規則には制定法上の除外規定がいくつかある。それらのいくつかを下記で説明する。

著作権法

著作権法は、一定の事柄に関連して、制定法上の推定を規定している。これらには、著作権の所有権に関する推定が含まれており、文学の著作物、演劇の著作物、音楽の著作物、もしくは美術の著作物の作者の名前であると称する名前が、公表された著作物の複製に現れるか、または美術の著作物の作者の名前であると称する名前が、製作されたときに著作物に現れる場合には、その名前が現れた者は、その著作物の作者であると推定される。録音についての著作権に関連して訴訟が提起される場合、その録音を組み込んで発売されたレコードが、(a) ラベルもしくは表示で特定された者が当該録音の著作権の所有権者であること、(b) 当該録音がある特定の年に最初に刊行されたこと、または (c) 当該録音がある特定の国で最初に刊行されたこと、を明記したラベルもしくは他の表示を帯びているならば、そのラベルまたは表示は、明記された事実の十分な証拠となる。但し、これに反する事実が立証された場合は除く。

特許権法

特許権法のもと、特許権の目的物が新製品を得るための製造法である場合、ある製品が新規のものであるか、もしくはその製品が当該製造法で製造された可能性は大きい、当該特許権の所有権者が合理的な努力を以ってしても当該製造法が現実に使われたことを確定することが不可能であったならば、その製品が当該製造法で製造されたものではないことを立証する責任は、侵害者であるとされる者にある。この責任が果たされたか否かを判断するに当たって、裁判所は、もしそうすることが不合理であると考えられる場合には、侵害者であるとされる者に、製造上または商業上の秘密の開示を要求しない。

集積回路配置設計法

集積回路配置設計法のもと、訴訟手続の目的物である配置設計に関連して、原告は当該配置設計の有資格所有権者であり、かつ同配置設計は保護の対象となっている設計であるものと推定される。但し、被告が異議を唱える場合はこの限りではない。

開示手続および証拠開示義務

一般的に、開示手続は、両当事者が、当該事例の争点に係る証拠を互いに開示できるようにするためのものである。

宣誓供述書で何らかの文書が参照されているか、または訴答書面が関係当事者に対して渡されていない場合は、受け取っていない当事者は、閲覧のためかかる文書を提出するよう他方当事者に通知を送達することができる。

加えて、両当事者は、両当事者が所有、管理、もしくは支配しているか、またはそうしていた、当該訴訟における当事者間の係争事項に関連する文書の一覧表を作成し、訴答手続が終結したと見なされてから 14 日以内に、互いに相手方に送達しなければならない。このように、正式事実審理の両当事者には、自らが管理しているか、または管理していた文書を開示する義務がある。但し、両当事者は、合意により、互いに相手に対して行うことを要求される文書の開示を、省くか、または限定することができる。

一方の当事者が、かかる文書の開示を行わない場合、他方当事者は、当該訴訟で正式事実審理準備指図のための召喚がなされる前の何れかの時点において、その当事者に通知を送

達して、その当事者が作成すべき文書一覧表を確認する宣誓供述書を作成するよう要求することができる。その通知の送達を受けた当事者は、通知送達から 14 日以内に、それに応じなければならない。

裁判所が、当事者双方に対して、文書一覧表を作成し、互いに相手方に送達するよう命じることができる。何れかの当事者が、それを実行しないときは、他方当事者は、当該当事者にその実行を要求する命令を出すよう裁判所に請求することができる。

証拠の守秘義務

一般的に、裁判所に証拠として登録される事項は、公的記録である。

但し、裁判所は、正義、公安、治安もしくは妥当性の点から見て得策であると確信するか、またはそれを行う十分な他の理由がある場合は、何れかの事柄もしくは訴訟手続、またはそれらの一部につき、非公開で審理を行う権能を持つ。裁判所は、当該事案の部外者に特定の裁判所記録を閲覧させないよう命令を出し、また、訴訟の当事者でない者（たとえば、鑑定人）に、機密資料の閲覧を許可するに先立って、秘密保持の約束をするよう要求することもできる。

加えて、裁判所は、正式事実審理もしくは判決を行った、または正式事実審理もしくは判決を行う予定の事項もしくは訴訟手続またはその一部で、証人の名前、住所もしくは写真を事前に公表すること、または、かかる証人の特定につながる可能性のある一切の証拠もしくは他の一切のものを公表すること、を禁じる命令を、随時、出すことができる。

8. 判決または決定

裁判官の任務

シンガポールの裁判制度では、裁判官は、事実問題と法律問題の双方の審理を担当する。シンガポールには陪審制度はない。

正式事実審理では、通常、一人の裁判官が、事案を審理し裁決する。

損害賠償額算定規準

裁判所は、損害賠償か、不当利得返還（知的所有権関連の種々制定法における救済措置の説明も参照）の何れかを認める。

損害賠償の場合には、原告は、一般的に、自らの損害賠償額を立証するよう要求される。実際の損害賠償額の査定方法は、原告が自らの知的所有権に関して市場性の開発をどのように行ってきたかによってきまる。

たとえば、侵害が知的所有権の価値減損をもたらす場合には、損害賠償額は、訴訟による実現可能財産（無体財産）としての知的所有権の価値に対する侵害によってもたらされる減価によって算定されることになる。原告が、製品の販売により自らの知的所有権の市場性開発を行っている場合には、損害賠償額は、知的所有権の侵害を通じて原告が被る利益喪失によって算定されることになる。さらに、他の事例では、特許権使用料やロイヤルティ

が考慮される。

判決または決定の効果

裁判所の判決または命令は、その日付を以って発効する。この日付は、裁判所が別段の決定をする場合を除き、通常は判決の言渡し日である。判決は、判決の日から 12 年間、強制執行力を持つ。

弁護士が勝訴側の代理人となっている場合、その弁護士は判決または命令の原案を作成し、相手方の弁護士に提出しなければならない。その相手方弁護士は、同原案を、承認して署名するか、または修正を施した上で、2 日以内に送り戻す。

判決の条項が確認されれば、勝訴側は判決を起草し、それを裁判所の記録部に提出し、そこに登録する。

判決または決定の執行

シンガポールでは、判決の執行方法として、次のものが可能である。

- (i) 債務者の資産（不動産を除く）の、押収・売却令状：
これは、判決債権者が、判決債務者の債務の清算を目的として、裁判管轄区域内に所在する判決債務者の資産を差し押さえて売却するために、裁判所に請求できる手続である。売却による手取金が判決債務の清算に十分でない場合には、判決債権者は、受け取るべき残高を、他の執行方法によって取り立てることができる。
- (ii) 不動産の押収・売却令状：
これは、判決債権者が、裁判管轄区域内の債務者の不動産を差し押さえるために、裁判所に請求できる手続である。
- (iii) 第三債務者に対する訴訟手続：
判決債務者がシンガポールに銀行口座を持っている場合、判決債権者は、その判決債務者の銀行口座を差し押さえる弁済禁止命令を発行するよう、裁判所に請求することができる。
- (iv) 破産 / 清算に関わる訴訟手続：
判決債権者は、判決債務者に対して、受け取るべき金額について、法定督促状を送達することができる。判決債務者が支払わない場合、判決債権者は、場合によって、破産または清算の請願を提出することができる。
- (v) 債務者の調査：
判決債権者は、自らの目的に最も適した執行方法を決めるため、債務者の資産を調査する命令を、裁判所に請求することができる。

9. 上訴

控訴院はシンガポールにおける最高位の裁判所であり、所在地は次の通りである。

Supreme Court

St. Andrews Rd
Singapore 178957

上訴できない事項

次の場合には、原告、被告ともに上訴はできない。

- (i) 裁判官が、訴訟に対して抗弁する無条件の許可を与える命令、または欠席判決を無条件に破棄する命令を出す場合、
- (ii) 裁判官が、請求金額に対して被告が裁判所に供託金を積むかもしくは担保を差し出すことを条件に抗弁することを許可する命令を出すか、または、かかる条件で、欠席判決を破棄する命令を出す場合。但し、上訴人が被告である場合は除く。
- (iii) 裁判官が、非公開で中間命令を出す場合。但し、その命令を出してから 7 日以内に、何れかの当事者が裁判所における更なる弁論を求めて行う申立てに対して、裁判官が当該当事者は更なる弁論を必要としない旨認定した場合は、この限りではない。
- (iv) 判決または決定が、当事者間の同意によってなされた場合、および
- (v) 何らかの現行成文法により、高等法院の判決または決定が最終である旨、明示的に布告されている場合。

次の場合の上訴は、裁判所の許可がある場合に限り、行うことができる。

- (i) 正式事実審理に付された目的物の金額または価値が、250,000 シンガポールドルである場合、
- (ii) 上訴審での係争点が単に審理日の費用もしくは手数料に関わるものである場合、
- (iii) 裁判官が、事実関係が係争点となっていない競合権利者確定手続の要求について、非公開で、正式事実審理を経ないで決定を行う場合、または
- (iv) 訴訟、または訴答手続きもしくは訴答手続の一部の却下、を拒絶する命令。

上訴の手続

下級裁判所からの上訴

高等法院への上訴は、指定用紙 114A を使って上訴の通知をすることにより、行わなければならない。この通知には、判決または命令のうち不服とする部分を明記し、通知送達の宛先を記載したうえで、上訴人または上訴人の事務弁護士が署名しなければならない。

その上で、この上訴通知は当該訴訟手続の全当事者に送達しなければならない。あらゆる上訴通知は、裁判所の判決または命令が出てから 14 日以内に送達しなければならない。

控訴院への上訴

控訴院への上訴は、指定用紙 115 を使って上訴の通知をすることにより、行わなければならない。

この通知には、判決または命令のうち不服とする部分を明記し、通知送達宛の宛先を記載したうえで、上訴人または上訴人の事務弁護士が署名しなければならない。

この上訴通知は、次に掲げる日付から 1 ヶ月以内に登録して送達しなければならない。

- (i) 非公開で出された命令についての上訴の場合は、当該命令が言い渡された日、もしくは上訴人がそれについて初めて通知を受け取った日から、
- (ii) 申立ての拒絶に対する上訴の場合には、その拒絶の日から、および
- (iii) 他のすべての場合には、上訴の対象となる判決または決定が言い渡された日から。

10. 仮処分

利用可能な救済措置

中間命令

知的所有権者は、中間的差止命令もしくは暫定的差止命令、アントンプラー命令、およびマレヴァ型差止命令を含む手続上の救済を裁判所に請求することができる。

知的所有権者は、非当事者に対して、次のものを請求することができる。

- (i) ノリッジファーマカル命令
- (ii) 非当事者に対する、訴訟前開示手続
- (iii) 非当事者に質問を行なうための命令

裁判所は、係属中の正式事実審理を原状保存するために、条件付または無条件で、中間的差止命令を出すことができる。一般的に、裁判所は、中間的差止命令を出すか否かの決定に当たっては、次の点を考慮する。

- 正式事実審理に付すべき重大な問題があるか否か、
- もしあるなら、原告が請求する中間的差止命令を出さず、かつ原告が正式事実審理で勝訴した場合、損害賠償は原告にとって法的に妥当な救済であるか否か、または、中間的差止命令を出して、かつ正式事実審理で被告が勝訴した場合、損害賠償は被告にとって法的に妥当な救済であるか否か、
- 双方にとって、損害賠償という救済の妥当性に疑義がある場合、当該事案のすべての事情を考慮して、どこに便宜上の均衡点があるのか、そして
- 必要な場合には、各当事者の言い分の実体的事項は何か。

中間的差止命令は、裁量的なものである点に留意すべきである。

また、原告が中間的差止命令を請求する場合、一般的には、裁判所が後刻、当該中間的差止命令が被告に損失をもたらしたことを知り、その損失につき被告に補償すべき旨の決定を下したとき、原告はこれに関する裁判所のかかる命令に従うことを約束しなければならない。

アントンプラー命令

アントンピラー命令は、被告に対して事前通知を行わずに、一方的に出される命令であって、被告は、同命令で指定する者に、被告の敷地内に立ち入り、同命令で特定する物品および文書を捜索し、検査し、および、移転するかまたは複写することを認めるよう要求される。この命令は、権利侵害訴訟の正式事実審理の前に、被告が罪証にみだりに手を加えたり、破壊したりすることを防止するために設けられたものである。

一般的に、アントンピラー命令は、被告が所有し、あるいは被告が支配する特定の物品および文書を全て引き渡すこと、および、原告の事務弁護士に特定の情報を提供することを、被告に要求する。加えて、この命令は、法律上の助言を求める目的を除いて、この法律手続もしくはこの命令の内容を他の者に伝えること、あるいは、原告が被告に対してかかる法律手続を行ったか、もしくは行う可能性があることを何れかの者に通告すること、を被告に禁止することができる。

シンガポールで裁判所からアントンピラー命令を取得するには、若干の条件を満たさなければならない。

- 原告は、原告の権利に対する侵害が起こっている「一応有利な事件」であることを証明しなければならない。
- 潜在的であると、現実であるとを問わず、損害が原告にとって極めて深刻であること、および
- 被告が罪証となる文書または資料を所有していること、および被告が当事者本人間の申立てが行われる前に、かかる資料を破壊する現実の可能性があること、が明らかでなければならない。

原告は、通常、裁判所が後刻、当該命令または同命令の執行が被告に損失をもたらしたことを知り、その損失につき被告に補償すべき旨の決定を下す場合、原告はその損害賠償に関して裁判所が下すかかる命令に従うよう約束することを要求される。

マレヴァ型差止命令

マレヴァ型差止命令は、被告が、将来、原告勝訴の判決に従わざるを得なくなるのを回避する目的で、自らの資産を裁判管轄区域の外に移動させること、または、自らの資産を裁判管轄区域内で処分すること、を防止するものである。一般的に、この命令の効果は、正式事実審理の終結まで資産を凍結することである。

中間的差止命令の付与要件

差止命令付与の請求は、訴訟の何れの当事者も行うことができる。かかる請求は、宣誓供述書に裏付けられた申立てにより行うことができる。また、急を要するばあいには、一方的に行うこともできる。

ノリッジファーマカル命令

裁判所は、ノリッジファーマカル命令を出し、ある者に、犯罪者の特定に関連する情報を提供しよう要求することができる。裁判所は、ある者が、知らずに他の者の不法行為に連座し、原告に対して不正が犯されるのを図らずも助長した場合に、かかる命令を下す。

文書の開示に対する命令

訴訟手続の当事者ではない者に対して開示を要求する命令を請求することができる。

この規定に基づき行う請求は、当該命令の対象となる文書を特定するかまたは記述する宣誓供述書の裏づけがなければならず、また、もし可能であれば、送達したかもしくは送達を意図している訴答書面を参照することにより、当該文書が訴訟手続においてなされるか、もしくはなされる可能性のある請求に起因するか、もしくは起因する可能性のある係争点にとって重要なものであること、および当該命令の対象となっている者がそれらの文書を所有、管理もしくは支配しているか、あるいは所有、管理もしくは支配していた可能性があること、を立証しなければならない。

訴訟手続開始前に質問を実施するための命令

訴訟のいずれの当事者も、当該訴訟手続の当事者ではない者に対して質問を行うための命令を請求することができる。

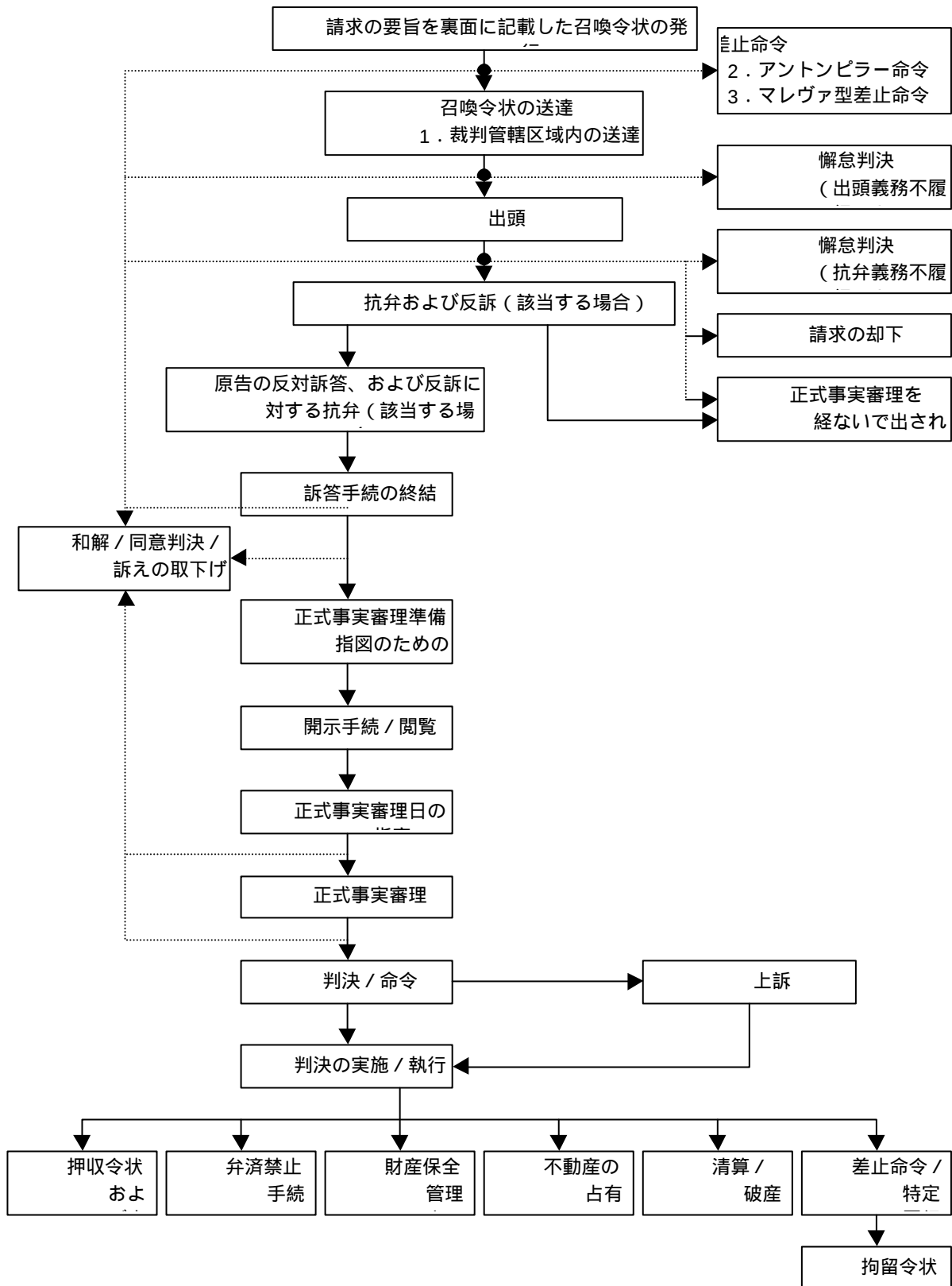
この規定に基づき行う請求は、実施される質問を特定する宣誓供述書の裏づけがなければならず、また、もし可能であれば、送達したかもしくは送達を意図している訴答書面を参照することにより、当該質問に対する答弁が、訴訟においてなされるか、もしくはなされる可能性のある請求に起因するか、起因する可能性のある係争点にとって重要なものであること、を立証しなければならない。

11. 訴訟手続に基づく和解

訴訟の両当事者は、自らの事案を法廷外で解決することができる。この和解は、両当事者間の契約によって支配され、従って、関係当事者を法的に拘束する。

この和解契約には、両当事者の一方による不履行がない限り、両当事者は同一の根拠に基づく訴訟手続を起こすことができない旨を明記した条項を入れるのが普通である。

付録 I



第七章 模倣に対する刑事訴訟 - 著作権および商標

1. 法律、規則、布告およびガイドライン

序文

シンガポールの知的所有権制度では、商標法および著作権法の分野にのみ刑事上の救済措置を規定している。

適用法

国会の定めた法令	施行日
1987 年著作権法 (Cap 63) 以下の法律により改正：	1987 年 4 月 10 日
1994 年著作権 (改正) 法 No. 14/94	1994 年 10 月 1 日
シンガポール放送許可法 No. 15/94	1994 年 10 月 1 日
輸出入規制法 No. 24/95	1995 年 12 月 1 日
1998 年著作権 (改正) 法 No. 6/98	1998 年 4 月 16 日
1999 年集積回路配置設計法 No. 3/99	1999 年 2 月 15 日
1999 年著作権 (改正) 法 No. 38/99	1999 年 12 月 15 日 (第 25 条を除く) 1998 年 4 月 16 日 (第 25 条)
2000 年登録意匠法 No. 25/00	2000 年 11 月 13 日
1998 年商標法 以下の法律により改正：	1999 年 1 月 15 日
2000 年制定 (雑改正および取消し) 法 No. 28/00	2000 年 11 月 1 日
刑事訴訟法 Cap 68、1985 年改訂版	1955 年 5 月 16 日
刑法 Cap 224、1985 年改訂版	1872 年 9 月 16 日

2. 法のもと刑法違反となる侵害行為

著作権法に基づく刑法違反

著作権法第 136 条および第 139 条は、著作権侵害¹に関する刑事規定を定めている。

著作物侵害模造品の取引 - 第 136 条 (1)

刑法違反

著作権法第 136 条 (1) のもと、著作物（すなわち録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）に著作権が存続する時に、侵害物であると知りながら、または当然知っていると判断される状態で、その著作物（すなわち、場合に応じて、録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）の模造品を

- 販売または賃貸を目的として製造する、
- 販売もしくは賃貸する、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために提供もしくは出陳する、または
- 商取引の手段として公然陳列する

者は刑法違反を犯したものと見なされる。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば刑法違反を犯した物品一つにつき S\$10,000 以下、もしくは S\$100,000 のいずれか少ない方の罰金、または 5 年以下の禁固刑、あるいはその双方に処される。

著作物侵害模造品の所有 - 第 136 条 (2)

刑法違反

著作権法第 136 条 (2) のもと、著作物（すなわち録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）に著作権が存続する時に、侵害物であると知りながら、または当然知っていると判断される状態で、その著作物（すなわち、場合に応じて、録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）の模造品を、次の目的で所有するかまたはシンガポールに輸入する者は、刑法違反を犯したものと見なされる。

- 販売すること、賃貸すること、または商取引の手段として販売もしくは賃貸のために提供もしくは出陳すること、
- 商取引のために、または他の目的であるが当該著作物の著作権者に有害な影響を与え

¹ 実演家の権利に関する刑事規定は、著作権法（1999 年 12 月 15 日施行）第 254 条 A でも定められている。

る形で、流通させること、または

- 商取引の手段として公然陳列すること。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば刑法違反を犯した物品一つにつき S\$10,000 以下、もしくは S\$100,000 のいずれか少ない方の罰金、または 5 年以下の禁固刑、あるいはその双方に処される。

著作物侵害模造品の流通 - 第 136 条 (3)

刑法違反

著作権法第 136 条 (3) のもと、著作物（すなわち録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）に著作権が存続する時に、侵害物であると知りながら、または当然知っていると判断される状態で、その著作物（すなわち、場合に応じて、録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）の模造品を、次の目的のいずれかのために流通させる者は、刑法違反を犯したものと見なされる。

- 商取引のため、
- 他の目的のため（但し、当該著作物の著作権者に有害な影響を与えるもの）。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$50,000 以下の罰金もしくは 3 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

著作物侵害模造品の製造のために設計または改作された物品の所有 - 第 136 条 (4)

刑法違反

著作権法第 136 条 (4) のもと、著作物（すなわち録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）に著作権が存続する時に、その著作物（すなわち、場合に応じて、録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）の侵害模造品の製造に使用されることを明確に知りながら、または当然知っていると判断される状態で、その著作物（すなわち、場合に応じて、録音、映画フィルム、テレビ放送もしくは音声放送、有線放送番組、または著作物の出版物）の模造品の製造のため特に設計または改作された物品を製造または所有する者は刑法違反を犯したものと見なされる。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば刑法違反を犯した物品一つにつき S\$20,000 以下の罰金もしくは 2 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

私的利益のための実演 - 第 136 条 (6)

刑法違反

著作権法第 136 条 (6) のもと、その著作物もしくは映画フィルムに著作権が存続すること、およびその実演が著作権の侵害となることを知りながら、または当然知っているとして判断される状態で、テレビ放送または有線放送の受信とは別の方法によって、自らの私的利益のために、文学、演劇もしくは音楽の著作物を公衆の前で実演させるか、または映画フィルムを公衆の前で見せ、および / または聞かせる者は、刑法違反を犯したものと見なされる。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$20,000 以下の罰金もしくは 2 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

コンピュータープログラム侵害模造品の供給広告 - 第 139 条 (1)

刑法違反

著作権法第 139 条 (1) のもと、侵害模造品であるコンピュータープログラムのコピーをシンガポールで供給する（国内からの供給か、国外からの供給かは問わない）旨の広告を、何らかの手段によってシンガポールで行うかまたは行わせる者は、刑法違反を犯したものと見なされる。但し、その者が、(i) 善意で行ったものであること、および(ii) 著作権の侵害になると推測する合理的な根拠を持っていなかったことを証明する場合は、この限りではない。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$20,000 以下の罰金もしくは 2 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

商標法に基づく刑法違反

商標の偽造行為 - 第 46 条

刑法違反

商標法第 46 条のもと、登録商標を偽造する者は刑法違反を犯したものと見なされる。

登録商標権者の同意を得ずに、

- 登録商標と同一の、または騙すためであると解釈されるほどに近似する標章 (sign) を製作するか、または
- 変更、付加、削除、部分的除去もしくは他の方法によって真正登録商標を変造する

者は、登録商標を偽造する者と見なされる。

登録商標偽造の犯罪訴追手続において、商標権者の同意があったことを証明する義務は被疑者にある。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$100,000 以下の罰金もしくは 5 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

商品またはサービスへの登録商標の虚偽使用 - 第 47 条

刑法違反

商標法第 47 条のもと、商品またはサービスに登録商標を虚偽使用する者は、刑法違反を犯したものと見なされる。但し、その者が、善意で行ったことを証明する場合は、この限りではない。

商標が、

- 標章 (sign) もしくはテレビ広告を含む広告、または
- インボイス、ワインリスト、カタログ、ビジネスレター、業務書類、価格表または他の商用書類

で使用され、かつ、そのように使用された商標を参照してなされる要求または注文に従って、商品の引渡しまたはサービスの提供が行われる場合、その商標が商品またはサービスに使用されたと見なされる。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$100,000 以下の罰金もしくは 5 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

刑法違反を目的とする物品の製造または所有 - 第 48 条

刑法違反

商標法第 48 条の規定によれば、第 46 条 (登録商標の偽造) または第 47 条 (商品またはサービスへの登録商標の虚偽使用) に対する刑法違反を犯すために、もしくは違反を犯す過程において、使用されたかもしくは使用される予定であることを、知っているかまたは信じる理由を持ちながら、

- 真正の登録商標または標章 (sign) と錯誤させることを目的として、その模造品を製作するために特に設計または改作した物品を製造するか、または
- かかる物品を所持、保管または管理する

者は、刑事違反を犯したものと見なされる。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$100,000 以下の罰金もしくは 5 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

虚偽使用の商標を伴った商品の取引 - 第 49 条

刑法違反

商標法第 49 条の規定によれば、登録商標が虚偽使用されている何らかの商品を、

- 商取引または製造の目的でシンガポールに輸入するか、
- 販売、もしくは販売の目的を以って出陳するか、または
- 商取引もしくは製造の目的で所持する

者は、刑法違反を犯した者と見なされる。但し、その者が、

- 本条に基づく刑法違反を犯さないため合理的な予防措置をすべて講じ、その刑法違反を犯したとされる時点では当該商標の真正性を疑う何らの理由も持たなかったこと、ならびに、訴追者によって、もしくは訴追者のためになされた請求に応じて当該商品の入手先人物に関し自らが所有する全ての情報を引き渡したこと、または
- 善意で行為したこと

を証明する場合は、この限りではない。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば商標が虚偽使用された商品または物一つにつき S\$10,000 以下（但し総額は S\$100,000 以下）の罰金、もしくは 5 年以下の禁固刑、またはその双方に処される。

国章または国旗の商標使用 - 第 52 条

刑法違反

シンガポールの国章もしくは国旗、またはそれらと錯誤する可能性のある紋章もしくは図案を自らが使用する商標に表示するか、または表示することを許す者は、刑法違反を犯したものと見なされる。但し、かかる商標の使用が大統領令によって認可されている場合はこの限りではない。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$50,000 以下の罰金もしくは 5 年以下の禁固刑、またはその双方に処され、かつ、禁止表示を伴う商標が使用されている商品または物は没収されてシンガポール政府に引き渡される。

禁止商標を使用した商品の取引 - 第 52 条

刑法違反

商標法第 52 条 (2) のもと、シンガポールの国章もしくは国旗またはそれらと錯誤する可能性のある紋章もしくは図案の標章を伴う商標が使用されている商品または物を、

- 商取引もしくは製造の目的でシンガポールに輸入し、
- 販売し、もしくは販売の目的を以って出陳し、または
- 商取引もしくは製造の目的で所持する

者は、刑法違反を犯したものと見なされる。

刑罰

本条に基づく刑法違反を犯した者は、有罪が確定すれば S\$50,000 以下の罰金もしくは 5 年以下の禁固刑、またはその双方に処され、かつ、禁止表示を伴う商標が使用されている商品または物は没収されてシンガポール政府に引き渡される。

教唆 / 未遂

教唆

刑法第 107 条から第 109 条のもと、

- 刑法違反をなすよう何れかの者を唆すか、
- 刑事違反をなすことを目的とする共同謀議に一人または複数の他の者を引き込むか（その共同謀議を実行するに当たって、および、それを行うために、ある作為もしくは違法な不作為が起こる場合）または
- 何らかの作為もしくは違法な不作為によって、刑事違反が行われることを意図的に助ける

者は、刑事違反を教唆したと見なされる。

一般的に、教唆に対する刑罰は、著作権法および商標法の刑事規定で定められた刑罰と同一である。

未遂

これには刑法第 511 条が適用される。著作権法または商標法によって刑罰の対象とされる犯罪を企てるか、またはかかる刑法違反が犯されるよう企てる者は、（未遂に終わっても）かかる刑法違反のために規定された刑罰によって処罰することができる。但し、禁固刑を科す場合、その刑期は、当該刑法違反のために規定された最長刑期の半分を超えてはならない。

刑事告発の必要性

警察／検察当局が、自らの判断によって刑法違反者に対して訴訟を起こしたケースはある。但し、シンガポールは一般的に「自警」制度を採用しているので、知的所有権（IPR）の所有権者は、自らの権利は自らで守る（例えば、調査員を雇って刑法違反の証拠収集をさせ、弁護士に捜索令状を請求させて刑法違反者に刑事訴訟手続を起こすよう指示することによって）ことを期待される。従って、刑事訴追を始めるには、著作権者、商標権者、またはそれらの権限を付与された代理人による刑事告発が必要である。刑事告発に関する正確な手続については、以下の「知的所有権者が取ることのできる手続」を参照。

累犯者に対する追加的刑罰

上述の刑法違反に関する関連法令には、累犯者に対する刑の加重についての規定は特にない。但し、実際面では、累犯者には裁判所がより厳しい判決を下すのが一般的である。

両罰規定

刑法違反者には、同一の行為について、民事責任および刑事責任の双方を問うことができる。

3. 刑罰を科するための要件

刑罰を科するための前提条件

各条項で規定する刑法違反の要素が満たされる限り、刑罰を科するための前提条件はない。初回警告の必要はない。

但し、著作権法第 3 条は、同法のもと、政府はいかなる刑法違反に対しても訴追は受けないと規定していることに注意が必要である。

認識（知っていること）の要件

著作権法

著作権法第 136 条のもと、刑法違反を成立させるために必要な認識面での要素は、「その者が、知っているかまたは当然知っている」と判断されるか」の点である。

著作権法第 136 条 (1) から (4) のもと、扱っている物品が侵害模造品であることを、刑法違反者が「知っているかまたは当然知っている」と判断される」ことが必要である。

当地における訴訟「PP 対 Teo Ai Nee 事件²」では、認識の基準についての議論が詳細にわたって行われた。裁判所は、次のような判決を下した。

- 「知っている場合」という語句における認識の状態（ありさま）は、現実を知っていることを指す、また

² [1995] 2 SLR 69

- 「当然知っている」と判断される場合」という語句は、誠実で道理を弁えた者であれば、当然おかしいと疑問を持って質問を発するような状況に対する認識を指す。これには、明白な（刑法違反である）事柄に対して自らの目を故意に閉ざすこと、誠実で道理を弁えたものであれば当然発するであろう質問を故意かつ無責任に怠ること、および誠実で道理を弁えた者には事実がわかるような状況に対する認識が含まれる。

知っていたか否かの判断基準は、客観的なものである。誠実で道理を弁えた者であれば当然疑問を発するようなものである限り、自分が扱っている模造品は侵害物であることを被疑者が現実に知っていたか否かを立証する必要はない。

著作権法第 136 条 (6) のもと、刑法違反者とされる者は、

- 著作物または映画フィルムに著作権が存続すること、および
- その上映は著作権の侵害に当たること

を知っているか、または当然知っている」と判断されるなければならない。

第 139 条 (1) のもと、訴追者側は、著作権侵害被疑者の認識の状態を証明する必要はない。但し、被疑者が、自らが善意で行為したこと、およびその行為が刑法違反となることを推測する合理的な根拠を持っていなかったこと、を証明できる場合には、本条に基づく刑法違反を犯したことにはならない。

商標法

商標法のもと、知っていたか否かという認識に関わる要件は、商標権侵害の被疑者がどの刑事規定に基づいて告発されるかによって決る。多くの場合、訴追者は商標権侵害の被疑者の認識状態を証明する必要はない。

商標法第 46 条のもと、商標権者の同意を得ずに侵害行為をおこなったのであれば、それは刑法違反を成立させる一つの要素である。但し、当該行為には商標権者の同意があったと申立てる場合は、商標権者の同意の立証義務は、被疑者の側にある。

商標法第 47 条のもと、訴追者は、商標権侵害の被疑者の認識状態を証明する必要はない。但し、商標権侵害の被疑者が、自らの行為は善意で行ったことを証明できる場合は、本条に基づく刑法違反を犯したことにはならない。

商標法第 48 条のもと、商標権侵害の被疑者を刑法違反で有罪とするためには、商標権者は、その侵害の被疑者が、第 48 条が禁じる目的のために当該物品が使用されたことを知っていること、または使用されたと信じる理由を持っていることを証明しなければならない。

商標法第 49 条のもと、訴追者は、商標権侵害の被疑者の認識状態を証明する必要はない。但し、商標権侵害の被疑者は、

- 本条に基づく刑法違反を犯さないために合理的な予防措置をすべて講じ、刑法違反を犯したとされる時点では、商標の真正性に疑問を抱く理由は一切持っていなかったこと、ならびに、訴追者によって、または訴追者のためになされた請求に応じて当該商

品の入手先人物に関して自らが所持する全ての情報を引き渡したこと、または

- 自らの行為は善意のものであったこと

を証明できる場合は、責任を問われない。

制定法上の出訴期限

一般的には、著作権法および商標法に基づく刑法違反を含む犯罪については、制定法上の出訴期限はない。

著作権法第 142 条は、侵害が発生した時点から 6 年間が経過すれば著作権侵害について訴訟を提起することはできないと規定している。この規定については、裁判所の判断はまだ出ていない。但し、この規定は民事上の侵害のみに関わるものであるというのが筆者の見解である。

4. 知的所有権者が取ることのできる手続

序文

商標権および著作権の侵害に対する犯罪訴追手続は、国、または関連知的所有権者のいずれかが起こすことができる。警察 / 検察当局が自らの判断で刑法違反者に対して訴訟を起こしたこともあったが、それら当局に知的所有権者に代わって訴訟を起こすよう強要することはできない。一般的に、シンガポールは「自警」制度を採用しているので、この項では、知的所有権者は、どのような状況において自らの利益のために訴訟を開始するのか、の点に焦点を絞る。

一般的に、知的所有権者は、自ら予備的調査を実施して刑法違反の存在を発見し、下級裁判所で治安判事に搜索令状を請求し、かつ法務総裁室の許可を以って刑事違反者を訴追する。(手続の概要を説明するフローチャートを添付書類 I で示す。)

搜索令状

搜索令状の請求

著作権法

著作権侵害の刑法違反に関わる搜索令状の発行には、1998 年著作権（改正）法による改正後の著作権法第 136 条 (9) が適用される。

著作権法第 136 条 (9) の規定によれば、第 136 条 (1)、(2)、(3) または (4) に基づく刑法違反が犯された証拠となる何らかの物品または書類が何れかの家屋の中に存在すると疑うに足る合理的な理由があるとの情報が宣誓の上で裁判所に提出された場合、裁判所は、無条件でまたは裁判所が適切と考える条件を付したうえで搜索令状を発行して、その家屋に立入り、搜索令状で指定する物品および書類を搜索し、その家屋で発見する物品および書類を押収することを警察官に許可することができる。

「疑うに足る合理的な理由」を構成するか否かの判断基準は、客観的なものであって、競合する次の二つの公益を均衡させることが必要となる。

- 知的所有権の侵害が絡む刑法違反は、見つけ出して処罰すべきであること、および
- 私的財産に対する不当な干渉に対して、法律の保護を受ける個人の権利を擁護すべきであること。

申立ては下級裁判所登録部に備えられた書式によって行う。下級裁判所訴訟手続指図書（1999年版）第87項(2)の規定によれば、申立ては、権限を付与された著作権者の代理人が行い、かつ、その旨の委任状を申立てに添付しなければならない。この搜索令状の請求は一方的に行われる。

申立ての理非につき自らの裁量権を行使するに当たって、治安判事は何の質疑を行うことなく申立て人の陳述書を受理してはならないこと、およびかかる申立て人の信頼性および真実性を評価しなければならないこと、を主旨とする裁判所の判決が出されている³。

さらに、治安判事は、著作権に基づく刑法違反が確かにあったことにつき確信を持たなければならない⁴。従って、このことは、申立て人は、搜索令状の発行を請求するに当たり、搜索令状請求の対象である刑法違反容疑の各要素について、疑うに足る合理的な理由を示さなければならないことを意味する。

- 商標法

商標権侵害の刑法違反に関わる搜索令状の発行には、刑事訴訟法（以下「CPC」）第62条が適用される。

同条は次のように規定している。すなわち、下級裁判所は、情報に基づき、および必要と判断する調査を行った後で、

- 1998年商標法第46条、第47条、第48条、第49条または第52条に違反する商品の、保管または販売のために、
- 贋造商標もしくは偽造商標または贋造用の器具もしくは材料の、保管もしくは販売または製造のために、または
- 贋造商標もしくは偽造商標または贋造用の器具もしくは材料の、隠匿、保存または保管のために

何らかの場所が使用されていると信じる理由が得られれば、

令状により、同令状の名宛人に対して、次のことを許可することができる。

- その場所に立ち入ること、
- 令状で指示した方法（もしあれば）に従ってその場所を搜索すること、
- その場所で発見され、かつ1998年商標法第46条、第47条、第48条、第49条または第52条に違反する物件であるか、あるいは贋造品もしくは偽造品または贋造

³ 「SM Summit Holdings Ltd & Anor 対 検察官事件」、他1件の訴訟 [1997] 2 SLR 922

⁴ 「Lance Court Furnishing 対 検察官事件」 [1993] 3 SLR 969

用の器具もしくは材料であると同名宛人が合理的に疑う商品、財産、商標を押収すること、

- かかる商品、書類、商標、器具または材料を下級裁判所に運搬するか、または、刑法違反者が下級裁判所に拘引されるまでそれらの物をその場で監視するかもしくは何れかの安全な場所で処理すること、および
- その商品が 1998 年商標法第 46 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条または第 52 条に違反するものであること、あるいはその書類、商標が贋造もしくは偽造であることまたは器具もしくは材料が贋造用として使用したかもしくは使用する意図のあることを知っているか、またはそうであると疑うに足る合理的な理由を持っているにも関わらず、かかる商品、書類、商標、器具もしくは材料を保管、販売もしくは製造、または保存した当事者であると思われる者で、その場所に居合わせた全ての者を拘留し、下級裁判所に引き渡すこと。

裁判所は、CPC 第 62 条の規定は、商標侵害を構成していない書類を、商標侵害を証明する書類として押収することを認めるものではないとの判断を示している。同条が認めるのは、偽造商標が使用されている商品の押収、およびそれ自身が 1998 年商標法に抵触する書類の押収のみである⁵。

「信じる理由」を構成するか否かの判断基準は、「*SM Summit Holdings Ltd 対 検察官事件*」⁶で簡単に議論された。「信じる理由」は「疑うに足る合理的な理由」と類似のものであるが、裁判所は、「疑う」は「信じる」よりも下位に位置する概念だとの判断を下した。但し、実際面では、一般的にこの区別は重要なものではない。

下級裁判所が刑法違反を認知する際の基礎となる関連情報は、治安判事宛て申立ての書式に記述しなければならない。下級裁判所訴訟手続指図書（1999 年版）第 87 項 (2) は、申立て人は商標権者の権限を付与された代理人であって、その旨の委任状を申立てに添付しなければならないと規定している。搜索令状の請求は一方的に行われる。

申立ての理非につき自らの裁量権を行使するに当たって、治安判事は何の質疑も行わずに申立て人の陳述書を受理してはならないこと、およびかかる申立て人の信頼性および真実性を評価しなければならないこと、を主旨とする裁判所の判決が出されている⁷。

添付書類

申立て人に対する委任状の他には、搜索令状の請求に添付すべき書類について、制定法上の規定はない。但し、実際面では、治安判事は通常次のものを要求する。

- 申立て人が、著作権者に代わって申立てを行うことができることを確認する、著作権者もしくは商標権者または権限を付与された代理人からの委任状、

⁵ 「*SM Summit Holdings Ltd & Anor 対 検察官事件*」、他 1 件（[1997] 2 SLR 922 第 63 項、第 69 項および第 82 項）

⁶ 同所

⁷ 同所

- 商標権に関わる刑法違反については、商標登録証明書の謄本、
- 侵害物品の「おとり購入」を実施した場合は、それを実施した者の司法手続外誓約、
- 「おとり購入」をした物品（もしあれば）
- 「おとり購入」をした物品（もしあれば）が違反物品である旨の著作権者もしくは商標権者またはその代理人による確認状、
- 搜索令状請求の対象である物品のリスト、
- 強制搜索（手入れ）の参加者リスト（このリストによって、強制搜索に参加を許可された者が誰であるかが明らかになる。このリストの目的は、治安判事が、適正と判断する人数を決定できるようにすることであるが、同時に、誰が搜索に参加する許可を得ているかについての証拠としての役目も持つ。）

著作権法第 136 条 (9) は、警察官による令状の執行のみに触れているように見えるが、裁判所は、令状請求者の助力なしに搜索および押収を実行することを警察に期待してはならないとの判断を示している⁸。従って、侵害物品を特定できる知的所有権者の代理人を強制搜索（手入れ）の参加者リストに含めるのが通常の慣行である。

刑法違反の被疑者は、刑事上の異議申立てを行うか、もしくは刑事上の見直しを求める請願をすることによって、搜索令状の破棄を高等法院に請求することができる。搜索令状が破棄された場合、刑法違反の被疑者は、当該搜索令状の請求人を相手取って、悪意に基づく告発ならびに財産および商品に対する侵害を理由に訴訟を起こすことができる。

搜索令状の執行

搜索令状が発行されると、知的所有権者は、次の処置として知的所有権局、商事犯罪部、犯罪捜査課と連絡を取って、搜索令状の執行に適した日時を取り決める。知的所有権局は、知的所有権者が自らの権利を行使する際に、それを支援するため特に設置された機関である。

強制搜索においては、担当警察官は、当該家屋の責任者と思われる者に自らの身分を明かした上で、強制搜索チームがその家屋の強制搜索を行う旨通告する。続いて、知的所有権者の代理人が、侵害物品を求めて当該家屋を搜索する。

押収された侵害物品はすべて警察が標準「受取り確認票」に記録する。物品を押収された者またはその代理人は、その記録の細目が正確であることを確認するよう求められる。

次に、次の者がその受取り確認票に署名する。

- (i) 物品を押収された者またはその代理人、
- (ii) 押収物品の受取りを確認する警察官、および
- (iii) その法律行為に立ち会った知的所有権者の代理人。

警察官は、そのように望むならば搜索令状の執行に対して下級裁判所の治安判事に異議申立てを行うことができる旨を知らせる下級裁判所の正式通告を添えて、物品を押収された

⁸

「Lance Court Furnishings Pte Ltd 対 PP 事件」[1993] 3 SLR 969

者もしくはその代理人に、受取り確認票の写し 1 部を渡す。

搜索令状に従って押収された物品は、警察が保管する。

強制搜索に立ち会った知的所有権者の代表および警察の代表はともに、治安判事の前に出頭して、その強制搜索の執行について報告しなければならない。当該家屋の占有者が、強制搜索の執行に対して異議申立てを望む場合、その者も出頭することができる。

強制搜索の後、知的所有権者は押収物品の正式検査を実施して、偽造品であることを確認しなければならない。

刑事訴訟提起の許可取得

著作権法または商標法に基づく刑事違反の証拠を入手すると、知的所有権者は、犯罪訴追手続を開始するため法務総裁室の許可（「命令」）を申請しなければならない。他の選択肢として、知的所有権者は、可能であれば、当該紛争の和解による解決を目指すこともできる。

法務総裁室は、法務総裁の命令を申請する法律事務所に対して次のものを提出するよう求める。

- (i) 犯罪訴追手続を行う事務弁護士の氏名、
- (ii) 訴追対象の者もしくは会社の氏名もしくは名称、
- (iii) 当該刑法違反の根拠となる法令の条項、
- (iv) 当該刑法違反の発生日、
- (v) 当該刑法違反の場所、
- (vi) 著作権者、商標権者またはかかる者を代表する法律事務所のパートナーからの念書（裁判所が訴追者側に負担するよう判決する可能性のある一切の補償または費用につき、法務総裁室に法的責任を負わせないとする趣旨のもの）、
- (vii) 告発状の写し
- (viii) 強制搜索に関連して提出された警察報告書の写し、
- (ix) 強制搜索に関する民間調査員の報告書（もしあれば）の写し、
- (x) 搜索令状取得のために裁判所に提出された情報の写し、
- (xi) 搜索令状の写し、
- (xii) 知的所有権者または代理人の報告書または供述書（押収品が当該著作権者の著作権を侵害していたことを確認するもの）の写し、および
- (xiii) 関連するその他一切の情報。

搜索令状の執行の日から 3 ヶ月後またはそれ以降に「命令」を申請する場合には、知的所有権者はその遅延の理由を述べるよう求められる。

加えて、著作権に関わる刑法違反について、著作権法第 136 条 (10) は、

- 訴訟手続が起こされたが、押収された物品の引渡しもしくは廃棄に対する命令が下されない場合、または
- 押収から 6 ヶ月以内に訴訟手続が起こされない場合

には、その押収された物品を押収時の元の所有者に返還するか、または、そうすることが

合理的に実行不可能な場合には、警察官が保管する遺失物の処分に適用する法律に従って、その物品を処分するよう規定している。

著作権法第 136 条 (11) は、押収から 6 ヶ以内に訴訟が提起されない場合、押収した全ての書類は押収時の元の所有者に返還するか、または、それが合理的に実行不可能な場合には、警察官が保管する遺失物の処分に適用する法律に従って、その書類を処分するよう規定している。

提出された書類に不備がなければ、通常、法務総裁室は「命令」を発行する。現時点では、法務総裁は、通常、「許可」をその発行日から 2 ヶ月以内に実行するよう要求する。

召喚令状の発行請求

法務総裁室が、被疑者に対する刑事訴訟の開始を知的所有権者に認める「命令」を発行すると、知的所有権者の代理人はシンガポールの下級裁判所の治安判事に告訴状を提出する。告訴とは口頭または書面によってなされる申立てであって、下級裁判所の登録部に備えられた書式を使用して書面で行うのが通例である。

通常、治安判事は、「命令」の写し、および告訴人が告訴状の提出を認められている旨の知的所有権者の確認状を要求する。

治安判事は、申し立てられた刑法違反につき裁判権を引き受ける場合には、宣誓をさせた上で告訴人を尋問し、その尋問の内容を文書にまとめ告訴人と治安判事が署名する。この手続は CPC 第 133 条 (1) および (2) で規定されている。

実際面では、告訴状で刑法違反が開示されており、かつ同告訴状の真実性を疑うに足る理由がない限り、治安判事は召喚令状を発行して、裁判所への出頭を被疑者に命じる。

召喚令状は、CPC の規定に従って被疑者に送達しなければならない。

裁判所における初回陳述

召喚令状が被疑者に送達されると、両当事者は指定された日に裁判所に出頭しなければならない。被疑者は裁判所で公式に告発を受けたうえで、有罪であることを認めるか、あるいは正式事実審理を請求するか、その何れを意図するかと尋ねられる。

不出頭

被疑者が指定された日に出頭せず、かつ召喚令状が CPC の規定に従って然るべく送達されたことが証明されているにも拘らず、かかる不出頭について合理的な理由の呈示が無い場合には、訴追者側は逮捕状の発行を請求することができる。この手続は CPC 第 54 条で規定されている。これにより、この裁判は被疑者の逮捕まで停止される。

法務総裁室に対する陳情

被疑者は、告発を撤回するか、訴訟を取り下げるか、または告発内容を減らすよう陳情することができる。起訴内容を撤回するか、起訴内容を減らした上で訴訟を進めるか、等々に関する決定には、法務総裁室の承認を得なければならない。

有罪を認める答弁

多くの訴訟では、被疑者は告発された刑法違反について有罪を認める選択をする。しばしば、法務総裁室の同意のもとに、被疑者は自らに対する告発内容のうち一部の事項について有罪を認め、残余の事項については判決で酌量して貰うことを選択する。この手続は CPC 第 178 条で規定されている。

続いて、裁判所は被疑者に対して判決を下す。裁判所は、侵害物の引渡し、または処分を命じることができる（下記参照）。

正式事実審理の請求

被疑者は正式事実審理を請求する決定をすることもできる。この請求をすると、正式事実審理準備のための会合の日が決められる。この正式事実審理準備のための会合の目的は、係争対象となっていない争点があるか否かを確認することである。両当事者が「不抗争事実陳述書」につき合意に達すると、その内容が正式事実審理に付されることになる。

刑事事件の正式事実審理においては、立証責任は告訴人側にあり、告訴人側はその事例を合理的な疑いを超える程度に証明しなければならない。

告訴人側がこの証明の基準（証明があったとされる基準点）を満足させることができれば、被疑者は有罪であると宣告され、判決が下される。裁判所は侵害物の引渡しまたは処分を命じることができる（下記参照）。被疑者は、判決を不服とする場合、または、裁判所の行為が誤っていたと信じる場合には上訴することができる。この手続の概要は、「上訴」の項で説明する。

告発人側が証明の基準を満足させられない場合には、被疑者は無罪放免となる。但し、無罪放免となっても、裁判所は侵害物の引渡しまたは処分を命じることができる（下記参照）。告発人側または被疑者が、この判定または判決を不服とする場合は、上訴することができる。この手続の概要は、「上訴」の項で説明する。

侵害材料および / または侵害物品の引渡しまたは処分

著作権法第 136 条 (8)

著作権法第 136 条 (8) の規定によれば、刑法違反についてある者に対する告発が行われた裁判所は、その刑法違反についてその者の有罪が証明されると否とを問わず、被疑者が所有するかまたは裁判所が留置している物品で、裁判所が侵害模造品であることが明白であると判断する物品、または侵害模造品の製造に支配的に使用された物品を、破棄するかもしくは著作権者に引き渡すこと、または裁判所が適切と判断する方法で処分することを命じることができる。

商標法

商標法第 55 条のもと、裁判所は、適切と見なす場合には、刑法違反について有罪が証明された者に、その刑法違反に関わったすべての物品または商品に対する権利を放棄して政府に引き渡すよう命じることができる。

商標法には、被疑者が無罪放免となった場合の商品の引渡しおよび／または処分について定めた条項は無い。従って、この問題の判断には、CPC の一般規定が適用される。

CPC 第 386 条のもと、裁判所は、裁判所に呈示・提出された財産もしくは書類の没収、押収、破棄、または何れかの者への引渡しを命じる権限を持つ。

押収品の返還

著作権法

治安判事が、著作権法第 136 条 (9) に基づく権限を行使して搜索および押収を命じたが、その後の訴訟手続で引渡しもしくは破棄の命令を下さなかったか、または押収から 6 ヶ月以内に訴訟手続が提起されなかった場合には、当該物品もしくは書類は、押収時点の所有者に返還される。その返還が合理的に実行不可能な場合には、警察が保管する遺失物と同様の方法により処分される。

商標法

商標法には、押収品の返還を規定する類似の条項は無い。

但し、商品が違法に押収された場合には、その商品の所有者は裁判所に返還を請求することができる。

5. 上訴

刑事違反の犯罪訴追手続で、地区裁判所または下級裁判所が下す判断、判決、または命令を不服とする訴追人側または被疑者は、その判断、判決または命令に対して、次の事柄等を根拠に、高等法院へ上訴することができる。

- 下された判決が妥当でないこと、および／または
- 法律上の誤りまたは事実誤認あったこと⁹。

上訴の手続

上訴の通知は、当該判断、判決または命令がなされてから 10 日以内に下級裁判所の登録部に 3 通提出しなければならない。この上訴の通知は、次のようなものでなければならない。

- 高等法院宛てたものであること、および
- 上訴関連の通知または書類を上訴人および／またはその弁護士に送達するための宛先を記載したものであること。

次に、下級裁判所は上訴人に、「判決の根拠」の署名入り写しを送達する。この受領から 10 日以内に、上訴人は下級裁判所の登録部に上訴状を提出しなければならない¹⁰。

⁹ CPC 第 247 条 (1)

¹⁰ CPC 第 247 条 (5)

この上訴状には、上訴の対象とする判決の内容、および、もしあれば、裁判所に法律上の誤りまたは事実誤認があったと上訴人が信じる法律または事実の部分を簡潔に明記しなければならない。

上訴状を 10 日以内に提出しないと、上訴は取り下げられたものと見なされ、事実審裁判所が判決と命令を執行する¹¹。

上訴での審理

当該事例の状況から見て、下級裁判所の判断、無罪放免または刑の宣告には、法律上の誤りがあったこと、証拠の重さに反する事実誤認があったこと、または刑の宣告が過重もしくは不十分であることが明白であること、の何れかを十分に立証できない場合には、上訴裁判所は上記の判断または判決を無効としない。

上訴裁判所は、下級審の判決に介入する十分な根拠がないと見なす場合、その上訴を却下する。

無罪判決の場合の上訴

上訴裁判所は、かかる上訴に介入する十分な理由があると見なす場合には、もとの命令を破棄して、次の指図をすることができる。

- さらなる調査を行うこと、
- 被疑者を正式事実審理に付すか、もしくは正式事実審理のために拘留すること、または
- 被疑者を有罪とする判決を言い渡すこと¹²。

有罪判決の場合の上訴

上訴裁判所は、有罪判決の場合の上訴に介入する十分な根拠があると見なす場合には、次のことを行うことができる。

- もとの事実認定および判決を破棄して被疑者を無罪放免とすること、または正当な裁判管轄権を持つ裁判所による正式事実審理に付すこと、もしくは正式事実審理のために拘留すること、
- もとの事実認定を変更して判決を維持すること、または、事実認定を変更してもしくは変更せずに、判決で言い渡した刑を重くしもしくは軽くすること、または
- もとの判決で言い渡した刑を増減して、もしくは増減せずに、および事実認定を変更して、もしくは変更せずに、判決の種類を変更すること¹³。

¹¹ CPC 第 247 条 (7)

¹² CPC 第 256 条 (a)

¹³ CPC 第 256 条 (b)

刑を不服とする上訴

上訴裁判所は、刑を不服とする上訴に対して介入する十分な根拠があると見なす場合、もとの判決で言い渡した刑を増減するか、または判決の種類を変更することができる¹⁴。

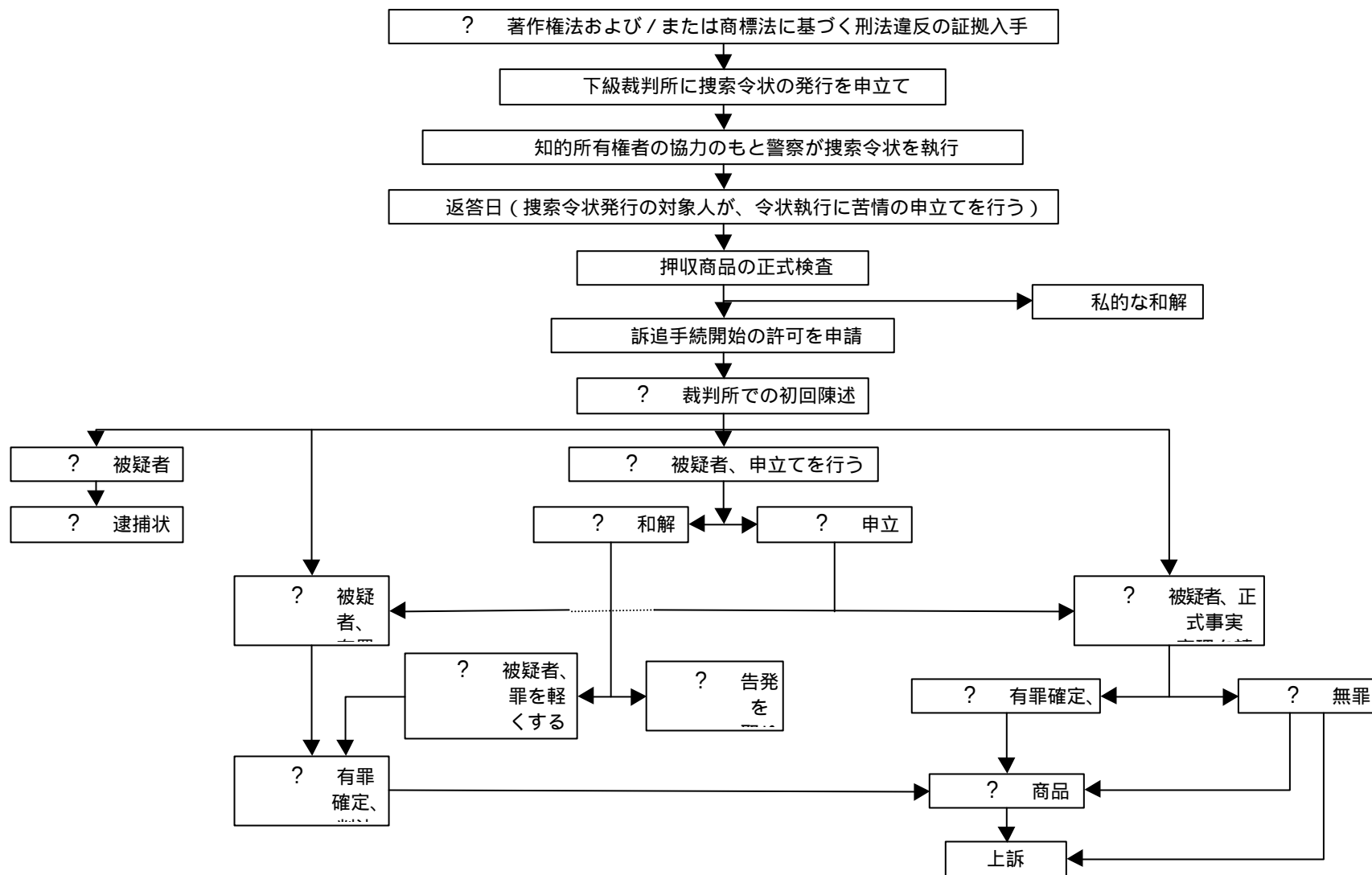
6. 刑事訴訟手続の概要

手続の概要は、添付書類 I のフローチャートを参照。

¹⁴

CPC 第 256 条 (c)

付属書類 I



第八章

ライセンス / 技術移転

1. 実施（使用）許諾

知的所有権の実施（使用）許諾（ライセンス）の付与は、商業的な市場性開発のかなり一般的な方法である¹。実施（使用）許諾の付与は、知的所有権に対する所有権そのものを実施（使用）権者（ライセンシー）に移転するものではない。実施（使用）許諾の付与は、単に、実施（使用）権者に対して、使用料またはロイヤルティと引き替えに、規定された期間、当該権利の市場性開発を認めるに過ぎない。これは、市場でのプレゼンスを拡大・強化する低コストの手っ取り早い方法でもある。実施（使用）許諾者（ライセンサー）から見て、実施（使用）許諾付与の利点には次のものがある。

- コスト低減および財務リスクの削減
- ブランドのイメージ向上
- 知的所有権ののれん（グッドウィル）の強化
- 異なる製品種目への拡大
- 商標権保護の強化

商標権、意匠権、特許権、著作権および企業秘密（トレード・シークレット）を含む何らかの知的所有権の所有者は、自らが持つ権利の実施（使用）許諾を第三者²に付与することができる。

実施（使用）権者に付与される権利

特許権

¹ 技術の「移転」という語は、本課題で使う場合、技術の実施（使用）許諾の付与に限定するものと仮定する。知的所有権が関係する場合、JETRO から与えられた作業指針に基づき、本課題が扱う範囲を実施（使用）許諾の付与に限定し、所有権そのものの移転は扱わないものとする。但し、知的所有権そのものは、実施（使用）許諾の付与に加えて、一方の当事者から他方の当事者に譲渡することも可能である。

² 但し、本課題のもと、作業指針に従って、対象を特許権、商標権および意匠権に関わる分野とする。シンガポールには、特に実用新案権だけを扱う個別の法律はない。

シンガポールでは、特許の実施許諾の付与、または特許の出願には、ある一定範囲で、1995年特許法が適用される。通常（非独占的）実施権者は、実施許諾がなかったならば禁止されることになる行為を行う権利を持つ。専用（独占的）実施権者は、当該特許権の侵害に関して、自らの名前で訴訟手続を起こす権利を持つ。但し、特許権者が、原告として参加しなければならない。そうしない場合は、被告として加えなければならない。

実施権者は、特許の実施許諾のもと、実施許諾に別段の明示的な規定がある場合を除き、特許権者に対して、当該特許権の侵害を防ぐため訴訟手続を起こすよう要求することができる。かつ、特許権者が、かかる要求があった後 2 ヶ月以内に、その要求に応えない場合には、実施権者は、自らが当該特許権者であるかのように、特許権者を被告として、侵害に対する訴訟手続を起こすことができる。

商標権

登録商標の使用許諾の登録を可能にする 1999 年商標法により、一定の権利が使用権者に譲渡される。使用権者は、自らが持つ使用許諾、または自らの利益が由来する何らかの使用許諾に別段の規定がない限り、自らの利益に影響を及ぼす事柄に関して、侵害に対する訴訟手続を起こすよう、当該登録商標権者に要求する権利を持つ。商標権者が、かかる要求があった後 2 ヶ月以内に、それを拒絶するか、またはそれに応えない場合には、使用権者は自らが商標権者であるかのように、自らの名前で訴訟手続を起こすことができる。

使用権者は、自らの名前で、単独で、中間的救済を請求することができる。但し、使用権者が侵害に対する訴訟手続を起こす場合には、商標権者を原告として参加させるか、または、被告として加えなければならない。

使用権者が、専用使用権者である場合には、その使用権者は、使用許諾で規定する範囲で、自らが（商標権の）譲受人であるかのような権利を持ち、救済措置を受けることができる。専用使用権者は、使用許諾規定に従って、商標権者以外のすべての者に対して、自らの名前で、侵害に対する訴訟手続を起こす権利を持つ。専用使用権者は、自らの名前で、中間的救済を請求することができる。但し、専用使用権者が持つ権利および救済措置が、当該登録商標権者の権利および救済措置と併存するものである場合には、商標権者を原告として参加させるか、または被告として加えなければならない。

使用許諾にその旨の規定がある場合には、使用権者は再使用許諾（サブライセンス）を付与することができる。

登録意匠権

登録意匠権の使用許諾の付与、またはその出願には、ある一定範囲で、2000 年登録意匠法が適用される。同登録意匠法のもと、ある意匠が登録され、その後、その意匠に対して利益を持つか、または利益を主張する者が、裁判所に対して請求を行った後、裁判所が、当該登録意匠を一人または複数の旧所有者から一人または複数の新所有者（旧所有者を含むと、含まないと問わない）に移転するよう命令を出した場合、旧所有者が行ったすべての使用許諾は引き続き有効であり、新所有者により付与されたものとして取り扱われる。但し、その移転が、所有者として登録される権利を持たない者の名前で当該意匠が登録されたことを理由に行われたものである場合には、旧所有者が付与したすべての使用許諾は、一人または複数の新たな者が当該意匠権の新所有者として登録される時点で、失効する。但し、使用権者が、善意で当該意匠権の侵害を構成することになる行為を行っていた場合で、かつその行為が行われた時点で明細書（particulars of the reference）が登録済みであった場合、または、使用権者が善意で、かかる行為を行うための有効で真剣な準備を行った場合には、その使用権者は、規定された期間内に新所有者に要求すれば、かかる行為を継続するか、またはかかる行為を実行するための通常使用許諾を受ける権利を持つ。

使用許諾が規定する範囲内で、使用権者は再使用許諾を与えるか、または人的財産権と同じ方法で、使用許諾を譲渡もしくは移転する権利を持つ。使用許諾は、人格代表者の同意によっても、付与することができる。

加えて、専用使用権者は、使用許諾の付与日後に発生した意匠権の侵害に対して、訴訟手続を起こす権利を持つ。専用使用権者が裁判所から取得できる救済には、差止命令（裁判所が適切と判断する条件に基づく）、損害賠償、または不当利得返還が含まれる。

裁判所は、損害賠償を認めるに当たっては、専用使用権者が侵害の結果として被った、または被る可能性のある損失のみを考慮に入れる。裁判所は、不当利得返還の補填を命じるに当たっては、専用使用権者の権利を侵害することによって得た利益のみを考慮に入れる。

専用使用権者が起こす侵害に対する訴訟手続では、専用使用権者は、登録所有者をその訴訟手続の当事者とする。登録所有者が被告とされる場合には、その訴訟手続に参加する場合を除き、一切の経費または費用に対して責任を負わない。

法律が認める実施（使用）許諾

先使用、独立参入権、など

本項では、知的所有権者から特定の明示的な実施（使用）許諾または同意が無くても、特許、商標、または意匠を継続的に利用できる状況について概説する。かかる権利は、善意の先使用の結果として、または他の方法によって発生する。かかる権利を生じさせる状況を以下で概説する。

特許権

シンガポールで、ある発明に対し特許が付与されるより前に、通常であればその特許を侵害することになる行為を、善意で行うか、または、かかる行為を行うべく有効かつ真剣な準備をした者は、かかる行為を継続して行う権利を持ち、かつ／またはその製品を継続して利用することができる。但し、同じ行為を行うための実施許諾を、他の者に付与することはできない。

事業を行っている場合には、その権利をもつ者は、その権利をパートナーに付与するか、または、死去もしくは解散時に、その事業の重要部分を取得する者に譲渡もしくは移転することができる。上述の権利を取得する者は、当該製品を、登録所有権者が処分していたのと同じ方法で取引することができる。

商標権

ある者が事業を行なう中で、他の者が登録したものと類似もしくは同一の商標を使用する場合、その者が当該商標の使用を、他の者によるその登録商標の登録日、または、他の者によるその登録商標の最初の使用日、の何れか早い日より前に始めていたのであれば、侵害とはならない。

登録意匠権

ある者が、ある意匠の登録日より前に、善意で、当該意匠の侵害を構成する行為を行うか（その行為が行われた時点でその意匠が有効に登録されていたことを前提とする）、または、善意で、シンガポールでかかる行為を行うべく有効かつ真剣な準備をした場合には、その者は、かかる行為を継続するか、またはかかる行為を実行する権利をもつ。加えて、事業を行う中で、かかる行為を行ったか、または準備を行った場合には、かかる権利を持つ者

は、事業の何れかのパートナーがその行為を行うことを許可し、かつ、事業のその部分を取得する者に対して、その権利を譲渡することができる。しかしながら、2000 年登録意匠法が付与するこの権利は、かかる者が、他のいずれかの者に対して使用許諾を付与するのを認めるものではない。

強制的実施（使用）許諾

強制的実施（使用）許諾の付与規準

特許権

利害関係者は誰でも、下記を根拠に、当該特許の実施許諾を裁判所に申請することができる。

- (i) シンガポールでは、ある特許発明品が市場に供給されていないこと、または
- (ii) シンガポールでは、合理的な条件で市場に供給されていないこと、

但し、かかる申請は、その利害関係者が、先ず、特許権保有者から合理的な商業的条件で実施許諾を獲得すべく合理的なすべての手段を講じ、それでも、合理的な期間内にその実施許諾を獲得できないときに初めて行うものでなければならない。加えて、かかる申請は、特許権付与日から 3 年間、または、特許権出願日から 4 年間、の何れか遅い方の期間が満了して後に、初めて行うことができる。

商標権

申請できない。

登録意匠権

2000 年登録意匠法は、「強制的使用許諾」について特に言及していない。但し、使用許諾付与の命令を裁判所が出すことを認める規定はあるが、これは、ある者がこの法律に基づき意匠を登録した後、その意匠権を圧倒する権利が存在する場合のことである。かかる事態においては、裁判所は、当該意匠の使用許諾を、かかる圧倒的な権利を持つ者に対して付与するよう命じることができる。裁判所は、意匠権を新所有権者に移転するよう命じる場合には、その使用許諾を、旧所有権者に対して、または旧所有権者から使用許諾を得た者に対して、付与するよう命じることができる。

付与される権利

特許権

強制的実施許諾は通常実施許諾である。これは、特許発明品を主としてシンガポールで供給することに限定される。強制的実施許諾は、特許発明品が使われる事業ののれん（グッドウィル）に関連して譲渡する以外には、譲渡してはならない。裁判所による強制的実施許諾付与の命令は、裁判所が適切と判断する条件に基づいて出すことができる。適切と判断されるケースでは、裁判所は、発明を実施する申請者に対して、他の発明の特許保有者がその実施許諾を付与するよう命じることができる。但し、当該特許発明の実施に必要な範囲のものに限る。

実施（使用）許諾供与の、認可機関への強制的 または自発的登録 / 政府当局による規則

特許権

実施権者を含め、特許または特許出願に対する財産権を取得したと主張する者は、シンガポール知的所有権庁（以下「IPOS」）にその実施許諾を登録して、当該特許または特許出願に対する自らの権利を通知すべきである。

特許に対する権原を登録しなくても、専用実施権者は当該特許の侵害に対して訴訟手続を開始することを妨げられない。しかし、実施権者は、実施許諾を、その法律行為の日付から 6 ヶ月以内に IPOS に登録しないと、その法律行為の後で発生する侵害に関して、損害賠償または不当利得返還を受ける権利を持たない。但し、裁判所に、かかる期間内に登録することは実行不可能であったが、その後、可及的速やかに登録したと証明できる場合は、この限りではない。

加えて、特許権者は、上記登録局に対して、特許に基づく実施許諾は当然の権利として利用可能である旨を登記簿に記録するよう請求することもできる。その後は、誰でも、登録事務所が同意するか、または規定する条件に基づいて、当然の権利としてその実施許諾を受ける権利をもつ。請求は、その者みずからか、または特許権者の何れかが行うことができる。

商標権

ある登録商標権に基づく使用許諾の付与は、商標権法のもと、「登録できる法律行為」である。使用許諾の登録は強制的なものではないが、使用権者は登録することにより特定の便益を享受することができる。この点については、下記で更に詳しく解説する。

登録意匠権

登録意匠の使用許諾の付与は、2000 年登録意匠のもと、登録可能な法律行為である。

登録または非登録の効果

特許権

1995 年特許法は次のように規定している。即ち、先に行われた法律行為が登録されなかった場合、または、出願が公開されていないケースで先に行われた法律行為の通知が登録局になされなかった場合、ならびに、両方のケースで、後で行われた法律行為に基づき権利を主張する者が先に行われた法律行為について知らなかった場合には、後で行われた法律行為に基づき権利を主張する者は、先に行われた法律行為に基づき権利を主張する者に対抗して、特許または特許出願に対する財産権を持つ。従って、実施権者が実施許諾の付与を登録しようとするのは賢明なことであり、そうしないと、後で行われる法律行為の時点で、先に行われた法律行為（即ち、実施許諾）が登録されておらず、かつ後で行われた法律行為に基づき権利を主張する者が先に行われた法律行為について知らなかった場合には、後の法律行為により、特許もしくは特許出願に対する利益もしくは財産権を取得したと主張する者が、その使用権者に対抗し得る権利を持つことになる。

これらの規定は、何れかの者が、先に行われた法律行為によって取得した権利と両立しない特許もしくは特許出願に対する、もしくはそれに基づく権利を取得したと主張する場合に等しく適用される。実施許諾を登録するには、IPOS に次の詳細を提出しなければならない。

- (i) 実施権者と実施許諾者の氏名と住所、
- (ii) 実施許諾に関わる詳細、たとえば、実施許諾契約の日付、実施許諾の範囲と性質、実施許諾の発効日、使用許諾の終了日（もし、あれば）。

商標権

登録申請をするまでは、

- (i) 使用権者は、上述の権利を利用することができない、
- (ii) 当該法律行為は、使用許諾契約の存在を知らずに、当該登録商標についての、またはそれに基づく相反する利益を獲得した者に対抗し得る効力を持たない、および
- (iii) 使用権者は、当該使用許諾契約の日付以降、登録申請日までに発生する当該登録商標の侵害に関して、損害賠償または不当利得返還を受ける権利を持たない。

従って、使用権者の立場から見れば、自らの利益を IPOS に登録しようとすることは賢明である。さらに、登録すれば、使用許諾の取決めが有効であることを公衆および同業者に通知するのに役立つ。

使用権者は、当該法律行為の指定された明細、即ち下記の事項を登録簿に登録するよう IPOS に請求すべきである。

- (i) 使用権者の氏名と住所
- (ii) 専用使用許諾である場合には、その事実、
- (iii) 使用許諾が限定的なものである場合には、その制限の明細、および
- (iv) 期間が確定しているか、または確定可能なものであれば、使用許諾の存続期間。

登録意匠権

登録申請をするまでは、使用許諾は、その事実を知らずにその登録意匠について相反する利益を獲得した者に対抗し得る効力を持たない。使用許諾を登録するには、当該法律行為の指定された明細、即ち下記の事項を IPOS に提出しなければならない。

- (i) 使用権者の氏名と住所
- (ii) 専用使用許諾である場合には、その事実、
- (iii) 使用許諾が限定的なものである場合には、その制限の明細、および
- (iv) 期間が確定しているか、または確定可能なものであれば、使用許諾の存続期間。

ある登録意匠の使用権者となる者は、その法律行為の日付以降、その法律行為の登録申請日までの間に発生する当該登録意匠権に対する侵害については、損害賠償または不当利得返還を受ける権利を持たない。同じく、法律行為の日付以降、同法律行為の登録申請日までの間に発生する政府サービス業務のための当該意匠の使用に関して、補償を請求する権利を持たない。

管轄当局とのコンタクト・ポイントおよび所在地

IPOS の所在地は次の通り。すべての書簡または照会は登録官宛としなければならない。

Intellectual Property Office of Singapore

51 Bras Basah Road

#04-01

Plaza By The Park

Singapore 189554

Tel: (65) 339 8616

Fax: (65) 339 9230

事務所の通常営業時間

平日（月曜日から金曜日）	08:30 ~ 12:30	グリニッジ標準時 + 8 時間
	13:30 ~ 17:30	グリニッジ標準時 + 8 時間
土曜日	08:30 ~ 13:00	グリニッジ標準時 + 8 時間
日曜・祝祭日	閉庁	

当該当局に提出する書類とその指定書式

下記にリストを掲げる各種知的所有権の実施（使用）許諾を登録するには、以下に示す指定書式に、公的手数料を添えて IPOS に提出しなければならない。

特許権

特許権指定書式 24 号、および 70 シンガポールドル（特許権または特許権出願 1 件当たり）

商標権

商標指定書式 TM 37 号、および 60 シンガポールドル（商標 1 件当たり）

登録意匠権

意匠権指定書式 D9 号、および 80 シンガポールドル（意匠 1 件当たり）

ロイヤルティ

それぞれの関連法規には、ロイヤルティの徴収期間を定めた特定の規定はない。但し、実施（使用）許諾契約で、当該知的所有権が存続する限り、または有効に存在する限りロイヤルティを支払う旨規定していることが多い。徴収期間を、特定の知的所有権の「存続年数」と一致させることができることもある。

特許権

特許権の存続期間は最長 20 年である。4 年目が経過した後は毎年更新する。

商標権

最初に登録した商標権は 10 年間存続する。その後は、さらに 10 年間につき更新することができる。

登録意匠権

意匠権の最初の登録は 5 年間である。その後は、5 年毎に、最長 10 年間まで更新することができる。

ロイヤルティ算定基準（市場相場）

実施（使用）権者が実施（使用）許諾者に対して支払うロイヤルティの金額算定には、決まった規則はない。従って、契約の中で、ロイヤルティ算定の正確な方法を適切に規定すべきである。ロイヤルティの算定は、使用許諾者の意匠を使用して製造した製品の個数に基づいて、即ち、単位当たりで行うか、または、販売価格に対する一定のパーセンテージで行うことができる。後者の場合、付加価値税およびその他の税は計算から除外すべきである。

ロイヤルティの支払いは、一括払いとするか、または定期払いとすることができる。実施（使用）許諾者に対するロイヤルティの最低支払額を決めるか、または、将来の市場について楽観的見通しがある場合には、先に行くほど増額する計算方式を設定することもできる。

上述のロイヤルティの算出および支払い方法は、全てを網羅したものではないし、詳細なものでもない。当事者のニーズに合わせて特定の契約を結ぶことができる。

ロイヤルティの海外移転についての制限

一般的に、源泉徴収税の問題を除いては、シンガポールの法律のもとで、シンガポールから海外に所在する実施（使用）許諾者へのロイヤルティの移転に対する制限は一切ない。

2. 契約

契約で明確に定めるべき事項

特許権、商標権、および登録意匠件はすべて知的所有権の範疇に含まれるものであるので、それぞれの実施（使用）許諾契約は、当然のことながら、一揃いの基本的な定型文言を含む。一般的に、実施（使用）許諾契約では、少なくとも次の分野を明確に取り決めるべきである。

独占性

実施（使用）許諾の付与は、専用、または通常のいずれとすることもできる。専用実施（使用）許諾の場合には、実施（使用）権者以外の者はだれも、当該発明、商標、または意匠を使用することができない。また、当該関係製品またはサービスのマーケティングを、実施（使用）許諾者自身が契約地域内で行う権利を持つか否かを決めておくことも不可欠である。

逆に、通常実施（使用）許諾については、実施（使用）許諾者は、自らが望むだけ多数の実施（使用）許諾を付与することができる。実施（使用）許諾から最大の便益を取得するには、実施（使用）権者は、その実施（使用）許諾のもとで、関係契約地域内に並行輸入品が入るのを最小限に抑えるために全ての必要な措置を講じる義務を、実施（使用）許諾者に負わせるようにすべきである。

契約地域

知的所有権は通常、属地的なものであるため、関係する契約地域を特定することが不可欠である。実施（使用）許諾を別の裁判管轄区域にある別の当事者に付与することは可能である。

実施（使用）許諾の範囲

これにより、実施（使用）許諾が適用される知的所有権の輪郭を明確にし、もしくは特定し、製造権および／または販売権が付与されるか否かを明記し、もし該当すれば再実施（使用）許諾の権利について規定し、実施（使用）権者が許諾された行為を行うことのできる地理的および技術的範囲を規定し、および、実施（使用）許諾を受けた技術の使用分野または製品の市場を限定すべきである。

秘密保持および守秘義務

実施（使用）許諾契約の履行中に、当事者は、しばしば他方当事者の極秘情報を受け取り、または知るに至る可能性がある。従って、契約で、当該契約に基づく両当事者の権利・義務の履行という唯一の目的にとって必要なものを超えた極秘情報の使用および／または開示について、制限を規定するべきである。契約で、当事者は他方当事者に対して、極秘情報の非許諾開示、不正使用、盗難、またはその他の紛失について通知するよう規定すべきである。守秘義務は、守秘義務に関するコモンロー上の原則に従って、契約終了後も存続する。

必要な場合には、たとえば、権限を付与された職員に対してのみ開示するなどの、開示権を制限する規定を設けることができる。このことは、実施（使用）許諾には特許を伴う資料または事項の使用が含まれるので、特に重要である。

品質管理規定

実施（使用）権者に対して、最低限度の品質規準を守るよう義務付けることも望ましい。実施（使用）権者に次のことを約束するよう要求することができる。

- (i) 特定の指図、製法または仕様に従って製造すること、
- (ii) 使用する原料は、必ず最低限度の規準に合致したものとすること、
- (iii) 製品のサンプルを提出して実施（使用）許諾者の承認を得ること、
- (iv) 実施（使用）許諾者に、施設および製品を検査する権利を認めること、および
- (v) 実施（使用）許諾製品の販売促進、包装および宣伝広告につき、実施（使用）許諾者の承認を得ること。

同時に、実施（使用）許諾者には次の義務を負わせることができる。

- (i) 全ての技術的データおよび情報を実施（使用）権者に提供して、実施（使用）権者が自らの義務を履行できるようにすること、
- (ii) 必要な場合には、マーケティングと販売促進を支援すること、および
- (iii) 実施（使用）権者に対して合理的な助力を提供すること。

しばしば、契約で、適切な規準の維持を確保するため、実施（使用）権者の施設の検査権を実施（使用）許諾者に認めるよう規定することもできる。

実施（使用）権者による知的所有権の使用

実施（使用）権者には、実施（使用）許諾者の知的所有権に異議を申し立てないこと、契約に基づき許可された方法以外では実施（使用）許諾者の知的所有権を使用しないこと、および、実施（使用）許諾者の知的所有権を第三者の侵害から保護すること、に同意させ、かつ約束させるべきである。通常は、実施（使用）権者が実施（使用）許諾者の権利を認めること、ならびに、実施（使用）権者が、実施（使用）許諾契約は実施（使用）権者に対して、同契約が明示的に許可するものを超えた権利、権原または利益を与えているものではないことを認めること、を宣言する条項を契約に入れる。

損害補填規定

実施（使用）許諾者は、契約に損害補填規定を入れて、実施（使用）許諾者が第三者に対して負う何らかの義務につき、実施（使用）権者に損害補填をさせることができるようにすることによって、自らの立場を保護することができる。当然のことながら、実施（使用）許諾者が、広範な損失補填規定を設けて、法的手続きまたはその他の手続で発生する費用も含めて、全ての債務および費用に関して損害補填を請求できるようにすることは、実施（使用）許諾者の利益になることではあろう。しかし、一方における実施（使用）許諾者の保護と、他方における実施（使用）権者の危険度を均衡させることが必要である。

実施（使用）権者に対抗する救済措置

実施（使用）許諾者は、実施（使用）権者に対抗する自らの救済措置を、契約の中で明示的に規定するよう希望することもできる。実施（使用）権者が何らかの契約違反を犯し、それが実施（使用）許諾者に対して重大かつ継続的な損害を与える結果となった場合には、実施（使用）許諾者に、差止救済、特定の履行、または適切と判断される追加的な救済措置を請求する権利を与える旨の条項を入れるのは普通のことである。もちろん、一定の種類の違反が、十分に重大なものであれば、実施（使用）許諾者は、契約を即刻解除できる

旨を規定することもできる。

侵害

実施（使用）許諾者の知的所有権に対する侵害、または差し迫った侵害に関する事項を扱う条項も入れるべきである。それらの事項には、たとえば、自らの目に留まった侵害もしくは差し迫った侵害を、または訴追、抗弁、和解、および判決で決められた損害賠償の分担方法に関連する当事者の義務と責任などのその他の事項を、実施（使用）許諾者に通知する実施（使用）権者の義務が含まれる。

規制の遵守

実施許諾契約はしばしば、許諾製品の開発、製造、流通、販売、またはマーケティングを目的として締結される。その契約の履行中に、政府が定めた、制定法上の、または他の規制上の許可、承認、認可、登録、もしくは同意を、申請しもしくは取得すること、または他の法律上の、もしくは規制上の要件を遵守すること、が必要になる可能性がある。従って、これらの制定法上の義務を、いずれの当事者が履行するのか特定する条項を設けることが望ましい。

実施（使用）許諾の記録

付与された実施（使用）許諾を、関係裁判管轄区域内にある関係当局（シンガポールの IPOS のような）に登録することを当事者に義務づける条項を入れることもできる。裁判管轄区域によっては、実施（使用）許諾の登録は、当該実施（使用）許諾の有効性に影響を及ぼすので、最も重要な事項となっているところもある。その他のシンガポールのような裁判管轄区域では、通常は、登録は強制的なものではないが、実施（使用）許諾の権利・義務に影響を及ぼす。従って、実施（使用）権者としては、実施（使用）許諾者に、実施（使用）権者の要請に基づいて、必要なすべての事柄を行うこと、および、関係当局に実施（使用）許諾を登録するのに必要な文書を作成すること、に同意させ、助力させるようにすることが望ましい。

ロイヤルティの支払い

金額および支払方法、支払期日、ならびに延滞利息を明確に定めておくべきである。

計算書と会計記録

実施（使用）権者に対して、適切な会計記録を保管し、かつ、実施（使用）許諾者がかかる会計記録を閲覧し、独立して監査するのを認める義務を負わせるべきである。

知的所有権の維持

当事者は、実施（使用）許諾者の知的所有権の維持および更新に関する取決めについても合意すべきである。通常、実施（使用）許諾者が知的所有権を保持しているのであるから、契約では、実施（使用）許諾者がかかる権利の維持および更新に必要な手数料および費用を負担する旨を規定するのが公正である。

存続期間と終了

実施（使用）許諾の存続期間、および実施（使用）許諾契約の解除を可能とする事由、ならびに解除時の各当事者の権利を契約書に明記すべきである。契約終了後の制約、たとえば取引制約を実施（使用）権者に課す条項などを入れるのも通常のことである。しかし、かかる条項を起草するに当たっては、それが合理的なものであること、および、実施（使用）許諾者の合法的な利益を保護するという目的を逸脱したものにならないこと、に注意しなければならない。法外な条項は、結局は、無効かつ法的拘束力をもたないと見なされる可能性がある。

その他の雑則

次の目的のために適切な条項を入れることができる。

- 契約地域外で、許諾技術の市場性開発を行うかまたは許諾製品の販売促進を行うこと、および、他の当事者に割り当てた契約地域もしくは市場に対して直接的に許諾製品を輸出すること、を実施（使用）権者に禁止すること、
- 定められた契約地域内で実施（使用）許諾契約の期間中に、および、同契約の満了後の合理的な期間においては、実施（使用）許諾者と競合しないことを約束するよう実施（使用）権者に要求すること。但し、これは、取引制限に対するコモンロー上の制約に留意して注意深く起草しなければならない。
- 競合製品を生産、使用または流通・販売しないこと、および、無許諾製品の生産およびサービスの提供のために許諾ノウハウを使わないこと、を約束するよう実施（使用）権者に要求すること、
- 許諾製品または許諾技術に対する改良物の所有権、ならびにかかる改良物の使用に関

して支払われたロイヤルティの受取りの権利は誰が持つかを定めること、

- 契約の準拠法、および紛争解決のための適切な裁判地などの事柄を巡る紛争を回避するため、当事者はこれらの事柄を契約の中で規定すべきである。当事者は、裁判管轄権および閉廷条項（prorogation clauses）を含む、紛争解決の特定の方法または手続についても合意することができる。

上記に加えて、他に特に特許許諾契約に見られる条項がいくつかある。

- 第一に、実施許諾者が、特許の使用と市場性開発のための方法について十分な知識を実施権者に伝えるのに必要な情報と資料を、実施権者に開示し、かつ提供する義務を負う旨、契約で規定するのが普通である。
- 第二に、実施許諾者が、実施権者の要請に基づいて、当該特許の使用と市場性開発に当たって、実施権者の従業員、代理人または請負業者を教育し、訓練し、または支援するために、熟練した人員を提供する旨の条項。
- 第三に、特許の使用に関わる追加物、変更物または改良物の開示、およびその改良に関連する当事者の権利に関する合意、に関わる規定。

さらに、1995 年特許法には、特許発明を実施するための実施許諾契約、またはかかる実施許諾に関わる契約を支配する一定の制限および制約がある。かかる契約の中で定めるいずれの制約的条件も、それが、

- 特許発明品である製品以外の何らかのものを、実施許諾者もしくはその被指名人から取得することを実施権者に要求するか、または、何れかの特定の者からまたは実施許諾者もしくはその被指名人以外の者から取得することを実施権者に禁止し、
- 実施許諾者もしくはその被指名人が供給しない物品の使用を実施権者に禁止するか、または、かかる物品もしくは製造法の使用に対する実施権者の権利を制限する

ものである限り、同法が定める特定の状況を条件として、無効とされる。

上記は、いずれの知的所有権の実施（使用）許諾契約書にも入れることが理想的であると考えられる、より重要な条項をいくつか説明したものである。契約当事者のニーズによって、さらに、権利や義務の記述を詳しくし、追加的条項を付け加えるよう要求することもできる。解釈を巡る後日の紛争を回避するため、当事者の権利義務については明示的に規定しておくことが常に賢明である。

同時に、他に、契約の譲渡性、通知、不可抗力、契約条項の分離独立性、等々に関する条

項のような、通常の契約に入っている通常の定型的契約条項も、かかる契約には入れておくべきである。

訳 注

第七章について：

P2/L8～9 他：「in a work (or sound recording, cinematograph film.....)」の「or」は、その後に同意語・説明語と思われるものを引き連れていますので、「すなわち」としました。

P7/L17～18：「and in order to the doing of that thing」残念ながら、この部分、今ひとつよく分かりません。

P8/L6～7 from last：「...and knowledge or circumstances...」の「or」は、どうしても「of」の誤りのような気がします。

P10/L10：「Subordinate Courts」日本語に上級裁判所、下級裁判所（たとえば高裁にとって地裁）という言葉がありますので、これにつられて下級裁判所としました。

第八章について：

P3/L9：「Intervening Right」に関しては、「英米法辞典」（東大出版会）に「intervening act = 独立参入行為」、「intervening agency = 独立参入主体」、「intervening cause = 独立参入原因」といった言葉があるので、ここから「独立参入」を頂戴して、これに「right = 権利」を加えて、「独立参入権」としました。

**[特許庁委託] ジェトロ海外工業所有権情報
模倣対策マニュアル シンガポール編**

[発行] 日本貿易振興会 投資交流部
〒105 - 8466 東京都港区虎ノ門2 - 2 - 5
Tel : 03 - 3582 - 5235
Fax : 03 - 3505 - 1854
2001 年 3 月発行 禁無断転載